

福祉建設経済委員会記録

福祉建設経済委員会

委員長 田 邊 学

- 1 日 時 令和6年9月12日(木) 開会： 10時00分 閉会： 15時53分
水道局、福祉保健部、経済部
令和6年9月13日(金) 開会： 10時00分 閉会： 17時03分
病院局、建設部、都市政策部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 大田 敏司、河村 龍男、小林 隆司、田中 陽三、田邊 学、中村 譲、
萬谷 竹彦
- 4 事務局職員 西 優、起本一生
- 5 説 明 員
吉本副市長
【水道局】 宮崎水道事業管理者、中西業務課長、藤井工務課長、山根浄水課長、
中島料金担当課長
【福祉保健部】 松村福祉保健部長、岡村福祉総務課長、藤岡高齢者支援課長、小熊
地域包括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所長兼西部地
域包括支援センター所長、温品子ども政策課長、山野井こども政策課保
育指導担当課長兼学校教育課幼児教育指導担当課長、和久子ども家
庭課長、安池健康増進課長、都野健康増進課健康対策担当参与、中本
介護老人保健施設清算室長
【経済部】 西村経済部長、佐々木経済部次長兼商工振興課長、影土井農林水産
課長、弘中有害鳥獣対策担当課長兼有害鳥獣対策センター長、岩崎
農林水産課技術担当課長、久山観光・シティプロモーション推進課長、太
田農業委員会事務局長
【病院局】 桑田病院事業管理者、川崎病院局管理部長、萬治病院局管理部次長
兼経営企画課長、田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長、植
本大和総合病院事務部長、西村病院局経営企画課調整担当参与、田
中光総合病院医事課長、佐古光総合病院総務課長、大濱光総合病院
経理担当課長、中本大和総合病院業務課長兼健診課長兼医療情報管
理室長

【建設部】 酒向建設部長、沖本建築担当次長兼建築住宅課長、秋友監理課長、山口道路河川課長

【都市政策部】 松並都市政策部長、山本都市政策課長、山本都市政策課公園緑地担当課長、山門公共交通政策課長、邊見下水道課長、弥益下水道課下水道技術担当課長

6 議事の経過概要 別紙のとおり

7 その他（傍聴） 報道1社、市議会モニター

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①認定第1号 令和5年度光市水道事業決算について

説 明：中西業務課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質問をさせていただきます。決算書の14ページなんですけど、経営指標に関する事項について少しお聞きしたいというふうに思います。

まず、1点目としましては、減価償却費の大幅な減少によって、事業費用が減少したという記載がありましたが、この具体的な内容という部分と、令和6年度の減価償却費の見込み、これについてお示しをお願いします。

○中西業務課長

減価償却費の大幅な減少といった内容でございますが、先ほど説明で簡単に触れましたが、具体的に説明させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、令和4年度と比較しますと、減価償却費が約6,800万円減少しております。その要因としましては、平成17年度に竣工しました第4次拡張事業におけます電気・機械設備の更新工事、この耐用年数が経過したことが上げられます。

併せて申し上げますと、電気・機械設備につきましては大規模な投資額となる一方で、使用可能期間が、配水管などの構築物と比べまして使用期間が短く、法定耐用年数も15年、16年と短く設定されております。そのため、単年度の減価償却費も高額なものとなりまして、償却期間が終了しますと一気に減価償却費も減少するといった内容でございます。

令和6年度の減価償却費の見込みでございますが、予算では減価償却費を3億4,690万円計上しておりまして、今回の決算とほぼ同額となっております。

併せて申し上げますと、今、送水管整備事業を行っておりまして、これが令和8年度で終了します。計画の投資額でいきますと令和8年度の翌年度から減価償却が始まりますので、大体試算しますと、令和9年度から約4,000万円の減価償却費の増加と見込んでおります。

以上でございます。

○小林委員

減価償却費の状況がよく理解ができました。つまり、減価償却費がある程度膨らんでいくという部分は理解できますけど、同時に、今度は計画的な設備投資という部分も今後必要になってくると思うんですね。ここについては、やはりしっかりと計画を持って対応していただけたらというふうに思います。

2つ目の質問ですが、健全経営の指標となる経営収支比率が、ここ数年で一番いい数

字、122.31%、14ページです。先ほどの御説明の中にもありましたが、水道事業を取り巻く大変厳しい状況を踏まえて、今後の見込み、この部分についてお示しをください。

○中西業務課長

経営収支比率の今後の見込みといった点でお答えさせていただきます。

経営収支比率につきましては、純利益が多く計上されますと、当然高い数値になるということなのですが、先ほどの説明で触れましたように、今回高い数値となりましたのは、料金収入を上回る減価消却費の減少があったからということでございます。

そのため、減価消却費も当面この額でありますと、人口減少により料金収入も減少しますので、この指標としましては今後減少していくのではないかと、悪化していくのではないかと考えております。

また、併せて申し上げますと、減価償却が終了したということは、委員先ほど言われましたように、計画的な設備投資ということもあるんですが、やはり施設が更新期を迎えているということもありますので、今後の水需要の見込みを把握した上で、適正規模への次の更新を検討しなければならないと考えております。

純利益は計上しておりますが、内部資金が減少しているという今回の決算の状況を考えますと、将来のそういった更新財源の確保といった観点では、まだまだ十分な純利益ではございませんで、今後の財政状況は厳しくなると考えております。

以上でございます。

○小林委員

財政状況を含めてよく理解ができました。その上で、やはり、先ほども言いましたが、設備投資という部分と、人口が減っていく中で、適正な規模感というところも非常に重要だと思いますので、そこは、まずは組織の中でもしっかりと精査をしていただいて、検討していただきたいというふうに思います。

もう一つ、経常収支比率の今後の維持向上に向けてという部分なのですが、少し先ほど触れていただきましたが、今後注力していくような施策、この部分について最後お示しをください。

○中西業務課長

経常収支比率の維持向上といった点でございしますが、料金収入も減少傾向で、これといった施策はないんですが、やはり今後料金収入が減少していくということを考えますと、その一方では水道サービスを低下させるわけにはいきませんので、水道サービスを低下させないことを原則としまして、効率的かつ効果的な設備投資、必要経費の精査、また、運営形態の在り方、こういったことを含めて引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

はい、理解しました。

これまでいろいろ水道のところの決算の状況とか、いろいろな施策のほうを見ていく中で思っていたのが、やはり少数精鋭の中でしっかりと事業運営をやっているという部分や、委託の部分もしっかりと検討されているというところも踏まえて、企業努力は、私、されていると思うんですね。

ただ、その上で今後厳しくなっていく財政状況を踏まえて、今、先ほどの答弁でもございましたが、しっかりとまず検討していただいて、先手先手を打った対応のほうをよろしく願いをしておきます。

私からは、以上です。

○大田委員

25ページの資金増加額で減少が6,000万円何がしか減少したというふうに言われていた。その理由としては、減価償却費の減少とかなんとか言われていたんですが、でも、当年度純利益でも2億1,200万円ですかね、前年度から4,500万円の増加をしたというふうに言われていたんですが、なぜその現金が減少しているのかとかいうのをちょっと教えてもらいたいんですが。

○中西業務課長

現金の減少について、若干詳しく説明させていただきます。

24ページからキャッシュ・フロー計算書を記載しておりますが、こちらから順に説明いたしますと、業務活動と投資活動、財務活動という順番になっておりますが、まず、この24ページの業務活動のキャッシュフローというのが、収益的収支予算の結果、ほぼ同様の結果となっております。1年間で業務活動をした結果、獲得した現金、一番右下になります。

こちらにつきまして、毎年この金額をもって投資の、次のページです。投資活動のマイナス部分、こちらを充てていくような資金のサイクルで、余った額が繰り越されて、こちらのページでありますと下から2行目、16億9,400万円という数字があると思うんですが、繰り越されてたまってきたお金という見方をしていただければと思います。

今回、現金が減少した要因としましては、こちらの24ページの業務活動によるキャッシュフローの合計額、1年間で増えたお金ですね、4億8,900万円。こちらが令和5年度に比べますと約4,000万円落ちています。それは、詳細を申し上げますと、純利益が増えた一方で、減価償却費が減少したといったところが大きな要因でございます。

次のページの25ページ、この現金を投資活動に充てていく形となるんですが、業務活動で生じた現金と投資活動で使うお金、これの差引きがフリーキャッシュフローといいまして、余ったお金が生じます。

今年度につきましても、その範囲内に納まっています。こちらの三角の上から5行目ですね。4億3,668万円。業務活動で獲得した現金が投資活動で、いわゆる資本的収支、建設改良事業を行ったお金を賄えたという結果になります。

これまでは、下の財務活動、次に財務活動に行くんですが、今、先ほどの説明でも触

れましたように、借入金の抑制を行っています。具体的には、企業債の償還額を借入金 2 億円に抑制して、こちらに記載しておりますとおり、2 億円の下、三角の 3 億 3,970 万円、これが償還額となります。これが今後も増加していくこととなりまして、令和 11 年まで増加する見込みです。

よって、この財務活動によるキャッシュフロー、マイナス 1 億 1,000 万円、これらもどんどん増えていって、建設投資の額も、物価の上昇、こういったものも含めて増加して、資金が最終的に 6,000 万円減少したということでございます。

併せて申し上げますと、これまで、前年度までは、こちらの投資活動によるキャッシュフローと、業務活動によるキャッシュフローを差し引いた額の範囲内で財務活動のマイナスが補えていたんですが、今年度は、これは補えなかった、マイナスのほうに転じたといった内容でございます。

以上でございます。

○大田委員

そやから、25 ページの一番最後、資金期末残高の 16 億 3,400 万円まだあるから、現金が今年 6,000 万円ほど少なくなっても大丈夫よというふうに捉えてもいいんですかね。

○中西業務課長

これまでの推移を申し上げますと、ここは、先ほど申し上げましたように増加傾向にあったんですが、今年を境に減少傾向になるということでございます。

料金収入の減少というところを考えますと、ここの資金がどんどん減っていくということは、次の更新投資の財源もどんどん減っていくという見方、長期的な考え方ではそういった考え方でございます。

○大田委員

となると、将来的に水道の資金というか、あれがだんだん少なくなっていくようになるから、将来的に見たら、安定的にどのぐらいまでができるかどうかちゅうのを試算されたことはありますか。

○中西業務課長

手持現金の安全圏の目安としましては、給水収益に対する大体 1.5 倍ぐらいが安全圏と考えております。

給水収益がおおむね、このキャッシュフロー計算書の下ページですか、26 ページに 9 億 5,000 円、これが税抜きなんで、これに 1 倍から 1.5 倍掛けていただければいいと思うんですが、おおむね、単年度で見れば安全圏、令和 5 年度末時点では安全圏の現金であるということでありまして。ただ、ここが、今後長い目を見たときに減っていくということでございます。

○大田委員

だから、令和5年度においては安全圏だろうということが、将来的に見たら何となく不安を感じるような減り方であるというふうに私は捉えたんですが、そこで、今、市民の皆様に給水料金を上げないように、今後とも頑張っていってもらわなくちゃいけないんですが、その将来的に上げなくてもいいという見込みちゅうのは立てておられるんですか、どうなんですか。

○中西業務課長

料金の原価の算出につきましては、今の料金が平成23年に改定したときの総括原価による料金水準でございます。適正料金というのは常に計算をしつつ運営していきますので、料金の上げる下げるではなくて、適正料金という考えを持っております。

以上です。

○大田委員

分かりました。適正料金ね。適正料金でずっといってもらうように、今後の水道事業として努力、精進していってもらいたいと思っておりますので、よろしく。

○河村委員

今聞いた話の中で、100年後も安心という話は別にどうでもええんですが、10年先の今ある経営見通しというのは、どのように捉えておられますか。

○中西業務課長

今、私どもも持っています事業計画、これが令和元年度に作成したものでございまして、令和9年度までを計画期間として財政計画をつくっております。

その中で、令和9年度までも、まだ三、四年ぐらいしかないんですが、その10年先につきましても、ある程度事業量、安定給水のための事業量を確保した上で、あと水需要見込み、ここを的確に把握しないといけないんですが、その正確な把握につきましては、今後、改めて計画を見直していく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

適正料金という話もあったんですが、このまま利益がずっと積み重なっていくと、どういう状況になるんですか。令和9年度には料金を下げるとか上げるとか、そういうことを含めた検討をするということなんですか。

○宮崎水道事業管理者

経営のことなので、ちょっと私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今、業務課長が申しましたように、平成30年にビジョンをつくっております、財政収支計画をお示ししております。この計画につきましては昨年度見直しをさせていただいたんですが、これはホームページでも掲載させていただいております。

今、この財政収支計画で見通しておりますのが、令和9年度までの計画でございますので、9年度の純利益につきましては、1億円を切ってきて9,000万円程度になってくるのではないかとというふうに予測をしております。

それに加えて、資金残高につきましては、現在16億円程度持っておりますけれども、これにつきましては約3億円弱にまで減ってくるというふうに計画をしておりますので、私も議会の決算の認定のときに説明させていただきましたけれども、給水収益が減って、今から施設の更新期を本格的に迎えてくるというようなこと、まだまだ借金の残高が、他市から比べて多く残っている、この償還金のピークは、令和11年の約3億6,000万円ぐらいまで膨らみます。

そのようなことを加味しますと、今から純利益が減ってきて、資金残高、この辺も減らしてくるというふうに、しぼんでくる、縮小期に入ったなというふうに見ております。

料金改定につきましては、これらいろいろな角度から検討いたしまして、料金改定よりも、まずは先にやらないといけないこと、無駄な費用はないのか、そういった面を探しながら、費用削減に取り組んで、先ほど業務課長も言いましたけれども、経営の在り方、その経営のその形ですね、今は広域化とか、官民連携とか、委託とか、そういったものもありますけれども、そういったものも検討しながら、最終手段として料金改定というものがあるのかなというふうに思っております。

お答えになっているかどうかは分かりませんが、またお聞きをいただいたらと思います。

○河村委員

ある程度は理解をさせていただいたんですが、例えば、給水見通しで、工場用水ですよ。普通の家庭用でいえば、そんなに上下することはないで、人口が減少する中で緩やかに減少していくであろうと。じゃあ工業用水のほうの見込みについては何かこれというのがあるんですか。大手企業の中で利用見込みというのが立つのかどうか、一番難しいところの水需要については、どの程度把握しておられるのか。

○宮崎水道事業管理者

水需要をどう見るかというのが大変難しいわけでございます。特に、今、委員さんが言われました二大企業さんの水需要が、これまでの水道事業を支えたと言ってもおかしくないわけございまして、ここをどう見ていくかが今後の水需要、給水収益の動向に関係してくるというふうに思っています。

先ほど財政収支計画のお話をさせていただきましたけれども、令和9年の有収水量につきましては、この計画では775万9,000m³というふうにお示しをさせていただいております。

ただですね、令和5年度の決算時点でこの数字を下回っているということでございまして、その原因につきましては、二大企業さんの使用量の減少と家事用の減少、特に二大企業さんの減少が大きくこれに影響してきておりまして、昨年見通した数字も、4年

後、5年後も見通せていないというのが現状でございます。

この辺に当たりましては、企業さんといろいろ連絡を取りながら、また、企業の新たな施策や経営の方針等も見ながら、たまには企業さんに出向いて、そういったお話もさせていただくんですが、現実は大変難しいのかなというふうには思っております。

○河村委員

難しいところなんで、よくアンテナを張っていただけたらと思います。

決算参考資料の3ページの最下段、水道の普及状況というところで、計画給水人口4万8,300人に対して4万6,111人。この差といいますか、これから、要は未給水、地域なのか家なのか、具体的なものがあれですけど、何か改善方法みたいなものをお持ちなんですか、計画を。

○宮崎水道事業管理者

未給水地域の解消ということでございますけれども、この解消事業につきましては、第4次拡張事業をもって、今のところは、未給水地域からの要望、要請等もございませんので、今の時点で水道局としては終了しているというふうな見解でございます。

以上でございます。

○河村委員

これは決算審査意見書の結びのところで、ほかのところにも皆数字が上がっておるんですが、令和5年度における給水人口が4万6,111人と、給水戸数が30戸減少して2万2,613戸ということで、最近、年齢構成といいますか、1軒あたりの人口を考えると、何か2を割っている数字もあったと思うんですが、その数字というのは、どこから割り出した数字なんですか。

○中西業務課長

人口というのがなかなか、水を使っている人の数というのが、1世帯何人とかいうのは数えられませんので、出し方としましては、行政区内の人口に対しまして戸数、これで割り算をして1世帯の平均の人数、これから割り戻して、給水契約数が決まっておりますので、これに掛け算をしてという出し方で算出をしております。

以上でございます。

○河村委員

アバウトな数字だと、こういう話でええんですね。はい、分かりました。

それから、11ページの過年度未収金のところなんですが、令和2年度、3年度分のところで、まだ繰越未収金があると、こういう話なんですが、水道の場合は、給水を止めることである程度解消ができるんですが、具体的な繰り越した原因といいますか、何かそういったものが分かれば。

○中島料金担当課長

過年度未収金の繰り越した原因でございますが、停水を行いまして、お支払いいただける方は回収できるわけですが、無断で引っ越された方、この辺がどうしても残りがちであるということで、過年度で残っております。

以上でございます。

○河村委員

ということは、引っ越し等で、もともとあったそういったところには不在だと、要するに、そのままずっとお住まいで未収になっているところはないという理解でええですか。

○中島料金担当課長

原則的に引っ越された方のみと、あとは長期の分割を結んでおられる方がおられますので、漏水等によって過大な料金が発生しまして、その方が少数おるということでございます。

以上です。

○河村委員

分かりました。

例えば、令和２年度前の繰越金で不納欠損になるような、そういった類いのものはないという理解でええですか。

○中島料金担当課長

不納欠損につきましては、令和２年度以前は、帳簿から外して、債権としては私どものほうで持っておりますので、未収金としては残っておりません。債権としては一部分残っておるという状況でございます。

以上です。

○河村委員

分かりやすく説明してください。

○中島料金担当課長

具体的には、時効を過ぎた水道料金を帳簿から落としまして、回収する可能性が低いものということで、未収金の中から除いております。ただし、債権としては、相手方の援用がなければ消えるものではございませんので、その辺は債権として持ちながら帳簿からは外していると、そして管理しているという状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

不納欠損では落とさないけれども、帳簿から外すというのはどういう意味なんですか。

○中島料金担当課長

不納欠損で落としています。時効を迎えた水道料金をですね。要するに、未収金の中からは外していますが、給水収益の過年度の回収できる債権として、簿外で持っているということでございます。

以上でございます。

○河村委員

回収できる債権として持っているけれども、回収できない。

○中島料金担当課長

回収できないということはないのですが、今、下水と同時徴収を行っておりますが、下水が5か年でございます。うちが2か年で、そのときにお支払いしたいという意思を示される方もおられますので、そのときは給水収益ではなく、雑収益として受け取っております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②議案第64号 令和5年度光市水道事業未処分利益剰余金の処分について

説 明：中西業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質問をさせていただきます。

前もこれは聞いたことのある案件なんですけど、水道局においては、外出時に給水できる場所として、マイボトル等で利用できる給水スポットというものを、令和5年4月から地域づくり支援センターに設置をされていますが、改めて、本事業の目的というものをもう一度お示しをください。

○中西業務課長

給水スポットの設置目的といった点でお答えします。

本事業の目的としましては2つございまして、1つ目が、マイボトルの利用促進によりペットボトルの削減、ごみの削減と、もう一つが、光市の水道水のおいしさを改めて実感してもらうことにより直接飲用度の向上といった2点でございます。

以上でございます。

○小林委員

その上で、実際、令和5年4月1日から地域づくり支援センターに設置をされたということで、実際どれぐらいの方が利用されたのか、この部分についてまずお示しをください。

○中西業務課長

利用者数でございますが、先月末、8月末の集計結果でありますと、使用水量から逆算いたしますと、延べ約1万3,200人の方に御利用いただいております。

以上でございます。

○小林委員

今、1万3,200人、延べなんですけどね、そこで使用されたというところで、実際にじゃあこういう方たちが利用されたというところを踏まえて、ペットボトルの削減、これもあったというふうに考えておりますが、これについての見解をお示しください。

○中西業務課長

ペットボトルの削減量といった観点でお答えさせていただきます。

ペットボトルの削減量につきましては、使用水量から備付けの紙コップ、これの利用者数、利用水量、これを差し引きまして、残りの量がマイボトルの利用による水量と、利用とみなしまして換算いたしますと、ペットボトルでありますと500ミリのペットボトルで約1万2,000本分となりますので、ごみの削減という観点では大きな効果を上げているのではないかなと考えております。

以上でございます。

○小林委員

よく状況が分かりました。多くの方が利用されているという部分と、ごみの削減でも

しっかりと寄与されているということ、実際に使用された方とお話をすると、しっかりと、おいしいお水をしっかりと飲めたということで、今の本来の目的という部分はしっかり達成できているのかなというふうに思っております。

引き続き、こういうところの対応をお願いするという部分と、なかなかこれは多く増やすものではないとは思いますが、もしそういう増やすという機会があれば、また御検討のほうをよろしく願いをしておきます。

以上です。

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①認定第3号 令和5年度光市介護老人保健施設事業決算について

説 明：中本介護老人保健施設清算室長 ～別紙

質 疑

○河村委員

ここではちょっとよく分からないんですが、入居者の最終的な未収金等の清算についてはどういう状況なんですか。

○中本介護老人保健施設清算室長

未収金については、一般会計に引き継ぎまして回収をしております。

状況としましては、最後の3月時点での未収者というのは、全て回収して、いないんですけれども、その前に残っていた未収がある方が1件ございまして、その方については、保証人に対して連絡を取りまして、分納の約束をしていただけたというところで、今、事務を進めておりますので、その方と分納のお約束ができましたら、今後、回収ができるものと考えております。

○河村委員

ということは、個人、入居者、あるいは通所者を含めて、1件だけ未納の状況が生じていると。それ以外に、そういった入居者、通所者との金銭のやり取りで残っているものはないという理解でええですか。

○中本介護老人保健施設清算室長

それのほかに、不納欠損処理を行ったものがありまして、その不納欠損処理したものについては、一応、簿外で管理、私債権ですので、債権自体は残っておりますので、その債権については不納欠損していますが、簿外で管理をするという形になります。

○河村委員

その、この決算書の中には、そういった類いのものはどこに載っちゃうんですか。

○中本介護老人保健施設清算室長

貸借対照表、5ページの流動資産の未収金というところに含まれています。これは3月31日時点での未収金ですので、4月、5月で介護保険のほうから保険部分のお金が入ってきて、入所者からのお金も回収するというものが、回収する予定のものを全て含んだ金額がこちらになっています。

○河村委員

この4,833万4,000円の中で、介護保険で後で入ってくるのは別にして、幾らそういった数字が残っているんですか。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○中本介護老人保健施設清算室長

不納欠損額が55万4,021円、今、分納を進めているのが44万3,134円でございます。

○河村委員

この決算審査意見書によれば、80ページ、平成29年以前の要は未収が9件で55万4,021円あって、これを不納欠損にしようという決算のように見受けられるんですが、この中の44万3,134円が、今、分納で本人と約束をしようと、こういう理解でええんですか。

○中本介護老人保健施設清算室長

そのとおりです。

○河村委員

そしたら、これ表現方法がちょっと違うんじゃない。収益が見込めるということであれば、差額の何ぼですか、11万円ぐらいについては不納欠損で、それ以外の今の44万3,000円については収入見込みが立つということじゃないんですか。

○中本介護老人保健施設清算室長

すみません、失礼しました。差額というのではなくて、55万4,021円は回収見込みがないというもので、44万3,134円は回収の見込みがあるもの。この回収の見込みがあるものは、貸借対照表上の5ページの（2）未収金4,833万4,336円の中に含まれているということになります。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

今回不納欠損にしようというのが55万4,021円あったと。その分納する44万3,134円というのは、どこから出てきた数字なんですか。

○中本介護老人保健施設清算室長

決算監査意見書の79ページをお願いいたします。

こちらの表の一番下の合計欄のところ、不納欠損額55万4,021円、これが令和5年度に不納欠損とした金額です。

その隣の未収金、4,833万4,336円が未収金、年度末、3月31日時点で未収金となって

いる金額がこちらで、この金額の中に44万3,134円が含まれております。これが、今、分納のお話を進めている金額です。残りの額につきましては、全て回収が終わっております。

以上でございます。

○河村委員

現年度分の未収金4,833万4,000円のうち、44万3,000円については、今、分納のお話を進めているということでええんですね。

○中本介護老人保健施設清算室長

そのとおりです。

○河村委員

それでは、55万4,021円、平成29年以前の未収金9件ですが、これは何で今回不納欠損になったんですか。

○中本介護老人保健施設清算室長

件数としてはなんですが、人数としては2名になっております。

1件は、本人と連帯保証人が死亡し、相続人が不明の状況。もう1件は、本人が死亡し、連帯保証人が生活困窮のために支払うことが難しい、今後の回収のめどが立たないということで、今回、不納欠損の処理をいたしました。

○河村委員

29年以前ということで、お二人とも死亡されていると。これはいつ起こったその未収なんですか。

○中本介護老人保健施設清算室長

1件は平成25年度、もう1件は平成26年度でございます。

○河村委員

そうすると、今までに不納欠損で落とせる状況にあったにもかかわらず、ずっとそのまま置いていたということなんですか。

○中本介護老人保健施設清算室長

平成26年度に債権が発生し、その後、本人にお支払いをお願いしておったところ、死亡し、令和3年2月に連帯保証人の方がお亡くなりになられております。

もう1件は、令和元年の10月3日にお亡くなりになられておりますので、その時点で不納欠損を行うことは、理由とすればできたかもしれませんが、その後も徴収の努力はしておったため、令和5年度、不納欠損処理をしたということでございます。

○河村委員

あなた自身がこれを起こしたわけでもないんでね、人ごとのような気がせんでもありませんけど、仕事として適正な事務処理をされることが望ましいと思います。

以上です。

○大田委員

すみません。今の答弁を聞いてちょっとおかしかったと思うんですが、未収額が4,833万4,336円と書いてあって、その横に不納欠損額が書いてあるのに、その一緒に未収額の中に入っているような答弁をされたと思うんですが、そこんところはどねえなんですか。

○中本介護老人保健施設清算室長

未収額4,833万4,336円の中に、55万4,021円の額は含まれておりません。

以上でございます。

○大田委員

おりませんと言われたんですか、今。これはどこに書いてあるんですか、そしたら。貸借対照表。

○中本介護老人保健施設清算室長

未収額については、貸借対照表、先ほど申し上げました5ページの貸借対照表に上がっております。不納欠損額については、こちらの貸借対照表には上がっておりません。不納欠損をして未収金から落としたという処理になりますので、この未収金の中にはこれを含めないために不納欠損にしたということでございます。

不納欠損を行わずに、未収金に上げているというのは、入りもしない資産をいつまでも資産として計上しておくというのは適切ではないという判断から、回収不能なものは落としていくというのが事務処理の方法として選択したものでございます。

○大田委員

でも、44万3,134円は入る可能性があるんでしょう。

○中本介護老人保健施設清算室長

44万3,134円は、今後、回収の見込みがございまして、流動資産の中の未収金に含まれております。これ以外のものに対しては、既に3月31日時点では4,800万円が未収となっていたんですが、その後、大体4、5月ぐらいで回収は終わっております。

○大田委員

終わっている。語尾をよう聞こえなかったんですが、終わっていると今言われたんで

すか。

○中本介護老人保健施設清算室長

4,833万4,336円のうち、44万3,134円が未収となっているということでございます。

○大田委員

今の答弁、ちょっと理解が苦しむんですがね。

○松村福祉保健部長

未収の額については2種類ありまして、79ページを見ていただければと思いますが、未収額の一番下から3行目、4,833万4,336円、これが令和5年度に発生している未収金の額です。

それと、その下に過年度未収金というのがあって、左端の調定額、こちらが4,292万6,693円、これは令和4年度までの間に発生した未収金でございます。

これにつきましては、80ページのほうにありますように、29年度以前に発生したものが55万4,021円、これは令和4年度に発生したものが4,237万2,000幾らかということで、内訳で、このうちの令和4年度までに発生した未収金のうち55万4,021円を不納欠損として処理をした。

令和5年度に発生したものについては、今、分納の誓約の手続をしている44万3,000何がしかを除いたものについては、既に収納しているというふうに御理解いただければと思います。

○大田委員

言葉で言うて、理解もちょっと、あまり深く理解できなかったんですが、少し理解しましたが、そういうふうに分かりやすう書いちゃってください。

それで、変わりますが、今、10ページ、決算書の10ページ、ちょっと腑に落ちない点があったんですが、総括事項において、民間事業者の知見を参考に、リソースの再配分や業務フローの変更等を実施した結果、入所率は70%から90%に改善しましたと、こういうふうに書いてあって、その下には減少となりましたというふうに書いてあるんで、それは見方が全然違うから90%に改善したんですかね。

○中本介護老人保健施設清算室長

下の利用者数は、年間の入所においては、年間では減少はしていますが、年度、具体的には12月ぐらいからだと思うんですけど、その頃からは入所者が増えてきたということで、年間では前年度を下回っていますが、後半では復活してきたということです。

○大田委員

それは、要するにここは民間事業者の知見を参考にリソースの再配分とここ書いてあるんですが、今年の3月までは直営じゃったように思うんですが、それでもこの民間事

業者の知見を参考にやったら改善したと、12月頃から改善したということに理解するようにしたらいいんですかね。

○中本介護老人保健施設清算室長
そのとおりでございます。

○大田委員
そうすると、なぜ以前からそういうふうにはできなかったのか。

○中本介護老人保健施設清算室長
そのような方法が思いつかなかったのではないかと思います。

○大田委員
思いつかなかったのか、それは分かりませんが、赤字で赤字でとか言っておられたのに、それで改善をできるようになったのを、ようそこんところが理解が苦しむんですが、今、実際には民間に譲渡されたんですが。

要するに、そういうふうに関係するところからの知見を入れて経営方針をされたら、今後ともいろんな事業において変わるんじゃないかと思いますので、ぜひともそういうふうな、皆さん苦勞をかけないで、苦勞じゃなくて、皆さんの知見をいろいろ入れてから改善していってもらいたいと思っておりますから、よろしくお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

②議案第58号 令和6年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

○田中委員

11ページの保育所管理事務費で、測量登記と委託料ということだったんですけど、面積の正確な広さとか境界確認ということだったんですけど、これ、見通しについて今後、どういったスケジュールになっていくのか、そのあたりについて教えていただけたらと思います。

○温品こども政策課長

旧みたらい保育園の見通しでございます。3月末で閉園いたしまして以降、まず、庁内で他の行政目的で利用するか否かを全庁的に意向確認をいたしましたが、全庁において意向がないということでしたので、このたび補正で要求させていただいた。公共施設マネジメントの観点から売却に向けて事務を進めていきたいということで、今回の補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○田中委員

売却に向けてということで理解はしたんですけど、売却の方法として、例えば建物がそのままついたまま、1回声を聞くのかとか、更地にした状態で売ということを考えられているのか、その辺の何か、考えがあればお聞かせいただけたらと思います。

○温品こども政策課長

売却の方法でございます。基本的には、建物と土地と一緒に売却する方法、それから建物解体を条件として建物と土地と一緒に売却する方法、それから建物を解体し、更地にした上で土地を売却する方法、この3パターンについて、財政的な視点と近隣住民への影響の2点を念頭に売却を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田中委員

買い手側の意向を聞いてみないと分からない部分もあるかと思いますが、何かその辺の市場調査というか、こちらの方針ももちろんあるんですけど、引き合いみたいな、何かそういう声というのはあるんでしょうか。

○温品こども政策課長

閉園した後、4月以降で、電話等で、まだ具体的なものではございませんが、施設、土地含めた利活用についての問合せはございました。

以上でございます。

○田中委員

中身、多分言えればあれですが、協議をしながら最適な売却方法に向けていくという理解で、どういう利活用かというのは答えられますか。

○温品こども政策課長

先ほどもお答えいたしましたとおり、まだそれほど具体的な問合せでございませんでした。どういった、今後、どういうふうに活用を考えているのかという確認のような問合せでございました。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。公共施設マネジメントに基づいてという部分もありますので、行政の負担がなるべく少なく、そしてまた、利活用の部分でいいものができるように期待しておりますので進めていただけたらと思います。

次に続けて、11ページの予防接種事業についてお聞きできたと思うんですが、先ほど、対象が65歳以上で1万1,500人ということでお聞きしたのですが、これ、大体何%ぐらいの割合なのかという部分。あと、この対象人数にした根拠の部分と、あと、ちょっとずれるかもしれませんが、今のコロナワクチンの、今まで公費負担であった接種が、大体何割ぐらい接種されたか。全部で7回ぐらいあったんですか。その中で、大体どれぐらいの接種率だったのかも併せてお聞かせいただけたらと思います。

○安池健康増進課長

コロナワクチンの対象の接種率ですが65%を見込んでおります。

この根拠になるものですが、一応、B類の定期接種となっている高齢者季節性インフルエンザ予防接種の受診率が、令和5年度60%を切る状態ですので、コロナワクチン予防接種の接種率も、それに近い65%と見込んでおります。

昨年度、実施しました接種率の速報値になりますが、1回目接種率は94.2%、2回目接種率は94.1%、3回目は91.6%、4回目は86.2%、5回目が77.6%、6回目は64.7%、7回目が50.3%と、回数が増加することに伴って接種率は低くなっております。

以上です。

○田中委員

分かりました。今の7回の現状と、インフルエンザB類と併せて65%ぐらいを根拠にしたということで、実費負担の部分が出るという部分で、今後、接種がどれだけ伸びるかというのは分からないんですけど、想定数の算出方法についてお聞きできましたので、ありがとうございました。

○河村委員

みたらい保育園のお話なんですけど、通常、現況で処分をするということであれば、福祉のほうで行政財産のままで処分するということがあると思うんですが、通常は普通財産に移行して事務方のほうで売却というか、そういった手続に入るんじゃないかと思うんですが、ルールみたいなものは定めてあるんですか。

○温品こども政策課長

売却に向けてのルールというお尋ねでございしますが、基本的に今、行政財産として私どもこども政策課が担当しておりまして、基本的に売却先が決定するまでは所管のこども政策が担当いたしまして、その後は、売却先が決定しましたら、その先は普通財産に変更して対応する。財政所管のほうで対応するというのが基本的なルールになっており

ます。

以上でございます。

○河村委員

例えばみたら保育園で、そういった同じ業態のところが購入したいということであればよく理解できるんですが、周りを見たら、同じような業態で売却するというのはなかなか難しい。そうすると、宅地とかそういうふうになったら、明らかに所管が行政財産として処分するよりは、財政のほうのほうがたくさん財産を持っていますから、そういった窓口になってやるのが普通だと思うんですが、そのあたりはどうなんですか。

○温品こども政策課長

福祉所管で答えられる範囲といたしましては、先ほどお答えしたとおり、今は行政財産の段階では所管で対応するというルールになっております。

以上でございます。

○河村委員

ぜひ、問題提起として、行政財産として処分しやすい土地なら、同じ業態の中で処分ができやすいと思いますが、そうでないようなケースは、最初から手慣れたと言いますか、普通財産に移行して処分したほうが望ましいと思われますので、そのあたりの検討はお願いしたいと思います。

それから、再下段の休日診療所なんですけど、レントゲンという状況、恐らく機能が悪くなったのか、何が悪くなったのか分かりませんが、利用状況というのはどんなんですか。

○安池健康増進課長

レントゲンの利用、活用状況についてお答えをいたします。

令和4年度は、受診者数1,583人のうち、レントゲン撮影をしたのは22件。令和5年度速報値ですが、2,104人受診のうち25件が撮影をされております。

以上です。

○河村委員

頻度がどうかというのはよく分かりませんが、何か、そういった機能が悪くなったという現象が起きたということなんですか。

○安池健康増進課長

先ほども言いましたように、購入してからかなりの年数がたっておりまして、時々映りにくいとか、そういうような支障がありましたため、購入のほうに行きました。

以上です。

○大田委員

11ページの子育て支援事業の保育士の加配事業補助金2,320万円の内容をちょっと説明してください。

○温品こども政策課長

具体的な内容についてのお尋ねでございますが、市立保育所を対象として、全てのクラスで新たな国の配置基準をまず、満たしていること。その上で、保育リスクの高いゼロ歳から2歳のクラスに配置基準以上の保育士をさらに手厚く配置している保育施設を対象といたします。

それに対して、補助金の額についてはその利用定員によって、例えば利用定員が30人から70人の園であれば月額25万円とか、定員によって補助金の額が決まっているというものでございます。

以上でございます。

○大田委員

県の補助金から、こどもまんなか保育体制強化事業補助金が1,160万円と、2分の1出てるんですが、それに該当しているということになるんですか。

○温品こども政策課長

このたび申請があったのは、市立保育所5施設からの申請がございました。

以上でございます。

○大田委員

県の補助金の対象の施設に、このこどもまんなか保育体制強化事業補助金に該当しているんですか。

○温品こども政策課長

はい、該当しております。

○大田委員

それ、どういう基準で該当しているんですか。基準があるでしょう、やっぱりこれ、補助金出すというのは。

○温品こども政策課長

補助金の基準でございます。

先ほど、少し申し上げましたが、各施設の利用定員によって補助単価が決まっております。先ほど申したように配置基準であったり、ゼロ歳から2歳児クラスの国が決められている配置基準より、より手厚く保育士を置いている保育所が対象となります。

それを5施設が満たしていて、今回、申請があったものでございます。

以上でございます。

○大田委員

今現在、3月のときには……4月か、6月か、保育所というんですか、ゼロ歳児、1歳児、施設に入れない人数がおるといふふうにお聞きしておるんですが、これに該当して施設に入れるようになったんですか。

○温品こども政策課長

このたびの補助金は、いわゆる加配と言いまして、障害者とか支援の要る子に、1歳児、2歳児、3歳児クラスに、そういった子に手厚く保育をしようという補助金でございます。

ですので、これが直接、待機児童対策につながる事業かと言われると、ちょっと今回の補助金は、それより冒頭説明いたしましたけど、子供に手厚く保育をしていく体制を整えていくという補助金でございます。

ですので、4月1日の待機児童3人がこの補助金で解消されたとか、そういったものではございません。

以上でございます。

○大田委員

そうなんだ。そうしたら、いまだに待機児童は現在、おるという解釈になりますが、それでよろしいんですか。

○温品こども政策課長

待機児童のお尋ねですけども、4月1日に1歳児クラスに2人、2歳児クラスに1人の待機児童がおりましたが、1歳児クラスについては今現在、9月1日現在、解消されております。

2歳児クラスの1人については、今現在、まだ待機児童の状態になっております。

以上でございます。

○大田委員

私は、県からの2分の1の、1,160万円の子供の保育士加配事業は、待機児童の解消のための補助金を含んでいるのかと思ったんですが、そうじゃないわけですね。

○温品こども政策課長

先ほどから申しておりますように、基本的には障害児とか、そういった方に手厚い保育をしていこうと、そういったところ、施設に補助する制度でございます。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第60号 令和6年度光市介護保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：藤岡高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

○小林委員

それでは、何点か御質問させていただきます。

まず、1つ目としましては、介護支援の専門員の法定研修についてお聞きをしたいと思います。

この介護支援専門員の法定研修というものは、介護支援専門員証にいわゆる有効期限が示されていて、更新時に研修の受講を課すことによって、定期的な研修受講の機会を確保して、介護支援専門員としての必要な専門知識・技術の習得を図ることによって、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。こういうのが研修というふうに理解をしております。

その上で、介護の質の維持・向上の観点から大変重要な機会というふうに考えておりますが、まず、法定研修の受講のタイミングと費用部分について、ここについてお示しをください。

○藤岡高齢者支援課長

介護支援専門員の法定研修についてでございますが、こちらにつきましては、各都道府県で実施がされております。介護支援専門員の資格そのものをまず、取得するに当たっての実務研修でありますとか、介護支援専門員証の有効期間、これを更新するための更新研修などがございます。

当然、資格の取得更新時に受講が必要になってくるものでございます。

タイミングにつきましては、その有効期間に合わせてというところでございますが、受講費用につきましては、先ほども申し上げましたように各都道府県において設定をされております。

山口県の令和5年度の研修で申し上げますと、先ほど申し上げた、まず資格の取得に際しての実務研修では5万3,900円、3年以上の実務経験がある方が更新時に受講する

専門研修については2万2,000円などというふうに伺っております。

以上でございます。

○小林委員

状況はよく分かりました。

その上で、本市に所在がある介護施設に従事する介護支援専門員の法定研修の受講状況、この部分についてお示しをください。

○藤岡高齢者支援課長

介護施設等に従事する介護支援専門員の法定研修の受講状況ということで、今、御質問をいただきました。

介護支援専門員につきましては、在宅の要介護・要支援認定者のケアマネジメントを行う居宅介護支援事業所や、あるいは介護予防支援事業所のほか、認知症対応型共同生活介護や指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設など一部のサービス事業所、施設にも配置が必要となってきます。

本市の事業所、施設に配置されております介護支援専門員の法定研修についてですが、申し訳ありません、ちょっとこちらで受講状況というものは把握できておりません。把握できておりませんが、当然、繰返しとなりますが、その介護支援専門員証の有効期間に応じて更新研修等を受講されるなど、それぞれの状況に応じて資格を取得時や更新時に受講されているものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

状況の部分については、よく理解ができました。状況に応じて、しっかりと実際の法定の研修を受講されているというところが、今の時点での回答というところで分かりました。

その上で、法定研修の費用負担についてもう一つ、お聞きしたいと思うんですが、例えば、東京都内の一部の自治体では、昨年よりこの費用負担という部分で、全額の費用負担が始まっていまして、ほかの自治体においても自治体単位で補助を行う、こういうような動きがあるのですが、本市の費用負担の状況というところを少しお示しください。

○藤岡高齢者支援課長

今、委員のほうのご説明の中にもありましたように、他の自治体でそういった動きがあるという情報については、我々も耳には入っておりまして、そういったものを目にはしてきておるところでございしますが、今、本市においての状況といたしましては、今のところ、法定研修に対しての補助は行っていないというところでございます。

以上でございます。

○小林委員

すみません、もう1点だけ切り込みますけど、法定費用の費用負担に対する光市における考え方、これについてお示しをください。

○藤岡高齢者支援課長

繰返しとなりますが、情報としては入っておいておりますし、そういったところを一応調べたりとかというような、情報というのは収集はしておるという状況ではございますが、現時点におきまして、法定研修の費用負担を行うということは考えてはおりません。

以上でございます。

○小林委員

現時点での考え方というところは理解ができました。

少し、質問を変えますけど、介護保険法上、基本的には管理者は専従義務があるというふうに定められていますが、管理業務に支障がなければほかの職務を兼務することができるというふうにも定められているということで、多くの管理者はほかの職務も兼務をしているということでございます。

そのため、所定労働時間内に本来行うべき管理業務やマネジメントを十分に行えない状況がこの先発生し得る状況が危惧されるというのがまず1つ。

それと、管理者の管理業務やマネジメントには人材の育成や指導、フォローというところも含まれていますので、こういうことが十分に行えない状況に陥ってしまいますと、介護現場の人材の採用、定着にも悪影響を及ぼすというふうなおそれがあるというふうにも考えています。

こういう状況を踏まえて、本市に所在がある介護施設の管理者の勤務状況、こういうところをお示しください。

○藤岡高齢者支援課長

介護保険の事業所、施設等ではサービスの種類によって県と市の所管がございまして、私どものほうで、当然にして監督の権限があるものというのは限られております。市内に住所を有していても、うちのほうにちょっと情報が上がってきていないものというところもございますし、ちょっと前置きになりますけれども、また、つぶさに専従兼務の状況というのを数字としては持ち合わせてはいないのですが、私どものほうでそういった指定の申請とか、受付をさせていただく中で申し上げますと、多くの事業所で管理者の方が他の職務についても兼務されている、ほかの職務についても従事をされている、いわゆる兼務の状態というところの方が多いいというところの認識でございます。

以上でございます。

○小林委員

介護保険法で第一義的にうたっています、専従に近い状況を維持できるよという言葉があるのですが、まさしくそのとおりで、例えば所定の労働時間のうちで最低でも確

保しなければならないような時間、管理者としての勤務時間ということ、こういうものも定める必要があるというふうに考えていますが、この辺について見解をお示してください。

○藤岡高齢者支援課長

今回、介護保険の報酬改定の、まさに令和6年度が4年に1度の改定の年ではございました。令和6年度の介護報酬改定では、全てのサービスにおいて提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、先ほどから委員がおっしゃられているように、管理者がその責務を果たせる場合には、これまでは同一敷地内という条件がついておりましたけれども、同一敷地内における他の事業所や施設等でなくとも差し支えないという旨が明記された、明確になったというところでございます。

委員の御質問の趣旨は、そういったところで職責を果たせないのではないかという、危惧をされてという部分で理解をいたしますが、我々としましては、こうした国の基準において、管理者としての勤務時間数とかというのは明確には示されていないので、本市においても、現状、個別に定めるということではもちろん想定はしておりません。あくまで国の基準に沿った対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

今の時点での行政としての考え方という部分はすごく整理もできましたし、理解ができました。

その上で、やはり名古屋市なんかは、こういう労働時間を定めていたりとか、兼務できる数を定めていたりとか、そういうルールを定めているということで、それによって、いわゆる管理者というか専従に近い状況というところも整備されているようですので、ぜひこの部分についても今後、調査研究のほうをよろしく願いをしておきます。

私からは以上です。

○河村委員

前回の議会のときに、盲人のスマホのアプリについてちょっとお尋ねをしたんですが、目の不自由な方の人数とか、あるいは弱視の方とか、そういった方を把握している状況があれば教えてください。

○岡村福祉総務課長

視覚障害を理由に障害者手帳を取得されている方の数字になりますが、ちょっと古い数字ですが、令和5年の3月31日現在で85名となっております。現時点においても、そんな大きな変動はないように感じております。

以上です。

○河村委員

弱視の方も含めてということでもいいですか。

○岡村福祉総務課長

弱視を含めて障害者手帳の該当になる方という理解をしていただけたらと思います。

○河村委員

その中で、要はスマホを使おうというような御意思のある方がどの程度おられて、今年度から盲人協会のほうでスマホの取扱説明なんかをやっておられるんですが、どの程度の方が受講されているか、つかんでおられればちょっと。

○岡村福祉総務課長

視力障害がある方でスマホの利用を希望されている方の実数については、申し訳ございません、把握をしておりますが、令和6年度に行われる視力障害者の方を対象としたスマホ講座が9月の後半から実施されるんですけれども、今のところ3名の申込みがあるというふうに聞いております。

以上です。

○河村委員

昨年度までに6人ぐらい受講者がおったような気がするんですが、それが延長じゃなくて、新規の方が3名ということなんですか。

○岡村福祉総務課長

延長の方も含めて3名というふうに聞いています。

○河村委員

そのアプリの費用です。そういうものはどういうふうになっているか御存じですか。

○岡村福祉総務課長

私が聞いている範囲にはなるんですけれども、アプリについては無料でダウンロードができるという、スマホの音声読み込みのアプリについては無料でダウンロードができるというふうには聞いております。

○河村委員

目の不自由な方なので、1回に10人ぐらいの方がお集りになって、そうは言いながら講師が1人ということで、教え方が非常に難しい。1対1、マンツーマンで教えるような格好になってしまうので、取扱いが非常に難しいということを聞いておるんです。

今、下松と一緒にたしかやっているんじゃないかと思うんですが、それをもうちょっと85人もいらっしゃれば、どういうふうにして周知とか、あるいはそういった研修を受

けていただくとか、何かそういうことを考えておられます。

○岡村福祉総務課長

令和6年度のスマホの講習会については、実施主体のほうから市の広報の掲載依頼がございましたので、9月の広報に掲載をして募集をかけたところでございます。

以上です。

○河村委員

85人いらっしゃるの、今、3人というお話だったんですけどね。私が見た、聞いた話ですよ。持っている人にとっては、そのアプリがあると非常に便利なんです。この辺りではあまり考えられないんでしょうけど、都会でいえば電車に乗ったりするときはもう、あればものすごい視野が広がるというか、そういう状況なんで、もっと取扱いについて普及をしていただく。

結構、大きな町、山口とか宇部とか、やっておられるところでは参加者が結構多いんです。そういった意味合いで、もっと外へ出る機会というのが有効に出てくるかも分かりませんので、ぜひそういった取扱いを進めていただきたいと思いますし、アプリの無料、研修会の費用は何ばかお金払うんよ、あれ。

○岡村福祉総務課長

今回、実施する研修会の費用については、参加者の参加費は無料というふうに聞いています。

スマートフォンもお持ちでない方がいらっしゃるかもしれないんですが、その場合は無料でスマートフォンの貸出しも行っているというふうに聞いています。

○河村委員

アプリも無料で参加費用も無料で、県のほうから補助が出ているんですが、1回、アプリを入れたら自由に使えるんですけど、無料でいいんですね。

○岡村福祉総務課長

これは、私が確認している範囲にはなりますが、無料というふうに聞いております。

○河村委員

分かりました。では、ぜひ皆さんにご利用いただけるように普及を図っていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

それからもう1点、敬老会についてちょっとお話をさせていただきたいんですが、敬老祝い品ということで市のほうから1人当たり650円の費用が出ている。それは、恐らく地区によっても違うんでしょうけど、私の地域でいえば650円の敬老祝い品で頂いたお金は、高齢者の方全員に、自治会に入っていようが入っていないか関わらず、全員の方に650円の粗品というか祝い品を差し上げているんですね。

それ以外に敬老会行事をやっております。それについての費用はどういう形で出てきているのか。その費用についてはどこが出しておられるのか。市のほうからその費用も出ているのか。

今、現況の各地区の敬老会を見ますと、弁当、食事があるところと、バスでの送迎があるところと、こういったものが主な、大きな出費なんです、それぞれの地域で全く違う状況が起きているというのが、ちょっとはたで理解できないんです。

市内で引っ越しをされて、「浅江におったときはこうだったんじやが、光井に来たらこうなった」とか、そんなお話も最近、よく聞くようになったんで、どのように把握しておられるのか、ちょっとお示しいただいていいですか。

○藤岡高齢者支援課長

委員のほうから今、ございましたように、市から支出している敬老事業の委託料について、1人当たり650円というお話がございましたので、それについてのお話ということで、お答えをしたいと思います。

重ねてになりますが、委員のほうから御説明がありましたように、その年の12月末までに、その年内に70歳を迎える方も含めて、70歳以上の方を対象に各地区1人650円掛けの人数分で、委託料として各地区社協を委託先として支出をしております。

その用途については、これも委員のほうから御説明をいただきました。まさにいろいろな用途に各地区でそれぞれ使われておりますが、祝い品というおっしゃられ方もされていましたが、敬老事業の中で我々のほうで使わせていただいている、あるいは報告のほうで出てきているのは各地区社協さん、記念品という言い方をされておりますので、ちょっとそれで整理をさせていただこうと思います。

大きく、皆さんに行き渡るような記念品、あるいは、行事を開催に当たっての当日のお弁当ですとか、出し物を企画されて、その演者に対してのお礼に充てたりとか、様々でございます。

これまでもお答えをしておりますように、そのあたりにつきましては各地区にそれぞれ委ねているといいますか、こちらで確実にこういうものをというような指定まではしておりませんので、スタイルも様々でございます。

委託料以外の経費のところの部分についてのお尋ねだったかと思うんですが、報告を受けております範囲の中で、市からの委託金のみで運営をされている地区もございますし、プラスアルファ、持ち出しという言い方が適切かどうか分かりませんが、各地区社協から費用を持ち出されているところもございます。

内訳というところで行くと、報告書の中には市社協の助成金という表現であったりとか、地区社協からの持ち出しという表現で、その表示だけでは見えにくい部分がありましたので、以前からちょっとお尋ねもありましたのでいろいろお聞きをしたところ、その中には、例えば、これも前回の委員会でも委員のほうからの御質問があったと思いますが、共同募金とかそういったものも一部、充てられているとお伺いしております。

以上でございます。

○河村委員

ちょっと要領が飲み込めないというか、650円の記念品を出すお金をどういう使い方をするか、それは各地区の自由ですと、こういうふうに私に受け取れたんですが、同じ光市内にお住まいの方で70歳以上の方に、自治会に入ってようが入っていまいが市内にお住まいということで記念品をお渡しする。それが普通の感覚だと思うんですが、それはお住まいの地域によって、「いや、あなたのところはもらえませんよ」ということがあっていいのかどうか、それはどのようにお考えなんですか。

○藤岡高齢者支援課長

基本的には、スタートラインといいますか、考え方というところを御質問いただきました。

敬老行事、あくまで地区ごとでの行事が基本線というふうに我々としては考えております。ただ長年、この事業については継続をしまいいりまして、やっぱり行事をするというところに難しさを感じたり、これはもう、本当に考え方はまちまちですが、大多数のところは先ほど言った記念品というところを準備して配布をされていると伺っておりますけれども、逆に、行事の開催が難しくそちらにシフトしているというところも伺っております。

一律じゃないのはおかしいんじゃないかというような御視点かなと思うんですが、私どもとしては、一律にすることがやはり各地区の事情で難しさもあって、お話を聞きながら、これまでこの事業を続けていくに当たって、ある程度の独自性といいますか、各地区に委ねてきてできる範囲のやり方、どういうスタイルができるかというところをお聞きをしながら委託料を支出して、そういった形も認めてきたというような現状でございます。

以上でございます。

○河村委員

敬老行事というところがちょっと分かりにくいんですが、敬老行事についての費用について、共同募金のA募金、B募金の中から利用させていただいている、総額にして光でも1,000万円ぐらいの金額なんです。それと、今の市からの記念品の650円がちょっとごちゃまぜになっているような気がするんです。

あくまでも、記念品の650円というのは個人に対して出ていくもの、そういうふうに私は理解をしておったんですが、そうじゃないと言ったときにどういうふうにその解釈をすればいいのか。

ちょうど、光井と浅江でいうと、人口的には倍半分ですから、敬老者がうちが1,000人おるとすれば浅江は2,000人おる。敬老行事をやるのにも倍ぐらいの金額が必要になるわけです。それを、じゃあやらないと、事情があってできないと、じゃあ歳出もない、大きなお金が残ってしまう。だが、その実態はよう分からん。状況というのは、敬老行事をやるまあがやろうが、そういった類いのお祝い品が出てきたかも分からん。誰も確認するものがおらんのですから。

そういうのが果たして健全な地域になっているのかどうか。何か、今年も敬老会をやらないと、こういう話になっていて、それでええのかなと。

面倒くさいから誰もやりたくないんです。やらんほうがいいんじゃないけん。だけど、敬老者のことを考えれば、やらんでも祝い品だけは届けないけん。届けるときに文句を言われるんですよ。「この人、自治会に入っておらんのに何で配らないけんのか」と。だけどそれは務めだからしょうがない。

そういう意味合いで、もうちょっとお金の使い道を含めて整理をしてほしいというのは、何でこういうふうになったかというところ、もともと室積の敬老祝い品の中で300円の商品券を出す、出さんというような話で、税金だからそういう使い方はいけないと。市の650円は税金です。でも、共同募金のお金は税金じゃない。そうしたら、利用方法については、もっと自由裁量があってもいいはずなんです。

そのあたりを含めて、今、どうも社協と市に溝があるような気がするんです。それを話合いでしっかり埋めていただいて、70歳以上の敬老者の方に同じように等しく、そういった祝い品が届くような制度をしっかりとつくりたい。いかがですか。

○藤岡高齢者支援課長

まず1点、再度確認といたしますか、念を押させていただくと650円、これは記念品代として限定をしているわけではないということも御理解をいただけたらと思います。決して記念品を配ってもらわなきゃいけないという指定も、こちらもしておりません。ただ、積算根拠として今、1人当たり650円というところでやっております。

今、共同募金のほうのお話がありました。所管はもちろん社協さんのほうですので、共同募金の使途についてこちらから言える立場にもございませんし、そこについての制限をかけるというつもりはございません。

ただ、さっき言った、ごちゃ混ぜになっているというか、同じ事業に使われているというところで、その地区社協側がもし混乱をされているとか、そういったのが整理ができていないということであれば、もちろんそこはきちんと整理をできるようにこちらもお話はさせていただきたいと考えております。繰返しになりますが、共同募金の使途については、市のほうでそれをこれに使ってはいけないとかという権限はございませんので、そこはそこで委ねる方向になろうかと思っております。

今、委員の御指摘のように、そういった事態が少なからず発生しているということであれば、こちらがその理解、把握ができていない部分はあったかもしれませんが、もう一度、皆さんと各地区ともお話をさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○河村委員

共同募金の地区長は市長だからね。それから、共同募金のほうは申請をしないもののお金は下りませんから、申請して初めて下りてくるお金なんで、そのあたりの使い道も間違いないようにしていただけたら。

○岡村福祉総務課長

日赤の地区長は市長なんですが、共同募金は社協の会長でございます。社協の会長が共同募金の地区委員長になります。

○田中委員

1点だけお願いします。

市民のほうから、带状疱疹のワクチン助成についての声がありまして、ちょっと周南市のほうでも始まったタイミングでもございますので、光市としてどのようにお考えなのかというところをお聞かせいただけたらと思います。

○安池健康増進課長

県内における任意接種による带状疱疹ワクチン接種の助成状況なんですけど、令和5年度は宇部市、阿武町の1市1町で行われておりましたが、令和6年度には、先ほど委員が言われました周南市を含んだ3市3町で実施となっています。

現在、国のほうでこの予防接種の定期接種化の検討がなされております。本市としては、国の動向を注視しまして検討を図っていきたいと考えております。

以上です。

○田中委員

分かりました。やっぱり、「あったらいいな」という声がありますので、国の動きを注視しながらということなんですけど、逆に、国にしっかり求められるぐらいの動きでぜひ実現していただけたらと思いますのでお願いいたします。

以上です。

○大田委員

民生委員についてちょっとお聞きするんですが、以前、今年の発足当時には、民生委員の人数が足りないまま発足したというふうにお聞きしているんですが、その後、どのようなになったんですか。

○岡村福祉総務課長

令和4年12月に改選がありました。その際は3名の欠員が生じておりましたが、欠員が生じておりました3地区については、その後、地元の自治会の御協力等により欠員が補充されたところでございます。

しかしながら、現在、令和5年12月末をもって1名の方が退任をされましたので、その欠員の補充ができていない状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

民生委員1人の方が、約100名から200名ぐらいを担当されて回っているようにお聞き

しているんですが、そのような状況なんですか。

○岡村福祉総務課長

各地区ごとに人数のばらつきはありますので、多いところでは100名近く、一人当たり調査の対象を持っていらっしゃる方もいらっしゃれば、50名以下の方もございます。

基本的に、地区民生委員さんの担当世帯の標準数というのは国で定められておりまして、光市の場合、10万未満の市になりますので、地域の世帯としては120世帯から280世帯の方の地区を担当していただくようになっております。

○大田委員

そういうふうに、今回1名の欠員となっているというふうにお聞きしましたが、老人クラブでも、一応民生委員と同じような独居老人やら回っておられるんです。そういうふうなものも含めて、そういうのは民生委員との共同で回るとかいうことはできないんでしょうか。それとも、民生委員は民生委員、老人クラブは老人クラブで別々にやらないといけないことなんでしょうか。ちょっと、そのところを教えてください。

○岡村福祉総務課長

民生委員さんの活動といたしましては、あくまでも地域の社会福祉の増進のために活動していただいておりますので、民生委員さんとしては民生委員さんとしての訪問活動をしていただく必要があらうかと思います。

ただ、民生委員さんも結構、御負担に感じていらっしゃると思うので、地域の、例えば自治会から委嘱されている福祉員さんとか、今、委員さんのおっしゃられた老人クラブの方と協力しながら見守り活動をしていただくということは、その地区の状況にもよりますけれども、皆さんの同意の中でやっていただくことは可能なのではないかと感じています。

○大田委員

民生委員さんは民生委員さん独自に市の方針に従ってやっておられる。老人クラブさんは老人クラブさんのほうで、要するに、これもまた市の方針に従ってやっておられて、毎月、報告書を上げて県のほうまで持っていくようになっているんですが、そのところは共同して、協調してできないんでしょうかとお聞きしているんです。

○藤岡高齢者支援課長

老人クラブ活動のところにお話がありましたので、ちょっと私のほうから答弁させていただけたらと思うんですが、先ほど岡村課長が申し上げましたように、老人クラブのほうでその見守り活動をしていただいている。それから、地区社協の福祉員さんについても回っていただいている。

老人クラブのほうにつきましては、私どもの認識としましては、老人クラブの独自の活動、会員さん相互の見守りというところがベースにあるとお聞きをしております。た

しか、実施要領等も老人クラブのほうで定められて、それに基づいて定期的に訪問していただいている。

そういった活動を捉えて、委員は市の方針にのっとってというようなおっしゃられ方だったんですが、私どもの感覚としては老人クラブ独自の活動、地区社協独自の活動、民生委員さんの活動、そういった多角的な視点で地域の見守りを相互に協力しながらやっていたいているという認識でございます。

もちろん、今もそういった協力関係の下でやっていただけるようにしなきゃいけない。そこを橋渡しといいますか、我々ももちろん、名簿の提供等で御協力もしている部分、民生委員さんですとか地区社協のほうには名簿の提供もさせていたいている。

ただ、老人クラブのほうについては、繰返しになりますけども会員さん相互の取組の一環というところでも聞いておりましたので、その名簿というのは逆に老人クラブ側のほうからいただいて、こういった方を対象に回られているんだというお話は伺っております。

繰返しになりますけども、相互の協力という点では、我々も橋渡し役じゃないですけど、どちらかという地域の見守りをお願いする立場として関わっていったらと考えております。

以上でございます。

○大田委員

だから、要するに今、民生委員さんは120世帯から280世帯の面倒を見ると言っていて、老人クラブさんは会員さんの面倒を見るというふうな感じになっているんですが、そのところはお互いに協調してできないんでしょうかとお願いをしているわけなんです。

一遍に、民生委員さんが今日、来ました。午前中、来られました。午後から老人クラブさん来られましたということにならないように、そういうような協調の仕方はできないんでしょうかとお聞きしているんです。

○岡村福祉総務課長

今、委員さんから御提言があった点について、それぞれ民生委員さん、いろいろな考えをお持ちの方がいらっしゃいますので、それが実現できるかどうかというところについてはまた、民生委員さんのほうにもいろいろ御意見を聞きながら、対応を考えてまいりたいと思います。

すみません、1点修正をさせていただきます。

先ほど、自治会から福祉員の委嘱がというようなことを言いましたが、社会福祉協議会のほうから福祉員は委嘱されておりますので訂正させていただきます。福祉員は社会福祉協議会から委嘱をされています。

○大田委員

社会福祉協議会さんから各自治会にお願いしているの。違うでしょう。

○岡村福祉総務課長

自治会から福祉員さんに推薦をされて、推薦をされた方について福祉員の委嘱が社会福祉協議会のほうからされています。

○大田委員

それは分かりました。そういうふうに、民生委員さんも今、随分な負担をかけられているわけです。老人クラブさんのほうも負担、お互いが負担をかけられている。その負担の軽減というのは少し考えてもらったらいいんじゃないかと思って発言させてもらったんですけど、そのところ、もう少しよく考えてください。お願いします。

3 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第58号 令和6年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：佐々木経済部次長～別紙

質 疑

○田中委員

13ページの農業振興対策助成事業についてのあれは、県が創出したということで説明を受けたんですけど、これの状況について、もう少し詳しく教えていただけたらという部分と、仕組みについて、もう少し教えていただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

地域農業資源リノベーション促進事業補助金の状況とその仕組みについてお尋ねをいただきました。

本事業につきましては、県において本年度、新たに創設した事業でございます。中古の農業用の施設や農業用の機械など、こうした遊休資産を地域農業資源として改めて改修、すなわちリノベーションして活用することで、新規就農者が営農を新たに開始する際の経済的負担の軽減を図る事業でございます。

具体的には、不要となりましたビニールハウスなどの農業施設の補修や移設、こうした費用を助成する制度であり、今度、令和7年4月より、本市で新たに新規就農を予定されている方がおられます。この方が廃業された市外の農家より中古のビニールハウスを本市の圃場に移設して、利活用しようとする取組に対して補助するものでございます。事業の完了後には、全額県より歳入となるものでございます。

以上でございます。

○田中委員

仕組みとして、すごくいい仕組みだなと思っているんですけど、その遊休資産をその方が活用してということなんですが、そのマッチング方法というか、どのように結びつけを、誰がやっていらっしゃるのかというところで、例えば、環境事業課とかだったら、「リユースネットひかり」とかで物が出ていて、それが欲しいという人が手を挙げてというのがあるんですけど、何かその遊休資産として情報を持っていらっしゃるのが、どこかのサイトで見られたりして、それに手を挙げたりとかできるのかとか、それとか、ビニールハウスを使わないで持っているよという人が、そこに申し込んで登録をしておいていただくという仕組みがあるのかどうか、ちょっとその辺りについてお聞かせいただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

遊休資産のそれぞれのマッチングについてのお尋ねでございますが、こうした遊休資

産を適切にマッチングしていくことは、本事業を進めていく上で必要不可欠であると考えております。まず、県におきましては、県内のそうした遊休資産の情報を集約して、就農を希望される方や県内の農業者、また、関係機関等がウェブのサイトで閲覧できるような、そうした仕組みづくりを現在、進めているところでございます。

こうした情報を本市といたしましても、機を逸することなく活用をしながら、本市の農業振興、また新規就農者の支援につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。ウェブサイトの仕組みづくり等にも、今後、取り組んでいくということで、そうすると、現状では、例えば使わなくなったビニールハウスがあるよとか、新規就農とかするためにビニールハウスが欲しいんだという農業者がいれば、この地域農業資源リノベーション促進事業というものを、そういう制度があるのを知って、まずは県とか市に相談をしてくださいということという理解になるのですかね、現状。

○影土井農林水産課長

御承知のとおりでございます。

○田中委員

そうしたら、この制度を広く周知することも必要だと思いますので、今後、市も積極的に関わって進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質疑をさせていただきます。

まず1点目としましては、2024年7月に、「おいでや！！いなか暮らしフェア2024」というものが大阪で開催をされまして、これに本市も出展されたというふうに伺っています。このフェアは、全国から移住定住を推進する自治体・団体が出展をして、個別相談ブースが設置をされて、移住を希望する方に具体的な地域情報を提供する、そして、各種相談を対応するというふうに認識をしています。

まず、本フェアに出展された自治体・団体数を、まずお示しをください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

委員御紹介の「おいでや！いなな暮らしフェア2024」は、認定NPO法人ふるさと回帰支援センター大阪ふるさと暮らし情報センターが主催し、全国各地の自治体が一堂に会し、自分らしい暮らしを見つける機会の提供と、移住を通じた地域の活性化などを目的とした西日本最大級の移住マッチングイベントで、7月20日土曜日に大阪のABCホールで開催されたものです。

市では、移住を検討される方に対して直接アプローチできる絶好の機会と捉え職員を派遣したところです。

お尋ねの出展した自治体数は、北海道から沖縄まで27の都道府県と160の市町村で、団体数は、公益法人やNPO法人などの移住を支援する19の団体でございます。

今後もこうした機会を活用し、本市への移住を促進するとともに、お話しさせていただいた方とは継続的に連絡を取り合うなどし、移住につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

自治体ですね、あと出展された自治体の団体数というところについて理解ができました。あと、このフェアにおける本市への移住希望者の相談状況という部分と、このフェア後の反響、この部分についてお示しをください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

フェア当日は、5組7人の方に本市のブースにお越しいただき、相談を実施いたしました。本市の自然環境や生活環境などについて御説明をさせていただく中で、景色や海がきれいといった自然景観の美しさに関することや、補助金などの支援制度に関することなどに関心を持たれておりました。

その後については、問合せなどは受けておりませんが、このたびのつながりを大切に、機会を捉えながら、本市の魅力をアピールするなど、こちらから発信していくことで本市のことをもっと知ってもらい、好きになってもらって移住につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○小林委員

5組で7人の方が、今回相談に来られたというところで理解ができました。さらに、いいなと思ったのは、こちらから積極的に情報を発信していくという視点は、待ちの姿勢ではなくて、こちらからどんどん行くというのは、すごくいいと思います。ぜひこの視点を持って、今後、取り組んでいただきたいというところだと思います。

本フェアに、出展に従事をされた職員の方、その方の所感という部分があれば、お示しをください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

職員の所感についてですが、来場者の多くは、どこの自治体に行くかを決めておられたようで、観光地や移住先として人気の高い市町、県内では、下関市や周防大島町などのブースに相談者が多いというふうに感じたということです。

対話をさせていただくことで本市の魅力をお伝えできるので、こういったフェアの継続的な参加による発信はもちろん、本市の認知度の向上にしっかり取り組んでいく必要があると感じたといったものでございます。

以上です。

○小林委員

今、非常に下関と周防大島が人気があったということで、これが、ぜひ光市もそうなるように、引き続きPRのほうをしていただきたいというふうに思います。

あと、最初の答弁の中で、一ついいなと思ったのが、実際に行った先で、職員の人と意見交換ができたという部分がすごくいいなと思っていて、こういうところを、せっかく大阪まで行って、いろんな自治体がありますので、そういう人たちとの情報交換とか人間関係をしっかりつくっていただく、これもぜひ財産になると思いますので、こちらについてもよろしく願いをしておきます。

それともう一点、5月31日の光市「雇用の日」にちなんで、市内の中学生を対象にして、働くことのやりがいや楽しさを伝えて、身近にある市内の事業者等を知ってもらうために、関係団体や事業者とともに、「光市「雇用の日」メッセージフェア」というものを開催されました。

今回は、光市で生き生きと働く職業人3人が、仕事に対する姿勢や考え方、やりがいなどについて話をされたというふうに認識をしておりますが、参加者の反響という部分をお示してください。

○佐々木経済部次長

「雇用の日」メッセージフェアにつきましては、市内事業所の雇用の確保と安定を図るとともに、若者の市内就職の促進を目指し、実施しているものでございますが、キャリア教育という側面でも大きな役割を果たしていると感じております。

当日は、市内の中学2年生421人が参加いたしました。参加者へのアンケートを実施いたしましたところ、講演の内容や、3人の市内職業人の発表に対する満足度は、おおむね高い状況でございました。

自由記載の意見について、主なものを少し御紹介させていただきますと、「あまり知らなかった職業や興味のなかった職業だったが、話を聞いてみると少し興味を持つことができた」、「知らない職業について知れたし、将来の選択肢が増えたと思う」、「働くことの楽しさや達成感を知ることができた」、「自分の将来について、新たな視点からも考える、よい時間になった」、「将来への見通しを持つことができ、未来のことが楽しみになった」など、大変前向きな意見が多く見られました。こうした状況が市内事業者への就業に少しでも効果的につながってほしいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

今のところ、自由コメントの中で、仕事に対して興味を持つとか、将来の選択肢が広がったとか、あとは仕事に対する達成感というところ、この辺についても少し見識が深まったというふうに理解をいたしました。

その上で、実際にこのフェアに参加された生徒たちに、ちょっと反響を聞いてみたんですね。そうすると、やっぱり自身のキャリアを考える機会になったとか、親御さんの仕事に興味を持ったとか、大変ポジティブな御意見があったということを受けて、このフェアが担う役割というのは非常に大きいというふうに思いました。

その一方で、実際に働いている人と、直接、もっと話をしてみたかったという声がありましたので、小スケールにおいて、職種ごとの座談会、こういうものの導入を、今後、検討いただけたらというふうに思います。

私からは、以上です。

○中村委員

有害鳥獣対策に関しましてのＩＣＴわなの状況について質問させていただきます。

以前行いました委員会での市内視察のときには、わなが作動したときに、メールで連絡があるというふうに伺いましたが、その後、時間もちょっとたちまして、現状はいかがでしょうか、その後、変化はありましたでしょうか、お願いします。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

ＩＣＴ機器を導入したことで、わな作動時にメール通知があることから、見回りの回数が軽減し、週３日程度にすることができております。

また、事前に止め刺し等の道具の準備や人手の確保が可能となり、ＩＣＴ機器により捕獲員の負担の軽減につながっております。

視察時からＩＣＴ機器の更新をしておりません。台数も変わっておりませんので変化はございません。

以上です。

○中村委員

分かりました。兵庫県三田市での委員会の視察では、同じようにメールが送られてくるんですけども、同時に写真なども添付されてくるというところで、より細かい情報が届けられるそうなんです、本市においての今後の予定というのは、何かお考えでしょうか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

来年度より捕獲活動を行う人数を確保するために、実施隊制度への移行を、計画しております。その隊員へ、ＩＣＴ機器の導入による実施隊員の負担軽減や効率的な捕獲を

考えております。

委員御指摘のように、わなの状況をメールで写真を通知することにより、写真による情報が得られることは魅力的ではございますが、機器を設置する場所が、主に山中であることから、通信環境によっては情報が届かない可能性があることや、データ量の増加から通信費が増えることもあり、機器の選定や導入については、状況を見極めながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○中村委員

分かりました。山間部にかけるわなというのは、結構多いと思うんで、電波の状況とかいうのは悪いところが多いと思います。今後、安定した通信環境というのが確保できたりと、あと技術の進歩などによって、いろいろとできることも増えてくるとは思いますので、しっかりとアンテナを張って、今後とも捕獲活動する方々の負担軽減や効率的な捕獲という観点から、しっかりとした取組をお願いします。

以上です。

○田中委員

2点ほどお聞きできたらと思うんですが。

1点目が、まず、光市内の創業状況について、こういった状況なのかをお聞かせいただけたらと思います。

○佐々木経済部次長

市内の創業の状況について、お尋ねいただきました。

市では、商工会議所や商工会、金融機関等と連携いたしまして、創業に関する相談窓口を設けて相談対応をするとともに、創業者への支援を行っております。創業の件数につきましては、近年では、令和3年度が19件、令和4年度が21件、令和5年度が22件と、少しずつではございますが、増加傾向にございまして、今年度も既に数件の創業についてお話を伺っているところでございます。

業種につきましては、建設業や飲食店、医療福祉関係、運輸、販売、サービス業など多種多様で、特に傾向的なものはございません。規模的には、やはり創業というところで、小規模な事業が多いように見受けられます。

また、女性創業者も少なくなく、幅広い人材による創業が進んでいる状況でございます。

創業のきっかけや認識を深めるための相談支援についても、少しずつではございますが、増加の傾向でございますので、今後も創業に関する情報提供を積極的に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

状況について詳しくありがとうございます。創業者も増えて、相談ケースも増えていると。分析的に、傾向については満遍なく事業についてある。そしてまた小規模が多いというようなことがあったんですけど、特徴が、あまり、全体的な企業が創業が多いということで、だから、市として様々な助成制度をやりながら取り組まれていると思うんですけど、こういった部分が活用されているのか、効果を出しているのか、それとか、創業される方が増えている中で、こういった声があるのか、そういったことが、もし分かれば教えていただけたらと思います。

○佐々木経済部次長

創業に関しましては、実際にその出店をされる、創業に至るまでの構想ですとか、あと準備に大変時間がかかるものでございますので、まずは、そういった御相談をいただくというのが大事なのかなと。御相談を受ける中で、まだ、ちょっと具体的なものが分からないといったような声もありますので、まずは御相談をいただくことが大事なのかなというふうに思っております。しっかりそういったあたりで情報提供しながら、創業に向けた講習会とかも開いておりますので、そういったものであったり、資金準備といったところについては、関係機関との連携の下で支援をしてまいりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○田中委員

相談が大事ということであるんですけど、光市で創業をするという部分で、光市を選ぶところが、例えば、こういう優位点があるから光市で創業するんだという、例えば、誘導が効いているのかどうかという部分でいうと、今のお話を聞くと、自発的に創業される方が相談に来られて創業につながっているというような印象になるんですけど、何かこう、相談を受けてやられている中で、光市をなぜ選ばれているのか、そしてこちらも、なぜ光市で創業してほしいのかというところの取組があれば、お聞かせいただけたらと思います。

○佐々木経済部次長

光市独自のものというような観点の御質問かと思うんですけど、特に創業されたいと希望される方が、なぜ光市でというあたりの情報というのは、ちょっと分からないところではあるんですけど。それぞれの自治体で、こういった取組は進めておりますので、光市独自のものというもので言われると、なかなかお答えが難しいのかなというふうには思っております。

以上です。

○田中委員

分かりました。今後も光市でというのが増えるように、しっかり相談、声を聞きながら、また、制度のほうも拡充していただけたらと思いますので、よろしくお願い

したいと思います。

ちょっと質問を変えさせていただいて、先日まで、農地利用の将来の在り方懇和会に取り組みれていたかと思います。人・農地プランから地域計画へということで各地域で行われておりますが、その全体の内容について総括で教えていただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

農地利用の将来の在り方懇和会について、その状況等についてでございますが、本懇和会につきましては、農地をいかにして守っていくか、そうした視点から、農地利用の在り方について、地域の皆様の御意見を伺うために行ったものでございます。

期間は、8月19日の月曜日から28日までの間のうち6日間で、市内の6会場で開催し、計55名の市内の農業者関係の皆様にご参加をいただきました。

内容につきましては、2つのテーマを設けまして、まず農地の現状と課題を整理しようということで、農地の現状や課題、まずこれをしっかり整理した上で、2つ目のテーマとしまして、10年先の農地の在り方を考えていく、こうした2つのテーマを持って、参加者同士によるワークショップを行いながら、様々な前向きな意見や苦悩の思いなどを聞かせていただきました。

そうした中、地域ごとに様々な御意見、特徴があり、その一例を申し上げますと、塩田地区や東荷地区は、圃場の整備された農用地等が多くありますので、農業法人への積極的な集約や集積、また、地域みんなで農地を守っていこう、そうした意識の醸成、これが必要だと、こういった御意見がありました。

総括といたしましては、全ての農地を守っていくことは、難しいため、やはり守るべき優良農地の選択、これも必要ではないかと、こういった御意見や用水路等の施設が老朽化をしているといった現状に対する課題提起等もございました。

それと、現在、お米の品薄感だとか新米の値上がりなど、世間の関心事も話題としてあがりました。また、お米価格の設定とともに、やはり稼げる農業、農業で生計を立てていける、そうした産業に転換できたらいいねといった切実な思いを聞かせていただいたところでございます。

このほかにも、多くの課題や御意見等もございましたが、こうした御意見等を改めて整理した上で、これからの地域農業の在り方、将来世代にいかにしてこうした農地を引き継いでいくべきか、そうした視点をしっかり持ち合わせながら、これからの地域計画等の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

私も何か所かは、ちょっと傍聴に行かせていただいて、お話を、農業者の方のお話を聞いたんですけど、やっぱりその地域によって全然違うんだというのが正直感じたのと、あと本当に、土地の出し手と受け手のほうの両者の立場での声が聞けたというのが、すごい非農業者として新鮮な部分がありました。

それで、土地を誰が守っていくのかというような話だと思うんですけど、やっぱり先

ほど言われたとおり、お金になる農業にしていけないと、やっぱり続いていけない、そして、また魅力になって、担い手も出てこないということがございますので、その辺りも含めて、先ほど県の新しい事業でのハウスの件もございましたけど、そういった方たちが、やっぱりお金になる農業になるように、しっかり支えていただいて、光市の一次産業がしっかり地に足ついて、そして、市民の方にもより知っていただけるように取り組んでいただけたらと思っております。

今のプランのほうが、今度まとめて出てくると思いますので、そのときにも、また見させていただいて、いろいろお話できたらと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○河村委員

それでは何点か。最初に「わくわくフェスタ」から行きますかね。本会議では8,000人の来場者があったということで、何か随分、大層なお話に受け止められたんですが、ちょうど18日の日曜日から始まったんですが、私、たまたま18日の日曜日夕方6時に現地に行きましたら、誰もおらん状態として、人っ子一人おらのじゃけ。何かなと思うて、まあ私の認識不足もあるんですね、何をやりよるかも、ちょっと知らなかったの。キッチンカーが4台あって、商売になるかなと、こう思いながら接する中で、地域づくりにも、私、仕事柄、出入りしていましたので、よく話を聞いてみると、水曜日の夕方、T Y Sの番組で報道があつて、それから人々に、だいしょ知れ渡ったというような話で。

要は、広報の仕方、本来なら3月議会で、こういうのをやりますよという、ある意味で言えば、この議会というのは一般向け告知の場でもあるわけですが、その際に告知ができなかったというところが、ちょっとどうも後手を踏んだ一つの原因でもあるような気がするんです。そのあたりのところの反省みたいなのがあるんですか、それとも、いやいや、ようやりましたから、そねい心配せんでもええですよと言っているのか、その辺をちょっと教えてもらっていいですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

今、御紹介いただきましたように、8月18日から24日の7日間にわたり、「「光」と「食」のわくわくフェスタ」を地域づくり支援センターで開催いたしました。

こちらについては、これまでにないイベントでしたので、市民の皆様への周知というものが、私たちにとっても、とても大きな課題であったと思っております。

市としましては、市の広報に掲載をしたり、ホームページやインスタ、LINEといったSNSの活用とともに、市内の小中学校、また幼稚園、保育園、へのチラシの配布と、公共施設をはじめとして、スーパーや小売店といったところへのポスターの掲示などにより周知に努めたところではありましたが、これまでにない内容であったこともあり、なかなか市民の皆様イメージしづらく、なかなか興味を持っていただくことができなかったのではないかと考えております。

ただ、そうした中でも、来られた方が情報発信をしてくださったり、メディアのほうでも発信してくださったりといった効果で、来場者は右肩上がりに増加をしていったと

いうところがあります。キッチンカーにしても、議員さんが来られたときには、いなかったのかもしれないんですけども、その後は、たくさんの方に来ていただいて、キッチンカーの方も満足して帰っていただいたということもありますし、満喫していただけたのではないかと考えております。

本課としましても、これからいろいろな周知すべき事案というのは出てくると思いますが、このたびのフェスタを通して、市民の皆さんの情報発信の力とか、メディアもそうですけれども、そういったものを強く感じましたので、このことを教訓に、今後は、市民の皆さんに御協力をいただきながら情報発信に努めていきたいと考えております。

以上です。

○河村委員

この「わくわくフェスタ」のコンセプト、どういう人が対象であったのか、そのあたりの的が絞れていなかったような気がするんですが、それをちょっと教えてもらっていいですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

対象者は、子供でしたので、ちょっと暑い期間ではあったんですけども、夏休みを活用して実施したというところでございます。

以上です。

○河村委員

コンセプト。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

コンセプトとしましては、「光」と「食」というのをテーマにしておりまして、「光」というのは、最新のデジタルを活用した光の演出を一つのコンセプト。「食」は、イベントとして皆さんに楽しんでもらう、そういう人のにぎわいというものをつくっていただくというところで「食」というものをテーマといたしました。

以上です。

○河村委員

去年じゃったんですかいね、その今の駅前で、キッチンカーか何かをやったのがね。あれと、今、島田市の今、地域づくりの駐車場でイベントをやるのとでは、ちょっと違うんじゃないかなと、対象がですよ。あまり絞ったように感じなかったんで、例えば、子供を対象にしたら、じゃあそういった類いのところで、どういう団体に声がかかったとか、そうしたものも何か欠けていたんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、事前の、やっぱりそのあたりの準備というのが、ちょっと少なかったような気がするんで、ぜひ、もしも来年やるとしたらですよ、もっと用意周到に準備をしていただくようお願いをしておきます。

それから、海水浴について、私もちょっとお話をさせていただいたんですが、サメが出てから今までの海水浴の概念が変わったというふうに私は捉えています。海水浴場の遊泳区域に海水浴場を開設するというように捉えていましたので、万が一、そういった地震があるとか、新たな危険が生じたとか、そういったときには、浴場の閉鎖をすることか、あるいは、もっと狭くすることか、方法というのは何かいろいろあるような気がするんですが、そのあたりで反省みたいなものがあります。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

遊泳区域に関しましては、現在のところ、虹ヶ浜は幅が300メートル、沖に200メートル、室積は幅が400メートル、沖に100メートルということで、遊泳区域を区切っております。

これまで遊泳区域は、ずっと変更しておりませんでした。去年、室積のほうでは、今まで幅700メートルだったところを、海水浴客が減っているということや、監視の目を強化する目的で、400メートルにいたしました。

今回のような地震の際などに、遊泳禁止にすることはもちろんですが、遊泳区域を狭めるということはしておりません。今後、いろいろな周知や、サメの侵入を防ぐネットのことなどありますので、すぐにというのは難しいかもしれませんが、監視の目の強化や、安全・安心という面で考えますと、今現在の遊泳区域を縮小するということは、少し検討をしていかなければいけないのかなと考えております。

以上です。

○河村委員

ライフセーバーの話も含めて、要は、安心・安全をアピールすることで、自然とのうまく調和といいますか、そういった海水浴ができるというような宣伝方法につながるといいなと、こう思いますので、そのあたりのところを含めて、次年度の糧にしていきたいと思います。

それから、さっき有害鳥獣の話の中で、熊ですね、小周防で捕獲ができた。今の塩田では捕獲はもちろんしたと。東荷のほうでも足跡があったとかということで、もう現実的に熊が里のほうへ出没しているということが如実になってきたと思うんです。

本郷では、けがをされたということで、危険が本当に身近に迫ってきているというのが理解できたと思うんです。要は対策ですよ。ちょっと普通のイノシシでも亡くなる方があるかも分かりませんが、熊というのは、ちょっと状況が違ってくるような気がするんですよ。周知の方法とかいうことをひっくるめて何か考えておられます。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

熊の件につきまして、まず、国におけるツキノワグマの位置づけが、今年の4月16日に指定管理鳥獣へ、見直しとなり、駆除対策が強化されましたが、山口県においては、ツキノワグマの位置づけは、特定鳥獣のまま変更されておりません。対応とすれば、これまでどおりになってしまいます。今年度のツキノワグマの通報、8月末現在の速報値

とはなりますが、お知らせをしておきます。

今年度に入り、目撃通報が7件、痕跡通報が4件、錯誤捕獲が1件となっております。これらの通報のうち、痕跡通報2件は熊ではありませんでした。また、目撃通報の7件のうち、これが熊であると、そういった特定された事案はありませんでした。

ツキノワグマの出没があった場合の対応についてですが、ツキノワグマ出沒・捕獲時の光市対応マニュアルというのを作成しておりますので、これに沿ってまいります。人身被害等がなければ、基本的には注意喚起を行い、被害が発生しないように行っております。また、農作物等については、適切な指導を行うこととしております。

こうした取組を行っても、なお被害が発生する場合には、捕獲を考えますが、この捕獲につきましては県の許可が必要となりますので、周南農林水産事務所と協議を行い、許可を頂いて捕獲を行いたいと考えております。

もし仮に、岩国のように人身被害が発生したら困りますので、近隣市町と情報の共有を図り、具体的な解決策の共有を図り、連携していきたいと考えております。

市民の皆さんにお知らせするというのが大切だろうと思いますので、これをしっかりやっていきたいと考えております。

仮に捕獲する場合には、わなを設置するようには考えております。あと、山に出るからとか、出没が多いからということで、山狩りということも考えられますが、山狩りについては、熊が人に対して攻撃的な行動をとった場合とか、そういったときに検討してまいります。あくまでも、わなの捕獲ということが大切なので、イノシシと同様に山狩りということは、難しいので、なかなかまい対応策というのは、もう注意喚起、あとは出にくい状況をつくる、寄ってこないようなことを考える誘因物の除去ということをやっていただくように指導していきたいと考えております。

以上です。

○河村委員

何かあってからでは遅いんですね。イノシシやったら、出たけえと言って通報で済むんですけど、熊の場合は、ちょっと何かそれでは遅いんじゃないのかなと。そこでけがをしたり大変なことになるからというのでは、ちょっと手遅れなんで、マニュアルを今つくられるというお話でしたが、そのマニュアルに、どのような中身が入るのか。一番は、やっぱり発見をしたことを通報を受けること。その受けた情報を、また周辺部に流すことだと、こう思われますので、そのあたりのマニュアルに記載をして、街頭といいますか、光市でいえば北部地域のところへ、そういったマニュアルを配ることができるのかどうか、いかがです。ただ、マニュアルをちょっとだけじゃ、いやいや、こうやってマニュアルは作ったけど遅かったという話にならんようにできるかどうか、その辺をちょっと。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

このマニュアルは、作成済みで、市役所用ですけど、市民向きのようなマニュアルも簡単なやつを作りまして、市民の方にも配りたいと考えております。

以上です。

○河村委員

ぜひ対象と思われるような区域には、そういったものを配って、ぜひここへ通報してくれる。できれば直接、直通電話か何かで受け取れるようなやり方をさせていただくことがいいと思いますので、ぜひお願いをしておきます。

それからもう一点、今、企業の創業についてのお話があったんですが、倒産とかそういった類いの情報等がありましたらお知らせいただけますか。

○佐々木経済部次長

企業の倒産についての御質問でございます。

信用保証協会の情報によりますと、代位弁済の状況につきましては、令和5年度中に市の制度以外も含んで、光市の企業分として9件ございました。このうち市の制度融資に係るものは2件が代位弁済となっております。また、今年度につきましては、8月末時点でございますが、光市で5件、うち市の制度融資に係るものはゼロ件というような状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

まあまあ数が出ていると思うんですが、業種とか何か特別偏ったところがあるんですか。

○佐々木経済部次長

市内においての業種というのは分からない状況でございますけれど、県全体の数字で申し上げますと、令和5年度の県全体の業種別の代位弁済は、建設業が35.3%、卸売業が17%、サービス業が16.8%、製造業が12.5%。これは代位弁済額の割合でございますが、そういった状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

ぜひそういった偏った業種があれば、何か対策等も含めて必要なんだと、こう考えますから、やはりできるだけ調査をしていただいて状況把握に努めていただくことが、まず一番だろうと。それからまた次の手ということになろうかと思いますので、そのあたりをよろしく願いをいたします。

以上です。

○大田委員

ある市民の方からアンケートが来たからどうかちゅうてから、その書類を持ってこられたんですが、中を見ますと、大和農免農道のことについてアンケートを調査をされて

おられます。その地域の対象が岩田、東荷、光井、三輪と、こういうふうになっておるんですが、そのこのところの、なぜそこになったかちゅうことを教えてもらいたいんですが。

○岩崎農林水産課技術担当課長

現在、農林水産課が実施しています農道の補修に関するアンケート調査についてのお尋ねかと思います。

このアンケート調査は、周南広域農道と大和農免農道におきまして、老朽化が進んでいる道路の舗装や橋梁などについて、国の補助事業を活用して計画的な補修工事を実施するために調査を行っているものでございます。

周南広域農道につきましては、その路線の対象地区となります光井地区、岩田地区、三輪地区の世帯のうちから抽出した世帯を、一方で、大和農免農道につきましては、岩田地区、東荷地区の世帯を対象とさせていただいております。

御質問は、大和農免農道のアンケートの封筒の中に、今申し上げました地区以外の名称が記載されているというようなお話かと思われます。今回のアンケート調査におきましては、先ほど申し上げました2路線の農道のアンケートにつきまして、アンケートを封入する封筒を2路線のアンケートを同じ封筒で送ることとしましたため、混乱を招いてしまったのではないかと思います。

以上でございます。

○大田委員

農林水産課の耕地林務係としては、2路線をアンケート調査の対象にされて、岩田、東荷、光井、三輪の方に送ったと。たまたま私が頂いたのは大和農免農道のことについてのアンケートということになると。多分、この人は岩田、東荷じゃないんですよね、私がもらったの、アンケートは。そういうようなところを考えて出されたんですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

先ほど申し上げましたとおり、周南広域農道に対しましては、光井、岩田、三輪地区、一方で大和農免農道については、岩田、東荷地区の世帯から抽出してアンケートを送付させていただいているところではございますが、もし仮に誤った地区に送付したようなことがございましたら、これについてはお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

○大田委員

しっかり地区は把握してから出されてもらったほうがいいと思います。また、それについて金額の提示がされたわけですよ。それでも、ここでは、実際に負担金を徴収するまでありませんというふうに書いてありますが、仮に設けた質問になりますのでと、もしも本当にそうだったらどう想像していただくとか、今後、現在の住所に今後40年間お住まいになるとして、その間、負担し続けるものと仮定しますというふうに書いてあっ

て、金額が書いてあるわけですね。金額も年間3万何がしやら10万何がしとか1万7千何がしとか書いてあるわけですよ。

そこで、そうなりますと、その地区だけでなく光市全体の問題と思うわけでございます。そういうふうに、こういうような書き方は、どうか、いかがなのかなと思う。アンケートをもらった方は、これだけもし負担せんにやいけんのかと。40年間も負担せんにやいけんのかというふうに勘違いされるわけです。そのところは、もう少し分かりやすく書き換えたらと思うんですが、そのところどういうふうにお考えでしょうか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

金額負担の設問があったことと、こういった問題については、市内全体の問題であるという2点の御質問だと思いますが、まず市内において、こちらの地域を対象として、アンケートを取らせていただいた経緯を先に御説明させていただきますと、今回のアンケート対象となる路線は、先ほども申し上げましたように、周南広域農道と大和農免農道でございます。これらの農道は一般的な国道とか県道、市道といった一般の道路の通行を目的として建設した道路とは異なり、道路周辺地域における農業の発展などを目的として整備した道路でございます。

このため、これらの農道の存続により、主に利益を受ける利用者、つまり農道の沿線にお住まいの皆様に対しまして、これらの農道の必要性を確認する手続が必要となりますことから、国の定めたマニュアルに従いまして、道路の維持管理費用の御負担などについて問いかける内容のアンケートを、先ほど申し上げました地区に対して実施させていただいたところでございます。

続いて、金額負担の設問についてでございます。

こちらにつきましては、先ほどから申し上げます2路線の農道の補修工事を、国の補助事業を活用して計画的に実施するために行っているところでございまして、国の補助事業を活用するためには、事業の実施効果を確認する必要がございます。

設問の中には、先ほどの御案内のように、農道の維持管理費用を、例えば御負担いただくことが可能かとか、また、提示させていただいた金額、例えば年額で3,000円のコを金額を負担していただくことに賛同いただけるかななどのような設問を設けているところでございます。

こちらの工事の負担につきましては、先ほど御紹介いただきましたとおり、調査様式の中にもしっかりと記載させていただいておりまして、実際に負担金を徴収するものではなく、これらの農道の必要性を金額に換算するため、仮に設けた質問となっております。

調査様式の中には、「もしも本当にそうなったら」とか、「想定の話です」、などのような、あくまで仮想の質問であることを強調して表現するようにしたところではございますが、調査対象者の中には、金額負担の設問に対しまして、このような料金徴収があるのかとか、通行料が徴収されるのかとか、そういった誤解が生じる場合があったものと考えております。

御理解いただけるように、言葉の一つ一つを選びましてアンケートを作成したところ

ではございますが、これらの誤解が生じてしまったことにつきましては、所管としまして反省するところでございます。

しかしながら、国の補助事業を活用するためには、このようなアンケートが必須となりますことから、調査実施等につきまして何とぞ御理解賜りたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

要するに、このようなアンケートをもらった人は金額を、バツと赤字で書かれて、今後40年間も出さなきゃいけないと言われたら、どうしても道路というのは国県、または市が維持管理、補修するものというふうに、住民の方々は常にそういうふうに思っておられます。これが、もし金額でなくて、あなたは1日何回ぐらい利用されますかとかいうアンケートであつたらまだしも、金額がズバツと書かれて、3万3,000円とか10万円とか1万円とか書かれたら、私たちが金を出してから補修するのかというふうに住民の方々は思うんですよ。その書き方というのは、どうしても担当のところは、しっかりと考えられて出されるべきじゃないかと思うんですが、どういうふうにお考えか、もう一度お答えください。

○岩崎農林水産課技術担当課長

先ほども申し上げましたように、国の補助事業を活用するために必要となってくるものでございまして、このアンケートの内容につきましても、国の定めたマニュアルに従いまして、こういった内容の設問を設けさせていただいておるところでございます。何とぞ御理解いただけますようお願い申し上げます。

以上です。

○大田委員

御理解いただきますが、そういうふうに住民の方は心配して、私のところに、こういうアンケートが来たというふうに持ってこられるということは、やっぱり何がしか不安に思っておられる、そのところは十分お考えください。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○大田委員

同僚議員が先ほど言われた「わくわくフェスタ」なんかでも、キッチンカーが来ておられます。その前にも、なかなか光駅周辺やら岩田のところでも、キッチンカーを今頃呼ぶようにして人気を博しているみたいですが、キッチンカーで光市、今まで来た中で光市の登録の店舗ちゅうのは何件ぐらいあつたんでしょうか。

○佐々木経済部次長

キッチンカーの登録というのは市にはございませんので、そういった制度はございま

せんが、現時点で恐らく6事業者があるのではないかなという把握はしております。
以上でございます。

○大田委員

6事業者のキッチンカーの事業、光市登録があるということですかね。

○佐々木経済部次長

先ほども申し上げましたが、登録という制度はございませんので、把握しているのが6事業者ということでございます。

○大田委員

要するに、税金が入るということは、光市で登録せんと光市に入らんのじゃないんですか。それとも、何もせんでも光市に税金が入るんですか、売上げなんか、税金が。

○佐々木経済部次長

税の関係については税務所管のほうで把握しておりますので、我々のほうは、ちょっとそのあたりは分かりません。

以上です。

○大田委員

分かりませんと言われても、要するに、その事業を行う場合において、光市の在住の人やったら、そこによって収入を得て、それによって光市の税収を下ろすということが考えられるのですが、他市町村の登録であつたら、他市町村に光市で落とされた金は、他市町村の税収と入るようになると思うんですが、そのところは、どういうふうにお考えか、ちょっとお答えください。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○佐々木経済部次長

光市内に住所がある方が事業をされているということであれば、光市に、その税収として入ってくるということはございますが、当然、他の自治体の事業者の方の分については、他の自治体のほうに入ってくるということではないかと。ただ、その事業者の方がキッチンカーを出されることによって、市民の方のにぎわいをもたせたりとか、そういったことには、つながっているんじゃないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○大田委員

それは、市内の方がそこに集まるということは確かにいいことではあるんですが、そ

れプラス、いろいろ市の方々が常に言われているんですが、使うには費用対効果と言われているんです。ということは、その税収を上げるということは、市内の業者の方が、そこに店舗を出して買物してもらうというふうな考え方でもって行うのが妥当じゃないかと思うんですよね。

市外の方のところは、それは、1、2件ぐらいは、それは来られるかも分かりませんが、大部分の方が、市外の業者の方が来て、全部、市外に持っていくんじゃないかと、市内の方が、よそに裕福にさすような感じに思えるわけですよ。やっぱり市内で、せっかく市も金出して、祭りをやるんじゃないかと、そのぐらいのことも考えてからやってもらいたいと思うんですが、そのところ、どういうふうにお考えか、もう一遍お答えください。

○佐々木経済部次長

今回の「わくわくフェスタ」につきましても、市内の事業者は当然、優先をして声をおかけして、そういったところで出店をしていただいているということで御理解いただけたらと思います。

○大田委員

だから、キッチンカーの市内の事業者は、どれくらいおられたかというのを聞きさせてもらったんですよ。これは、前回か前々回か、光駅でやったのも15ぐらいのキッチンカーが来てから、えらいにぎわいが起こったというふうに言っておられましたが、そこでせっかくにぎわいが起こっても、市のほうの税収が入らなくて市外のほうに持ってくるんじゃないかと、にぎおうた、にぎおうた、よかったねだけじゃなかったら、何だあれじゃないと思うんですよ。そこで、プラス、要するに費用対効果なんか言っておられるように、市に税収が入るような祭りであってほしいと思うわけですよ。そのところは、どういうふうにお考えか、もう一遍お答えください。

○佐々木経済部次長

言われることは分かるんですけど、我々も事業をするに当たって、市民の満足度の向上というところも重要な視点であると思いますので、たくさんのキッチンカーに集まってもらうことによって市民満足度も向上できるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○大田委員

それは、そやけど、市民の満足度というのは、それは費用対効果の効果のほうは満足度のほうだけ考えておられるというふうに言っておられるんでしょうが、でも、そこで常に費用対効果、費用対効果と言って、ほんなら常に市民の満足度ばかり言っておられるかと言っても、そうでもないわけですよ。

要するに、せっかく祭りをやるのであれば、満足度もあるが、当然、市外にお金を持

っていかれるより市内に残すほうが、絶対効果はあるんですよ。そういうことも考えて今後も祭りをやっていってもらいたいと思います。しっかりと、そこには考えてやってください、お願いします。キッチンカーが悪いとは言っていない。でも、悪いとは言っていないが、そういうようなところも考えてお願いします。

次に移ります。虹ヶ浜海水浴場、今年6万7,000人かというふうに、随分少ないような感じで言われて報道されておりましたが、今後、虹ヶ浜とか室積海岸において、年間を通して、どういうふうなにぎわいをさせようと思っておられるのか、ちょっとお答えください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

年間を通した海のにぎわいについての御質問だと思います。実際に、海水浴客の減少が続いておりまして、海水浴を売りにすることが、なかなか難しくなっているのが現状です。そういった中でも、やはり室積、虹ヶ浜の両海岸というのは、本市が誇る自然資源の最たるものであると考えておりますので、年間を通した賑わいというものを、先々のことも踏まえて、考えていかなければいけないと思っておりますけれども、まずは、今後、海岸に来ていただくという視点に重点を置きまして、取組を考えていかなければいけないかなと思っております。

以上です。

○大田委員

それは当然、考えて実行していかなくちやいけないと思うんですが、今年もチャレンジショップで出店が1件だけであったようにお聞きしておりますが、今後については、また、現状については、どういうふうにご考えておられるかお答えください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

チャレンジショップについては、昨年度から事業を始めたところですが、昨年度は2店舗、今年度は1店舗の出店で、民間の事業者が1店舗出してくださいましたので、2店舗で飲食の提供をしていただきました。

チャレンジショップについては、海水浴客が減ってきている中で、海水浴客をターゲットに出店するというのは、なかなか難しいと思っておりますので、先ほども申しましたけれども、海岸のにぎわいというものを、まず第一に考えていって、海の家を出店したくなるというような環境を、今後つくっていくことが大切なのかなと思っております。

以上です。

○大田委員

そういうふうと言われるのは分かります。そうしたら、そうすると具体策としてどねいなのがあるのかな、私もいろいろ考えてみるんですが、これといったあれがないんですが、その辺のところは、どういうふうにお考えなのかお教えください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

今、私から具体的にはなかなか申し上げられませんが、海岸の松林の中で何かできるものや、お子さんが遊べるものなど、そういうアクティビティ的なものを取り入れていくというのは、ありなのかなと思いますけれども、その辺については、まだ具体的なものは申し上げられないのが現状です。

以上です。

○大田委員

チャレンジショップがこの夏だけで終わってしまわれるみたいですが、それも1年間通して開けるような状況をつくっていただきたいと思いますので、しっかりとそのところを考えてもらいたいと思います。

次に移ります。今度、産業団地ができると思うんですよ、あれ3区画か4区画か。それに対しての希望業者というのは、もう何社か問合せ、来ているんでしょうかね。

○佐々木経済部次長

新産業団地に手を挙げている企業はあるかというような御質問でございますが、県や市に対して、問合せについては、あるというふうに、県のほうに伺っております。

内容としましては、単純な興味であるものから、事業用地としての情報収集まで、程度に差はありますが、ニーズはあるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、もう完全に埋まる予想をつけていらっしゃるというふうに考えてよろしいわけですか。

○佐々木経済部次長

先ほども申し上げましたが、程度に差がありますので、ちょっとそのあたりまでは分からないという状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

いつも言っているんですが、せっかく産業が来れば、そこに働く、税金も光市に落ちます。また、そこに働く人も出てきます。その光産業団地で、事業者のところに働く従業員の方々が、また光市内に住めるような状況をつくってほしいと思うわけですが、そのところは、どういうふうに考えておられますか。

○佐々木経済部次長

従業員の居住に関する支援ということだと思いますが、現時点では、中小企業等人材確保育成定着支援事業の中で、事業者が社員寮の借上げに要する費用を助成したりする

ような事業もございますので、雇用と併せて市に住んでいただく施策も展開をしているところでございます。今後についても、そういったものはしっかり検討していきたいというふうに思っています。

○大田委員

そのような社員寮をつくってくださるのもいいことだろうし、また、その地元の方々を雇用するのも大変いいことだと思います。また、そこに移住定住してくださるように、市としても、そこにいかにして定住、移住してもらうようにするには、光市としては、どうしても、今現在において、多分、下松のほうが購買力とかが進んでいると思いますから、あっちのほうに住む方々が多いんじゃないかと思うんですよ。それをいかにして光にとどめるということは、購買力を上げるような努力をしなくちゃいけないと思うんですが、そのところは、どういうふうに考えておられますか。

○佐々木経済部次長

購買力を上げるということは、どう言いますかね、店舗の誘致とかそういったことになるのかなというふうに思うんですけど、経済活動というのが需要と供給のバランスによって成り立つものですので、そういった事業に参入を希望する民間事業者の意向がないと、なかなか難しいのではないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○大田委員

それは当然、民間事業者が、そこに店舗を構えるというのは当然ですが、それになるための、市として、どういうまちづくりをしていくか、そこによって民間活力をどういうふうにして入れていくかという考えが、当然、出てくると思うんですよ。そこに住んでもらうためには、そこによる消費できる場所があると。今現在のところは、下松がそういうところがあるから、下松のほうに、あそこへ住まわれる方が多いんじゃないかと思うんですが、光もそういうようなことをされて、せっかく産業団地やらつくって企業を誘致するんじゃないかと思ったら、そこまで考えてやられたほうがいいと思うんですが、そのところは、どういうふうに思われていますか。

○佐々木経済部次長

商店のみならず、こういった事業所設置を目指す民間事業者が、より参入しやすくなるように、現在でも事業所設置奨励金ですとか、そういった事業に取り組んでおりまして、そういった取組が大変重要だというふうに思っておりますので、雇用の創出や人材の定着が、そういった買物をする場を呼び寄せると、こういうようなことにもつながるのではないかなというふうに思っております。

○大田委員

そういうような模範的な回答も分かります。そういうのが、いかにして購買力を上げ

るために、上がったら、そこにしてから移住定住が来ると、そういうふうと考えられるわけです。企業を誘致するんじゃったら、そこまで考えて、いろいろやってもらいたいと思うんですよ。そこに住んでもらわなくちゃ、どうしようもないわけですよ。先ほどのキッチンカーと同じなんですよ。住んでもらって、そこに税金を納めてもらうようにしなくちゃいけないわけですよ。そういう意味で、せっかく企業を誘致するような産業団地をつくるんであったら、そこまで考えてから、今後、市政の方針を考えていくべきだろうと私は考えるわけですよ。

そこによって、住まわれることによって、その住民税やら固定資産税やら、消費するところの金を落とし、その光市に金を落とすというふうに考えていったら、自然、光市は盛り上がってくると思うんですよ。今後もそういうふうと考えてから、今後、運営していつてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。終わります。

4 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①認定第2号 令和5年度光市病院事業決算

説 明：桑田病院事業管理者、萬治病院局管理部次長 ～別紙

質 疑

○小林委員

何点か質疑をさせていただきます。

まず1点目としましては、光市病院事業決算書の11ページになります。

光総合病院の患者数についてお聞きをいたします。

まず1点目としまして、前年度と比較して、光総合病院の入院患者数は1日平均で7.6人の増加、外来患者数は1日平均で24.9人の減少となっておりますが、このそれぞれの要因と今後の見込み、この部分についてまずお示しをください。

○大濱光総合病院経理担当課長

患者数の増減についてのお尋ねですので、決算参考資料の18ページ、19ページを御覧ください。

最初に、19ページの外来患者数の減少について御説明いたします。

表は、外来患者数の令和4年度と令和5年度の増減を掲載していますが、影響力の大きいところで見ますと、まず内科については、令和4年度に新型コロナウイルスが市内に流行し、関連の受診数が多かったことから、その影響で減少したものです。

続いて、その下、整形外科の増減で2,510人の減少、泌尿器科のほうで1,223人減少しております。これは、市内に整形外科の診療所、泌尿器科の診療所がこの年度に開設されたことと、あと、先ほどの説明で申しましたとおり、当院が紹介受診重点医療機関となったことから、患者さんが初期診療としてそちらを利用されるようになったことが影響していると考えております。

続いて入院患者数の増についてです。

18ページの表を御覧ください。

入院患者数の増については、まず新型コロナウイルスが令和5年5月8日に5類に分類され、使用可能な病床数が緩和されました。そのことが入院患者数増の一つの原因として考えられます。

個別に見てみますと、整形外科の入院患者数が4,059人増えております。これは、紹介患者の受入れなど地域診療所との連携を深め、このことが入院患者数の増につながったものと考えます。

今後の見込みですが、当院は紹介受診重点医療機関としての役割を担っていることから、今後は紹介患者の受入れなど、地域の診療所との連携を一層深めていき、急性期医療、入院医療に重点を入れていくこと、このことから今後、病床稼働率の増加や入院収益の増加につながっていくと考えております。

以上です。

○小林委員

分かりました。今の御説明の中で、今後の見込みということについてという部分と、それぞれ入院患者数の増加の要因というところと外来患者数の減少について、ある一定の理解が深まりました。

その上というところで、光総合病院を安定経営を行っていくという上では、入院患者数及び外来患者数がどの程度必要なのか、いわゆる指標ですよね。その指標を達成するためにどのような取組を今後していくのか、この部分についてお示しをください。

○佐古光総合病院総務課長

令和6年度に策定いたしました光市立病院経営強化プランでは、計画期間内での黒字化を目標に策定いたしました。

その際に、計画最終年度の令和9年度で目標とした患者数、入院のほうで1日当たり入院患者数159.6人、これは病床利用率にしますと76%、外来で1日当たり外来患者数326.9人としております。

入院患者につきましては、先ほどの説明の繰り返しにはなりますが、紹介受診重点医療機関として地域の診療所との連携を図り、限りある医療資源を急性期医療、入院診療に投入し、対応できる入院患者の増加を図ってまいりたいと考えています。

また、地域包括ケアシステムを支える病棟として、当院には地域包括ケア病棟もありますので、地域包括ケア病棟の患者増加のための運用を、現在、当院の医局と検討しているところでございます。

また、入院診療には医師が必要不可欠でありますことから、大学の医局に対しまして、引き続き良好な関係が継続できるように努めてまいりたいと考えております。

外来患者につきましては、紹介受診重点医療機関となりましたことから、紹介状を持たない初診患者さんに関しましては、選定療養費が必要となり、症状の軽い患者さんの増加というものは見込まれません。

また、医師数の増加を見越しての患者数の目標となっておりますことから、現状の医師数で患者が増加した場合は、待ち時間が増える可能性があると考えております。

外来患者につきましても、入院患者数と同様に、地域の診療所との連携強化及び山口大学医局との良好な関係の継続を努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○小林委員

入院患者数のところと外来患者数の、どれぐらい必要なのかという部分でも、数値としてよく理解ができましたし、それを達成するために今後取り組んでいくこと、そういうところもよく分かりました。

1点だけ、少し課題として僕が思うのが、外来患者数のところなんですけど、当院が担っていく役割という部分を考えていくと、今の答弁というのはよく理解ができるんで

すけど、外来の患者数というところも少しずつ増やしていかないと、収益の部分にいくと、なかなか上がっていかないのかなというふうに思っているので、この部分については、どういう取組かという部分では、少しまだ分からない部分があったので、この部分もぜひ検討のほうをお願いしておきます。

すいません、あともう一つ、決算書の12ページの光総合病院の経営指標について、少しお聞きをしたいというふうに思います。

経営の安定化を表す指標である令和5年度の経常収支比率という部分が86.2%というふうになっていますが、その要因というところと今後の見込み、これをセットでお示しをください。

○大濱光総合病院経理担当課長

小林委員お示しのとおり、令和5年度については、経常収支比率は86.2%と赤字でございました。

理由については、インフレを要因とした物価上昇により、医療費用が増加傾向にある一方で、医療収益が医業費用を上回る、収益を得ることができなかったことが要因と考えます。

まず、令和3年度からの推移なんですけど、経常収支比率は、令和3年度の102.5%を機に減少しております。最初の説明でもございましたとおり、これは、県からのコロナ病床の確保の支援補助金の減少が影響したものです。金額で申しますと、令和3年度は約7億3,500万円、令和4年度は約3億3,700万円、それに対して令和5年度は4,770万円、補助金を頂いております。

これに対して、修正医業収支比率は補助金を除いた実態を表しておりますが、令和5年度は77.8%と0.7%は増加しているものの、補助金額相当の収益には至らず、その結果、86.2%へ低下したものです。

今後は、病床利用率の上昇が、経常収支比率の増加につながることで、まずは経営強化プランに定める病床利用率72.1%、これを目標に収益率を高めて収益改善を図っていこうと考えております。

以上です。

○小林委員

説明がよく理解ができます。

その上で、今、病床使用率の課題感という部分も少し回答としてあったんですが、経常収支比率を改善していくという部分においては、やはり分子である経常利益を上げていくこと、もしくは分母である経常費用を抑えること、これはすごく重要だなというふうに思っていて、そういう中で病床使用率というところの課題が出たんですが、先ほどの御回答のとおり、少し低い傾向が続いているのです。この要因という部分と、これをいわゆるキャッチアップしていく、改善していく、これに向けた取組という部分を少しお示しをください。

○佐古光総合病院総務課長

病床利用率が低い要因としましては、新型コロナウイルス感染症の入院に対応するため、1病棟を専用病棟として運用した影響があり、入院患者数が減少しておりました。

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類へと移行されて、新型コロナウイルス感染症対応病棟を閉鎖しました。一般の患者さんの受入れを再開したことから、患者数も増加してきたと考えております。

経常収支比率を改善するには、さらに多くの入院患者の増加が必要と考えています。

対応策としては、先ほど述べたとおりとなりますが、地域の診療所との連携強化、地域包括ケア病棟の運用、大学医局との連携、その辺を強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

状況はよく分かりました。本当に光総合病院においては、多くの患者さん、あるいは外来の患者、入院患者という方もすごくおられて、実際にそこで働いている人たちも、いわゆる病院の経営に対してしっかりと注力をされているというふうには理解をしております。

ただ、その上で、少し今経営においては、収支比率が低いという部分においては、しっかりと捉まえて、今後の対応につなげていただきたいというふうに思います。

私からは以上です。

○河村委員

決算審査意見書44ページ、一番下の診療科目別収益のところで、入院外来収益は増加となっている。変動が大きかった診療科目として、整形外科が1億6,500万円の増加となっているという。実際には、入院と外来を分けたときに、整形は外来が減っている、入院がちょっと増えているわけですが、そのあたりの区別の書き方、これは意見書だから、病院に直接は関係ないんですが、何かそういった、分かりやすい表現方法というのを考えていただくことがいいのではないかなと。そのあたりについての、病院としての意見はないですか。

○萬治病院局管理部次長

入院と外来を分けて書いたほうが分かりやすいのではないかという意見でございますが、それにつきましては、決算参考資料のほうでも、診療収入につきましては、それぞれ決算参考資料の18ページ、19ページになりますが、入院、外来でそれぞれ診療科別で載せているものもございますので、このあたりが一つ参考にはなるかと思えます。

決算参考資料のほうにつきましては、委員言われたとおり、監査委員のほうで作成されていますので、この委員会の場でそういう話があったということは、記録も残りますので、伝わると思います。こちらから特別ということはありません。

以上です。

○河村委員

それから、今の決算参考資料でいくと、22ページの一般会計繰入金の金額があるんですが、両病院とも救急医療費ということで、1億7,400万円と、それから5,000万円の支出があるんですが、主な受入れの目的といいますか、中身についてちょっと分かりやすく説明していただけますか。

○萬治病院局管理部次長

繰入金の関係を言われましたので、この繰入金の主な算定の方法は、一般会計から繰入基準というのがございまして、それに基づくものとなっております。

ここの繰入金の計算としては、救急用に備えている病床数掛ける、単価というようなものがございまして、それを単純に掛けたものとなっております。

聞かれている内容とお答えが多少違うかもしれませんが、主な繰入金額としてはそういうことになっております。

以上です。

○河村委員

以前お話をしたことがあると思うんですが、光地区の消防組合の救急車の出動件数が、3,000件前後毎年あるんです。光総合病院で言えば1,000件ぐらいの受入れがあったと思うんです。大和とが今どの程度の受入れされているかという、ちょっと私認識がないんですが、そのあたりとの兼ね合いといいますか、今、初診について、当然減少傾向にある中で、もっと救急患者の受入れを積極的にやってほしいということをお伝えしたことがあろうかと思うんですが、その辺についてのお話をしていただけますか。

○佐古光総合病院総務課長

救急医療につきましては、紹介受診重点医療機関になりましたことから、何か変わったかということは特にはございません。これまでも対応は同じでございしますが、当院で診療が可能な患者さんであれば当然受入れをいたしますし、中には常勤医が専門ではない場合とかもございまして、処置中とか手術とか、そういったことでお受けできないということもありますが、病院としましては、患者さんにとって最適な選択肢となるように対応しています。

以上でございます。

○中本大和総合病院業務課長

大和総合病院の救急車の受入れですが、消防からの救急車による受入れは、年間で21件程度で、月平均でいいますと2件弱程度受入れを行っております。

救急対応できる医師がなかなかいない、光総合病院と同様ですが、専門外といった理由で受入れができないケースもございます。

基本的には病状等をお聞きしまして、受入れ可能であれば受け入れるといった対応を

しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

21件というお話だったんですが、要は基準金額に掛ける単価が両病院で違うと、こういう解釈でいいんですか。

○川崎病院局管理部長

これについては、総務省の繰出基準の中で、光総合病院、大和総合病院について、入院を受け入れ、救急を受け入れするための、病床の確保や医師、看護師等の宿日直手当、そういったところを費用として上げておりますので、当然、光総合病院、大和総合病院で受入体制が異なっておりますので、それぞれの病院の基準で計算をしております。

以上です。

○河村委員

外来のほうの診療体系といいますか、初診の受入れの問題も変化している中で、できれば要は救急医療を積極的にもっと取り組んでほしいと、こういう要望もあるんですが、そのあたりは何か検討されていることがありますか。

○田村光総合病院事務部長

救急のことについてお尋ねがありましたので、そのことについてお答えしたいと思います。

救急車による救急の受入れがありますけども、受入れできない場合の個々の理由についての把握を一応させていただいています。その1つずつの把握をして、本当に受けられなかったか、受けていないかという部分がありますので、それは内部のほうでやっている状況です。

現実的に、救急車の搬送先が、現在、徳山中央病院が主になっています。今光として考えているのは徳中に、まずは基本的には徳中に行かれていますので、そこで初期、例えば1日、2日で病棟に移るときに、光のできる部分とか、光の患者さんというか、光市民、救急で、うちで対応できるような患者さんというふうになったときには、救急車でまたうちのほうに帰っていただくという話は、徳山中央病院と話をさせていただいています。まだその辺の流れがはっきり決まっていないんですけども、検討という形でいいますと、そうなっています。

○河村委員

もっと、例えば光から徳中へ送るという形になれば、当然帰ってくると思うんで、そのあたりの最初の初診といいますか、受入れというようなものも、ぜひ取り組んでほしいなと、これは余談ですけどもね。

それから、今の参考資料の救急医療の下に保健衛生費というのがあるんです、両病院

に。保健衛生費、大和のほうの金額が大きいんですが、以前話をちょっとさせてもらったんですが、入院患者の衛生面についての取組強化をちょっとお願いしたと思うんですが、これの基本的な金額の、こういった使い道といいますか、こういったところに充てておられるのか、ちょっと分かりやすくお話しいただけますか。

○大濱光総合病院経理担当課長

保健衛生行政事務に関する経費なんですけど、基本的には医療相談室や地域医療連携室の職員の人件費に現在使っているものです。

以上です。

○中本大和総合病院業務課長

大和総合病院も同様の経費に充当しているものでございます。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

保健衛生のところで今お話をいただいたんですが、さっきお話ししたようなことがあって、病院機能評価を受けたらどうかという話をさせていただいたんですが、たしかここんところ、そういったものについて取り組んではいらないというふうに聞いておったんですが、この保健衛生費を繰り入れることで、どのような衛生管理といいますか、あるいはどなたかそういった部署の見回りでありますとか、そういったチェック体制みたいなものはどのようにしているんですか。

○植本大和総合病院事務部長

大和総合病院におきましては、院内に患者サービス委員会を設置いたしまして、お客様の苦情とかを意見を賜りまして、月1回委員会を開いて、衛生面についての苦情等の対応に努めております。

それ以外にも、年に1回保健所からの立入検査、それと2年に1度の厚生局からの適時調査などもございますので、その中で衛生面についても、きちんと適切に管理がされているかというチェックもされており、そういうところで衛生面の対応に努めています。

以上です。

○佐古光総合病院総務課長

光のほうは、機能評価につきましては、令和8年度に受審予定で、院内でも病院機能向上委員会という委員会を設置しまして、活動を継続しているところでございます。

患者さんの声とか、御意見箱とか、サービス委員会とかがございます。その辺で患者さんとかの意見を吸い上げて、また患者さんの御意見箱に関しましては、エントランスのほうに掲示して患者さんのほうへお返しするような形をしており、すぐに対応できることにつきましては対応いたしますし、費用等がかかるものについては、検討等を含め

て極力実現するようには努めております。

以上でございます。

○河村委員

患者の声を聞いたりすることは、当たり前のことなんですけどね。市のほうから、こういった1,300万円あるいは2,000万円のお金が出ていくことが当たり前じゃなくて、こういった保健衛生についての何かをするためにそのお金が動いているというふうになると、そういった自らがチェックをする体制というのが必要なんだと思うんです。そのあたりの内部チェックの在り方というものがあるのかないのか。単にこれも、一般会計からお金をくれるやつやから、特段このことに注目をする必要もないと、こういうふうにお考えなのか、ちょっとその辺を言うてください。

○植本大和総合病院事務部長

委員の言われる繰入金の保健衛生費と申しますのは、先ほども説明があったとおり、当院では地域連携センター、光総合では地域医療連携室なんですけど、そちらの業務についての主に健康相談に対する繰入れになっています。

一応衛生ということになっていますが、院内の衛生に充当されているものではないというふうに考えております。

先ほど申し上げたとおり、院内の全般の衛生につきましては、院内での委員会設置や第三者の検査などの衛生項目に適応しているかということで、検査も受けておりますので、十分な衛生が保てているものと考えております。

以上です。

○佐古光総合病院総務課長

光のほうも、同様に地域医療連携室の人件費のほうに充てさせていただいておりますが、市民からの相談等、そういったものを受けております。

院内の衛生管理につきましても、いろいろな、例を挙げれば医療安全推進室とか感染対策室とか、一例でございますが、そういった部門もございますし、院内の安全面についても取組を続けております。

以上です。

○河村委員

第三者の評価というのが結構必要な部類だろうと思いますので、機能評価を受けられたりすることが改善につながっていくというふうに私は理解していますので、大和病院さんについても機能評価をできれば受けていただくような取組をしていただきたいと思います。

決算審査意見書の48ページ、過年度未収金の収納状況ということであります。

最初に、29年度分の221万1,182円のうち残った金額、不納欠損ということになるわけですが、まず、大和病院の1件122万2,229円、これについてちょっと御説明をお願いで

きますか。

○中本大和総合病院業務課長

1件で122万2,229円の不納欠損が生じているところですが、こちらの方の入院にかかったものは126万4,229円でございますので、かかった費用のうち4万2,000円ほど収納がされているという状況でございます。

入院中に誓約書を交わしまして、毎月3,000円の支払いをしておったところ、入院中から退院にかけて途中から支払いが難しいということで、月1,000円支払いをいただいていたんですけども、支払いが滞ることになり、電話や郵送等で督促を行いながら入金をされておりました。

こういった対応中に御本人はお亡くなりになりまして、途中からは配偶者の方がお支払いをいただいていたんですけども、令和3年10月の入金で最後に支払いが滞ってまいりました。以降は電話等連絡をするんですけども、宛先不明等で戻ってきたというような状況でございます。

その後も関係者の方との連絡を模索する中で、長男との連絡を取ることができ、そこでお支払いを途中からしていただいた妻の新しい住所も確認はできたんですが、そこに連絡をしたところ、ほかの支払いもあってちょっと難しいというようなお話を伺いながら、督促を実施してきたというような状況でございました。

以上でございます。

○河村委員

この方は、年金あるいは資産がたくさんあったのか、生活保護の状態ではなかったと、こういう理解でいいですか。

○中本大和総合病院業務課長

そういった確認の際に、生活保護を受けられているということを確認はしました。

○河村委員

生活保護を受けておれば、それはそのずれがあったということですか。入院時に生活保護ではなくて、その後であったとか、そのあたりは入院から生活保護なら医療費も変わってくると思うんですが、そのあたりはどうなんですか。

○中本大和総合病院業務課長

退院後に入院された患者さんがお亡くなりになられて、それを引き継いで妻がお支払いをいただいていたという状況でございました。

その後、この方は生活に困窮されて、生活保護を受けられているということで、生活が困難になるということで、なかなか収納が難しいという状況に陥ったものです。

○河村委員

奥さんが、生活保護をその後受けられたということなんです。要するに御本人が入院をしておったときに生活保護ではなかったけれども、退院した後、お亡くなりになってから奥さんが生活保護を受けていたということではないんですか。

○中本大和総合病院業務課長

入院中で生活保護であれば入院費はかからないということになりますので、入院中も困窮されていたのかもしれませんが、退院後、生活保護を受給に至ったということでございます。

○河村委員

分かりました。金額が大きいんで、このあたりのところについては十分御注意をいただいたと思います。

それから、光総合病院のほうの55件、54万3,546円ですが、これの要は生活困窮ということで今回落とされるんですが、要は通常、夜間に面談をするとか、お休みの日に訪問するとか、そういったような形をどの程度やってこられたのか。以前ちょっとお聞きしたときには、毎月未収金で上がってくるから、パソコンでそれが請求書になって出ていくというようなお話を聞いたことがあるんですが、要は今回、不納欠損に落とすに当たって、単に生活困窮ちゃうんじゃないかと、どの程度の取立てといいますか、収入に向けて努力をされたのか、ちょっとそのあたりをお話してください。

○田中光総合病院医事課長

まず、日々の未収金の督促なんですけども、パソコンに上がってきて督促状というものもちろんあるんですけども、それ以外にも、日々、毎月電話による催告ですとか、患者受診時の面談、患者のお宅への訪問、こういったところも行っております。

委員さんが言われました夜間・休日、こちらについては、現時点ではちょっと対応ができていない状況でございます。

5年度の不納欠損となりました方、55件のうちのかなりの割合を占めている方なんですけども、この方は化学療法で高額な費用がかかりますが、中断するわけにはいかないと。

ただ、前年は仕事されており、前年の所得で保険の負担額決まってくるので、負担額のほうは割とあると。そういったところで、現在仕事がないんだけど、医療費のほうがかかっていくというような状況で、あまり強く督促をしても、今度診療放棄されるというようなこともありますので、あまり手が出せなかったといったような状況でございます。

ほかの方については、日々受診された際には催告などしておるんですけども、収納がいただけなかったと。

ただ、収納がないこと理由に診療拒否というのも法的にできませんので、なかなか難しいところでした。

○河村委員

不納欠損に落とすけれども、それ以降についても診察を継続していると。お金の入金をする場合に、古い分から受け入れようというんじゃないくて、今現在の診療費についても入金できていないと、こういうお話なんですか。

○田中光総合病院医事課長

その方自体、もう現時点亡くなっておられるんですけど、その当時はさらに昔の未収金もございまして、そちらに充当していったという形です。29年度の頃にはもう全く支払いができないような状況になられております。

○河村委員

そういうものの対策というのは出来ないもんですか。そういう方は、さっき言うた生活保護とか、そういう全く関係ない、お金は持っとるけれども払わない、そういう方なんですか。

○田中光総合病院医事課長

詳しい事情はちょっと分からないですけど、御自宅やお車があったりですとか、そういったところで生活保護になれないだとか、年金はあるけども、年金で家族を養われていて、医療費のほうに回ってこないだとか、そういったこともありまして、なかなか難しいところもあります。

また、民間の病院さんで、やはりそういった患者さんに対しては受入れが難しいということで、そういった方のセーフティネットという役割も公立病院が担っているといったところもあるかと思いますので、なかなか手出しが難しいところもあります。

○河村委員

そうなんですか。何か慈善団体のような気がするんですが、根本的に、そういったときにはこういう対応をしなければいけないとか、何かマニュアル的なものの整理というのはできていないんですか。

○田中光総合病院医事課長

現時点で、マニュアルに沿ってそういった方を対応していくということはしておりません。

○河村委員

さっきの一般会計からの繰入れの中で、そういった相談業務にお金が、1,000万円、2,000万円というお金を出しているわけじゃないですか。そうすると、そういう方も中にはおられるということですから、そういった対策を誰かが中心になって、専門的にやれるような体制づくりというのが必要なんじゃないですか。それとも、そういう方は現時点ではいらっしゃらない。

○田中光総合病院医事課長

そういった患者さんも現時点でもいらっしゃいますので、可能な限りそういった患者さんの相談に乗れる体制というのを構築していけるように努めたいと思っております。

○河村委員

現時点でもおるということであれば、従前は、市の税務課の収納と一緒にあって、そういった対策を考えたりしたこともあったんですが、そういった取組というのは近年はやっておられないんですか。

○田中光総合病院医事課長

そちらのほうは、市の収納対策の会議のほうにも出席させていただいて、連携を取ってやらせていただいております。

○河村委員

であるならば、そういった自分だけじゃない、次の人に引き継ぐためにもマニュアル的なものの整理というのが必要だと思われますので、その対策を十分にやってください。

それから、上段の平成30年のところに、今回まだ未収金、翌年度への繰越金が272万6,148円繰り越したわけですが、当然その大半が不納欠損に次年度なると思われるんですけど、この見通し。

それから、さっきその電話とか訪問はするけれども、夜間とか休日はやらないという話でしたが、そのあたりの取組状況を教えてもらっていいですか。

○田中光総合病院医事課長

光総合病院の取組としましては、先ほど申し上げたように、日々の外来の未収患者へのその日のうちに督促をかけるといったところと、毎月の電話による催告と督促状の発行、患者宅への訪問を行っておりますが、夜間・休日について、費用対効果の面もあってなかなか実施ができていないといったところでございます。

○中本大和総合病院業務課長

大和総合病院の対応としましては、入院の場合は月末締め、翌月10日にまず請求を行いまして、その2か月後、翌々月10日に滞納扱いとして、お知らせがない場合は督促状を送付、それから2週間程度反応がなければ、電話や関係者への連絡等を開始する。その後、それでもお支払いいただけないというようなケースは、定期的に文書催告を行いながら、訪問等も必要に応じて行っているという状況でございます。

外来につきましては、基本的には受診日にお支払いになれる方がほとんどだとは思いますが、持ち合わせがない場合などは、後日支払いという場合もございます。

休日等で会計窓口が閉まっている場合には、5,000円の内入れをしてもらっております。

そういった対応で、支払いが2か月程度頂けない場合は、滞納扱いとして督促状を送付、あとは入院と同じような対応なんですけれども、その後2週間反応がなければ電話等で連絡を開始、その後それでもお支払いいただけない場合は定期的に催告を行うといったような対応を行っております。

○河村委員

長々と話をされましたが、取り立ててこれに、収納状況を増やすために取り組んでいるというような御意見ではなかったかと思うんです。

今回未収になった272万6,000円のうち、要は6年度にどの程度の入金予定なんです。

○中本大和総合病院業務課長

そのあたり、半分程度は大和総合病院の未収分になっていると思います。

詳しい状況は、今、資料を持ち合わせていないんですけれども、できる限り滞納額が減って、減らすことができるよう適切に対応していきたいと考えております。

○河村委員

まあええ、同じことなんじゃろうから、要はもっと早くから未収金に対する取組をしていただきたい。どういう方で、なぜ入金がないのかと、こういう話は、中には聞いた話では、いや、おいでにならんけえ、そのまま置いちゃるというような人も、中にはおってんです。だから、ちゃんと訪問活動あるいは面談ができているかどうかというのは大きな要素なんで、そのあたりの取組をしっかりしていただかんと、毎年これから200万円ぐらいの不納欠損を落としていくというのは望ましい状況ではないと思います。

昭和の時代には、結構そういうケースは、病院でも見聞きをしておりましたが、平成になって極端に減ってきたと思っておったんですが、このところ何かしら少し増えているような気がしますので、そのあたりの取組強化をぜひお願いをしておきます。

今もう何回も言いましたが、なぜ払えないのかということも含めて、記録には面談記録あるいは臨戸訪問の訪問記録、そういったものはしっかりつけて、もしも異動になれば、そういった申し送りがしっかりできるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○大田委員

決算書の16ページに、企業債の概況というのがあって、光総合病院に民間資金が3億2,450万円とあるんですが、これ前も書いてあったんだろうと思うんですが、ちょっとここ詳しく教えてください。

○大濱光総合病院経理担当課長

令和5年度の民間資金の3億2,450万円は旧病院の解体に係る起債でございます。

以上です。

○大田委員

それを民間資金から起債を上げたと。

○大濱光総合病院経理担当課長

起債についてなんですけど、起債の借りる内容によって、例えば国から借りれるとか、民間からとか、そういう区分があるんですけど、今回の解体工事の起債については、用途廃止に伴う起債になりまして、県のほうと協議した結果、これは民間資金のほうでやってほしいと。

それで民間資金と申しまして、通常の利率よりは低い利率で借りることはできております。

以上です。

○大田委員

そうすると、これは銀行から借入れという解釈になるわけですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

民間の銀行から借り入れております。

○大田委員

これ、何年間の借入れなんですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

全体で10年でございます。

○大田委員

これは前年度がないということは、今年度から借り入れて本年度の償還がないから、1年据置きの10年で返済というふうに解釈ができるんですが、そういうことでよろしゅうございますか。

○大濱光総合病院経理担当課長

利息分については、令和5年度に借りておりますので、利息分は翌年度から発生し、原資については令和8年度からの返還ということになります。

○大田委員

その上にある8億850万円の解体工事に伴う民間資金からの起債というふうに、今、そういうふうに答弁があったと思うんですが、そういう解釈でよろしいんですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

おっしゃられるとおりなんですけど、単年度会計で考えておりますので、この約3億2,400万円は令和5年度工事の金額でございます。

○大田委員

なかなか銀行から借りるというのも大変だろうと思うんですが、何とか病院資金で本当はやってほしかったと思うんですが、しょうがないかとも思います。

また、参考資料の18ページに、整形外科で入院患者数ないし入院収益が前年度よりも増えとるのに、なぜ1日当たりの入院収益が赤字、前年度より少ないのか、そのところを詳しく教えてください。

○田中光総合病院医事課長

令和5年度に地域包括ケア病棟が稼働しておりますことから、DPC入院と地域包括ケア病棟の入院費、この医療費の違いによって1日の単価の違いが生じているのかなと思います。

○大田委員

1日当たりの単価のあれが少なくなったら、なぜ前年度の年間収益が増えるんですか。

○田中光総合病院医事課長

単価のほうは低くなっておりますけど、患者数が増加しておりますので、この関係で増えておるものと思います。

○大田委員

すいません、もう少し分かりやすく。

○田中光総合病院医事課長

4年度の時点は地域包括ケア病棟がなかった関係で、単価の高いDPCの病棟に全患者が入院しておったという状況です。

5年度に入りまして、地域包括ケア病棟ができたことで、回復期の対象になる患者さんはそちらに移動しております。

ただ、回復期の病棟に移動したということで、在院日数が長く取れて、患者数自体は増えておりまして、ですので、単価は安くなったけども、患者数が増えているので、それを掛け算した際には、最終的に収益が多くなっています。

○大田委員

緩和ケア病棟のことも今言われたんですよ。

○田中光総合病院医事課長

地域包括ケア病棟でございます。

○大田委員

整形外科は、ドクターは4人というふうに前年度から変わらないんですが、大体ドクター1人患者を診る数が大体7人前後とお聞きしているんですが、これは1日48人も増えているわけです。となると11人から12人ぐらいドクターを診るようになるんですが、それはどういうふうな解釈されておられるんですか。

○田村光総合病院事務部長

今、医師の1人当たりの患者数のことを言われたので、お答えしますけども、医師1人に7人とか8人とか言いますけども、それは平均した部分ですので、例えば小児科だと医師が1人で診る患者数が少なかったり、整形のほうが若干多くなったりします。リハビリの入院患者さんもいらっしゃいますので、だから1人7人しか診れないという意味ではありません。

どうしても急性期の手術期間の患者さんというのは、数が限られてくるんですけど、それが終了して、例えば1週間過ぎたら医療資源も落ち着いてくるので、単純に入院患者の数が多から云々という形にはならないと思ってます。

○大田委員

整形外科でやったら、リハビリなんかもおっていうことでございますが、単純に私が見るのには、そういうふうに単純に見えるわけです。それなのに1日の収益も減っていると、患者さんを1日12人も診るというんでは、ちょっとドクターの負担も多いんじゃないかというふうに感じるわけです。そうすると、ドクターを入れてもらわんにゃあいけないのじゃないかなというふうに思うわけですけど、そのところはどういうふうに感じられるんですか。

○田村光総合病院事務部長

今の数字じゃなくて、多分医師の数のことを言われたので、病院側としても医師数が足りているとは思っていません。当然ながら医師の確保は、今からでも動いていかないとけないかなと思っていますので、努力はしていますけども、状況があまりよろしくないというのは理解されていると思っています。

○大田委員

それから、何ページだったかな、医師の委託料か。委託料で、医師を、相手に紹介料を払うというふうな委託料がたしかあったと思うんですが、紹介料を払ってまで医師が来てほしいと思うんだったら、どうしてそげな、医師が増えていかないように、前回は19人、今回も、今年が19人となっているんですが、そこんところはどういうふうに考えておられるか、ちょっと教えてください。

○田村光総合病院事務部長

医師の派遣仲介のことを言われているんですが、光の場合は実際には行っていませんので、大学のみとなっています。

○植本大和総合病院事務部長

25ページの委託料の一番下から2番目の医師派遣仲介料の420万円のことだと思うんですけど、これは医師の派遣の会社のほうへ成功報酬ということで420万円を払って、この先生も去年の9月に内科医として着任されました。半年間勤務されたんですけど、本人の御希望により、3月末で退職しております。

以前にも、令和4年5月から、コンサル会社を通じて仲介料をお支払いして着任いただいているんですけど、その方も3か月で退職されました。

このように、仲介会社を通じてはなかなか定着しない状況なので、こちらとしても、またお金を支払って雇用させていただいても、また離れていくという懸念もありますので、引き続きいろんな仲介会社を、アンテナを張って情報収集に努めているんですけど、そういう実績もありますので、うかつに契約というところは考えていかなければいけないかなと考えています。

以上です。

○大田委員

そういうふうに医師が派遣されてもろうて、あんまり長年勤められなくて、短期に退職されたというふうに言われていましたが、そういうふうに医師は派遣会社からでも来てくれるわけですね。短期ですが、そういうふうに大和病院はやっておられるが、光はそんなんやっていないというふうに言われたんですが、光にも医師はもっと多くいるべきだと私は思っているんです。

そうすると、医師がおれば、入院、病床率も62%じゃなくて、八十何%から九十何%になるじゃろうと思うんですが、今の医師派遣は、新聞報道にも出たんですが、なかなか出しにくいというふうなことも報道されているんですが、今後も山大、1大学に依頼するんじゃなくて、ほうばうに医師の派遣をお願いできるようにすることはできないんですか。

○田村光総合病院事務部長

他の大学に直接的にお願いできないことはないと思いますけども、山口大学との関連病院でありますから、例えば他の大学とのアポイントというか、それを取ったときに、大学のほうは、光市だけで確保できるんですねという話になると、ちょっとよろしくないかなという気がします。

その辺、状況を見極めながらやっていかないといけないので、当面は、山大の関連病院としては、当然教育の応援もしますし、きちんと派遣のお願いをしていくようになると思っています。まだ医師は大学の管理下の中で動いていただくのが今のところベストじゃないかなと思っています。

○大田委員

新聞報道にもされちゃったんですが、医師の働き方改革で、大学に残る医師が少なくなっているから、医師の派遣は考え直さなければいけないような新聞報道がされている中で、1つの大学に頼る、それは今、山大の関連病院であるから、頼らざるを得ないのは、それは仕方ないかも分かりませんが、やっぱり今の病床稼働率の62%じゃなくて、80%、90%するにはどうしても医師が必要になるはずでありますから、そういうふうなところをもう少し考え直していったほしいと思うんですが、そこんところはよろしくお願いします。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

②議案第62号 令和6年度光市病院事業会計補正予算（第1号）

説 明：萬治病院局管理部次長 ～別紙

質 疑

○河村委員

40ページの、先ほどアスベストの概要についてのお話をされたんですが、通常この年代の建物を解体する場合には、アスベストについての調査を事前に行っているはずなんですが、もう少しそのあたり、詳しくお話をいただけます。

○大濱光総合病院経理担当課長

委員仰せのとおり、事前調査等については当院のほうでも取り組んでまいりました。まず、旧病院の解体工事をする上で、最初に設計仕様書等を作ったんですけど、その設計仕様書は国土交通省の営繕部が定める建築解体工事仕様書を参考に作成しました。これは公共工事を解体する際の基準となるもので、アスベストの含有吹付剤、アスベスト含有仕上げ塗料、それからアスベスト含有保温剤、アスベスト含有形成板について処分方法等が記載されていたんですけど、接着剤については表記がなくて、そのため積算しておりませんでした。このたびの処置ですけど、委託している建設事業者が、この仕様書とは別に、建築解体工事を進める前にも事前調査、アスベストはほかにはないかという調査は当然していたんですけど、工事を進める中で、接着剤にアスベスト含有剤が使用されていることが分かって、これは環境省からそういう通達というものがあつた、そういう情報の上で分かったことなんですけど、処分方法を業者と協議した結果、適切に処分するように判断したものです。

事前調査についても繰り返しになりますけど、工事前に建設時の設計書などと照らし合わせながら、可能な限りアスベスト使用の把握には努めました。目に見えない箇所であったため、把握できなかったということでございます。

以上です。

○河村委員

要はその仕様書を見て事前調査というのは、どこかコンサルか何かに頼んだんじゃないですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

令和3年度までにコンサルのほうで、各旧病院の各仕様等については確認をしております。それをもとに解体設計をした次第です。

以上です。

○河村委員

そのコンサルに発注した金額はいくらなんですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

今、数字がすぐ出てこないのでお答えできません。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○河村委員

事前に分かってコンサルに発注しているわけですから、最近、どうも受けてから値段変更、設計変更というケースが多いんですよね。じゃあそのコンサルにそういったアスベストの発注したところから、不具合なら減してもらうようなことがあってもおかしくないところですよ。もうちょっとしっかりした発注形態を取っていただかないと、金額もアスベストの場合は大きな金額ですから、そういう契約内容についてももう少し絞って契約ができるように、事前にしっかり契約書を含めた対応方法というのを考えていただきたいと思います。

以上です。

○大田委員

当初は8億6,400万円で、次が3,400万円で、合計ということになるんですが、3,400万円、もうそれ以上、出てこない自信がありますか。

○大濱光総合病院経理担当課長

解体工事の概要について、再度御説明しますと、当初は総事業費用8億1,132万7,000円です。ここに9,800万円を補正して、総事業費9億932万7,000円に変更しようとする

ものでございます。

先ほど大田委員が示された3,403万3,000円というのは、9,800万円のうちの6年度支出分ということになります。

以上です。

○大田委員

それで債務負担行為をもう一遍6,396万7,000円を追加で加えるということですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

9,800万円の年度ごとの振り分けなんですけれども、総事業費が9億932万7,000円になるんですが、令和7年の3月末時点で7%工事が残る見込みでございますので、この金額に7%掛けたもの、それを債務負担行為として、金額でいうと6,341万7,000円なんですけど、この金額を令和7年度の債務負担行為として計上したものでございます。

以上です。

○大田委員

今、7%が6,341万7,000円と言われたんですが、この債務負担行為は6,396万7,000円となっているんですが、その違いをちょっともう一遍教えてください。

○大濱光総合病院経理担当課長

失礼しました。私が申ししたのは、解体工事の金額だけお話ししました。解体工事に附随して管理業務、工事の進捗状況とか施工内容が法律どおりの進捗か等を管理していただくように業務委託しているんですけど、その金額が加算されて合わせて6,355万円ほどかかりまして、それを合わせて6,396万7,000円になります。

○大田委員

このたびは、単年度工事だから3,433万円となるから、それを足したら9,800万円の追加工事になるということですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

解体工事に9,745万円、管理業務費に55万円、合わせて9,800万円となります。

○大田委員

それがアスベストの除去工事の追加分という考えでよろしいんですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

管理業務も含めて、今回のアスベスト除去に関わる工事費ということになります。

○大田委員

それと、その下の第3条、限度額が4億8,670万円と、それが補正後が5億2,070万円となっているんです。そのところにも一遍詳しく教えてください。

○大濱光総合病院経理担当課長

6年度当初ですけれども、解体工事費に4億8,510万円、管理業務に166万1,000円、合わせて4億8,676万1,000円計上しておりましたので、実際の金額としては4億8,670万円という形で当初は上げていたんですけれども、今回の補正で解体工事に、令和6年度分支出分としてなんですけれども5億1,913万3,000円、管理業務に166万1,000円、合わせて5億2,079万4,000円で、端数をとって5億2,070万円というふうに変更しております。

以上です。

○大田委員

先ほども民間資金で3億2,450万円は、この解体工事の民間資金の起債として上げたという、これの中にも入っているということですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

先ほど御説明いたしましたのは、令和5年度の決算に伴うものでしたので、5年度分は3億2,340万円で、6年度分は新たに起債で借りるようになるということでございます。

○大田委員

6年度分はまた新しく民間資金を借りるという、どのくらい借りられるのか分かりませんが、どのくらい借りられるんですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

それを今、第3条にございますとおり、5億2,070万円でございます。

○大田委員

それと、第2条の8億6,400万円プラス3億4,000万円の8億6,700万円、867万円、8億6,700万円、違う、86億7,500万円か、86億7,500万円、間違いのないや、それで、これの中に入っていると。

○大濱光総合病院経理担当課長

丸めていえば86億円なんですけど、これは第1款の病院事業費総額でございます。

○大田委員

それで、その下に特別損失の5億2,189万4,000円は。

○大濱光総合病院経理担当課長

特別損失の5億2,189万4,000円は、病院自体の特別損失の総額でございます、この中に解体工事の費用が含まれているということです。

○大田委員

よう説明が、のどいりが私、悪いけえよう分かん。また聞かせてもらいましょう。

○田中委員

すみません、ちょっと確認をさせていただけたらと思うんですけど、先ほどタイルとか屋上防水の接着剤から出てきたということだったんですけど、何かアスベスト自体がそういうものに含まれているというのは、よくよくは一般的なものだというようなお話も、そういう事業の方から私も聞いたことがあるんですけど、今回、とはいえども出てきたということで、工事を追加するということなんですけど、病院のほうも棟が何棟かありましたので、どの辺から出てきたのかというところと、あと数字がやっぱり全体工事費から言っても、10%を超えるような増額の工事になりますので、もともと解体工事があった上で上乗せてこれだけの金額というところなので、大体どれぐらいの量があってどれぐらいの単価の上乗せで、積算根拠みたいなものがあれば教えていただけたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

まず、アスベストが含まれている接着剤の除去なんですけど、その量は3,376平米。石綿含有アスファルト防水、これは屋上に敷き詰められていたものなんですけど、その面積が1,829平米。これだけのタイル等から付いている接着剤からアスベストが含まれておりましたので、それを除去することにいたしました。

単価等なんですけど、アスファルト防水の金額が約4,200万円、アスベスト含有床接着剤に含まれる接着剤の除去をするのに3,440万円、これに伴う諸経費等合わせて約9,700万円かかるということでございます。

○田中委員

それで病院、管理棟から南側棟とかいろいろあったかと思うんですけど、どこの部分から出てきたのかというところと、今、ちょっと頭の中の整理をする中で、もともと解体工事があった中でアスベストが出たので除去工事ということなんですけど、いわゆるアスベストが出てきた分を処分するのに処分費としてかかるかという考えではなくて、その除去する工事で工事単価が、例えばいくらからいくらになって、その差額分とか、そういう積算方法ではないんですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

まず、旧病院のどの辺かということなんですけど、アスファルト防水のものについては、北の大きな棟、透析棟の隣に西側にある棟と、あと南側の入院棟、こちらの屋上が

該当することが分かりました。アスベスト含有床接着剤なんですけど、これは1階、2階、3階、4階、5階まであるんですけど、南棟と北棟がありまして、それぞれ階層があるんですけど、そこから逐一剥がしてチェックをする中で、合計で3,376平米が見つかったということです。約総工事面積が1万平米ぐらいですので、およそ3分の1ぐらいから、アスベストが含まれていたということでございます。

○田中委員

分かりました。通常の解体工事の部分からアスベストも含む除去の解体工事になって、当初上げていた工事金額との差額が今回増額になっているという理解でいいですかね。

○大濱光総合病院経理担当課長

差額部分になります。当初の工事と重なっていた部分については当然除去していますし、含まれていなかったものを追加しているということでございます。

○田中委員

承知しました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○小林委員

何点か質疑をさせていただきます。

まず、患者さんや御家族が不安なく日常生活が起これることを目的に、令和2年4月に看護外来が開設をされました。各看護分野で専門的な知識と技術を持った看護師が、患者さんや患者さん御家族からの相談を受ける外来というふうに認識をしております。その上で、感染防止対策、リンパ浮腫、緩和ケア、認知症看護の4分野において、相談者の皆様に合わせた日常生活のアドバイス、情報提供をしていただくというところになっておりますが、まず、その看護師の相談体制の部分についてお示しをください。

○佐古光総合病院総務課長

看護外来の相談体制ですが、現在第1、第3月曜日に感染防止対策ということで、感染管理認定看護師が担当しております。第2、第4水曜日にリンパ浮腫ということで、リンパ浮腫複合的治療技術者が担当しております。第1、第3木曜日に緩和ケアということで、緩和ケア認定看護師が担当しております。第2、第4金曜日には認知症看護ということで、認知症看護認定看護師が担当しております。相談は、一様に午後2時から

4時までで予約制とし、1回30分程度としております。
以上です。

○小林委員

状況がよく理解できました。例えば、患者さんの相談内容によって、医師をはじめ関係機関との連携、こういうものが必要になるというふうに私は考えますが、どういふふうな連携を行っているのか、この部分についてお示しをください。

○佐古光総合病院総務課長

相談内容によりまして、医師の診察が必要という場合には、外来診療のほうに勧めたり、医師からの助言が必要ということであれば、医師に相談をしております。外部関係機関との連携につきましては、まだ現在事例というものがありませんが、必要時には地域医療連携室を通じて、関係機関と連携を取るようにしてまいります。

以上です。

○小林委員

状況がよく分かりました。その上で、開設以降、どれぐらいの市民の方が利用されたのか、そして運営上の課題という部分があればお示しをください。

○佐古光総合病院総務課長

看護外来が開設後に、新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、利用される方というのはほとんどいらっしゃいませんでした。現在は5類に変わりましたので、それぞれの分野で数件程度、相談があります。しかしながら、件数には計上はされていませんが、即時に対応できる場合は看護外来を通さずに、随時相談というのも受け付けております。また、看護外来でない日にも予約を行うなど、臨機応変に対応しているところでございます。

課題としましては、現在は当院の受診の患者さんやその家族を対象としていますので、件数が少ないという状況です。今後は、多くの市民の方に看護外来を利用していただけのように、生活習慣病等に対してのアドバイスや助言ができればと考え、多分野での有資格者の看護外来の拡大、充実というのでも検討しております。

以上でございます。

○小林委員

今、課題の部分において、なかなか光総合病院を利用されている方における限定されているところで、それをしっかりと広く市民の方に周知をしていただくという部分と、生活習慣病ですよね、こういうところに対しても領域を広げていくというところが、すごく私はいいと思っています。やはり、せっかくいい制度があったとしても、私が少し市民の方とお話をしたとき、この看護外来のことを知らないという方が多かったので、しっかりとPRのほうをしていただきたいと思いますし、今、ホームページに載ってい

るのは理解していますが、いろんなチャンネルを使って、この部分についても周知のほうをよろしくお願いをしておきます。

私からは、以上です。

○田中委員

1件お聞きできたらと思います。病院間のシャトルバスについて状況をお聞きできたらと思うんですが、外来患者、光総合のほうが減っているという中で、シャトルバスの利用がどのように変化してきているのかをお聞かせいただけたらと思います。

○中本大和総合病院業務課長

シャトルバスの運営につきましては、これまで利用者数は減少傾向で推移していましたが、令和5年度は令和4年度と比較して若干増加しております。今後の推移を注視しながら、今後については研究していきたいと考えております。

以上です。

○田中委員

令和5年度増加しているということなので、増加している何か要因というのは、もし分析されていれば教えていただけたらと思います。

○中本大和総合病院業務課長

具体的な数字を申し上げますと、前年度、年間で454名です。1日当たりで言えば1.9人、1往復当たりで言えば0.3人程度ですので、1日で1名が往復するか、しないか程度の増加ですので、ほぼ横ばいと捉えていただいてもいいのではないかと思います。

○田中委員

今、実の数字で1名が往復するぐらいかなということで、これは延べ人数なので、またどういった人が利用しているかといったら、また同じ人になると思いますので、多分限定された人が利用して使われているのかなと想像します。

今、若干増加ということではあったんですが、紹介受診の重点医療病院になって、多分外来が減れば、これも減ってくるのではないのかなと想像もします。実際、じゃあそこに、企画のほうからシャトルバスの維持費が出ている中で、これの費用対効果の部分を考えるときが来ているのではないのかなと私は思います。市長部局のほうで言えば、バス、タクシーのチケットを出したりということもございますので、そういった支援のやり方も含めて、一度、市長部局のほうとも分析した上で相談をいただけたらと思いますので、よりよいサービスがより効率的に届くように検討いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大田委員

すみません。どうしても納得がいかないんですね。補正予算で病院事業費用が……。

○委員長

大田委員、補正予算はもう今、終わったんでね。もう今、補正予算……。

○大田委員

決は取ってないじゃん、決を。予算の決を取らんと。

○委員長

取った。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○大田委員

病院事業費用が75億6,000万円とここに書いてあるんですが、こっち側のほうには86億7,500万円とこう書いてあるんですが、その金額はちょっと分かりづらいんですが、病院事業費用86億7,500万円と、それで違うところには75億6,000万円と書いてあるんですが、そのところをちょっと教えてもらいたいんですが。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○大田委員

それと以前、病院局と市長部局からまほろばのほうに派遣されているというのを聞きしたときがあります。そのときには技術職員が全部派遣されているようにお聞きしておるんですが、事務職員は派遣されていないようにお聞きしたんですが、人事異動表を見ると、管理栄養士と事務主任が派遣されているように見えるんですが、そのところをお答えください。

○萬治病院局管理部次長

病院局のほうから派遣している職員8名おりますけど、その内訳を言いますと、看護師2名、介護福祉士が3名、それから管理栄養士が1名、理学療法士が1名、薬剤師が1名となっています。今、事務主任と言われた方は、職種としては薬剤師として派遣をしております。

以上です。

○大田委員

当然、そこには薬剤師とか管理栄養士というのは、初めからおるものとして計算されるべきであると思うんですよ。介護士なんかは、ようけ雇わんにゃあいけんから足らなかったから、こっちから応援するというのは考えられないこともないんですが、薬剤師とか管理栄養士というのは少ない人数です。そこで病院局から派遣というのはどう

かなと思うんですが、営業、利益誘導みたいなのを考えられるんですが、そのところはというふうに考えておられるか。

○萬治病院局管理部次長

派遣につきましては、前回6月で理由等は説明させていただいたと思うんですが、利益誘導かということについては、派遣した職員の負担金をいただくようにしていますので、決して派遣先が何の負担もないということではございませんので、利益誘導ではございません。

以上です。

○大田委員

管理栄養士と薬剤師というのは当然おらなくちゃいけない人でしょう。それを初めから雇わないで、こっち側から派遣された人をお願いするというのは、初めから考えられないことを行っておられるように私としては考えるんですが、当然おらなくちゃいけない人がいないと、だから病院局の方から送るというのは、当然考えられないことだと思うんですが。

○川崎病院局管理部長

管理栄養士、薬剤師についても6月の委員会のときに御説明しましたように、まほろばの業務が4月1日から民間へ移行になりますので、入所者の方が不安なく過ごせるように、また業務がスムーズに移行できるようにということで、当然、必要な人数を用意してもらうというのは前提の話なんですけど、そういった入所者に対する配慮と言いますか、そういったところを考えて、管理栄養士、薬剤師の派遣も行ったものです。

以上です。

○大田委員

まほろばをオープンさせるには、当然初めからいなくてはいけない人材のはずです。それが薬剤師が10人も20人もいると、管理栄養士も10人も20人もいるが、その中で1人足らんじゃったと言うんじゃたら分からないのでもないが、完全に1人でいいんです。そのところ、ちゃんと向こうの方にお伝えしてから、雇い入れしてもろうて、それから初めて開所できるんじゃないんです。こっちから貸しますよ、開所してくださいというふうに受け取られるんですよ。それは受け取られるんですよ、そういうふうに。貸し出しますから開所してくださいというふうに受け取られるんですよ。管理栄養士、薬剤師は絶対いることです、それは。そういうふうに感じ取られるような派遣の仕方をされているから。また途中でおらんかったら5月に派遣しましたじゃないんです。初めの4月1日から派遣しているんです。おかしいんじゃないんですかとお聞きしているんです。

○川崎病院局管理部長

先ほども申しましたように、3月31日から4月1日にかけて、まほろばが民間へ移管

されるわけですから、入所者の方、利用者の方というのは、同じ方が使われるので、その中で入所者の方に不安を与えないように、また業務がスムーズに進むようにということで、様々ないろんなことを考慮して派遣を行ったものです。

以上です。

○大田委員

分かっていることですよ。3月31日を市が引き揚げて、4月1日から譲渡先に渡すというのは分かっていることですよ、それは。患者さんも同じ患者さんがおるというのも分かっていることですよ。そこで薬剤師と管理栄養士がいないということも、それは相手がちゃんと見つけてきて、登録せんにゃあいけんことでしょう。分かっちゃることですよ、管理栄養士がいる、薬剤師がいるということは。ドクターもいると。ドクターは向こうから、そのときには今でもおってんじやろうけど。分かっちゃることでしょう。それを見逃して、4月1日から派遣さすというのは、そのところは少し考えが違うんじゃないですか。

○川崎病院局管理部長

繰り返しになりますが、4月1日に業務を入所者の方に負担を与えずに、引き続き、変わりなく利用していただくために、いきなり人が入れ替わるよりも、入所者、利用者の方に不安を与えない、またサービスの質を落とさずに移行できるということで、様々なことを考慮した中で派遣をしたものです。

以上でございます。

○大田委員

私が以前答えたのも、お聞きしたときでも、そこでも薬剤師、管理栄養士も一緒に派遣しましたという答弁はなかったです、そのときには。それで人事派遣を見たら、こういうふうに書いてあったから、どうかなと思ってお聞きするんです。当然、何遍も同じ答弁をされるんですが、当然そのところは当たり前のことを私はお聞きしちよるだけです。当然、向こうが雇わんにゃあいけんことですよ。当然、その施設を開くんじやったら、管理栄養士、薬剤師がいると分かっちゃることですよ。それを4月1日からの人事派遣に持っていつちよるんじゃないですか。

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

○川崎病院局管理部長

職員の派遣については、先ほどから申しておりますように、入所者への配慮、また業務がスムーズに進むようにということで、様々な状況を勘案して職員を派遣したものです。

以上です。

○大田委員

介護士を派遣して、それは何十人も雇わなんにゃあいけんが足らんじゃったからというのは、派遣もそりゃあ仕方ないかも分かりませんが、薬剤師兼事務員、管理栄養士兼事務員として派遣するのは、いかがなものかと思えますよ、それはね。1人しかいないんだから。それはもう、それが、昨日すぐ移譲になって、今日から、1日しか余裕がないとか言うんじゃったら、それは分からんでもないですが、もう1年も前、半年以上も前から譲渡するということがほとんど決まっていた。事業所にそれが足りないから派遣している。それはどうかと思えますよ。そういうところはね、ちゃんと病院局のほうも、ちゃんと準備室のほうも、ちゃんとそういうところははっきり相手方にして、極端に言えば利益供与みたいな感じにも受け取られますから。それはそこのところはよう考えて、今後こういうことないようにお願いして終わります。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○中本大和総合病院業務課長

先ほどシャトルバスの利用者数について田中委員からのお尋ねにお答えしましたが、正しくは令和5年度の年間の利用者数が延3,640人令和4年度が3,186人、前年度から差の454名の増加をしております。1日当たりの利用者数で申し上げますと、令和5年度が15.0人、令和4年度が13.1人で、1日当たりの利用者数は1.9の増となっております。年間454名の増は、1日で1名が往復する程度の差というのは申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○田中委員

先ほど聞いた人数から少ないなと思って聞いて、今、改めてお聞きしまして、1日1.9人増したということでありました。ただ、内容的にはもう人数的にも見直しについて取り組んでいただけたらと思っておりますので、そのことは、数字は変わりましたがお願いしておきたいと思えます。

以上です。

5 建設部関係分

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質疑のほうをさせていただきます。

まず、光市の住宅耐震化緊急促進アクションプログラムについてお聞きをします。

このプログラムは、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけておって、その進捗状況というところを把握、それを評価するとともに、プログラムの充実と改善を図って、住宅の耐震化を強力に推進すること、これが目的となっております。

令和6年度の目標として、無料耐震診断員の派遣7戸、住宅に対する耐震改修工事費補助4戸と設定をされておりますが、現時点での進捗、この部分について、まずお示しをください。

○沖本建設部建築担当次長

住宅の耐震化につきまして、今年度の進捗状況についてでございます。

今年度の進捗状況につきましては、無料耐震診断員派遣及び耐震改修工事費補助、共に6月3日より募集開始し、現時点におきましては、無料耐震診断は募集枠7件に対し、7件の申請をいただいております。耐震改修補助については、問合せや相談等はございますが、今のところは、申請者はいらっしゃいません。

以上でございます。

○小林委員

今、無料耐震の診断員の派遣というところが、募集枠7戸、しっかりとあるということで、やはり市民の耐震に対する少し意識が上がってきたのかなというふうに思いました。

その意味で、令和5年度の課題として、令和5年ですけど、診断の件数がゼロ件というところとか、市民の関心が薄いというところが上げられていましたけど、今のようなこの様々な対策を講じられているんですけど、具体的な取組という部分だけお示しをいただいていいですか。

○沖本建設部建築担当次長

今年度の取組といたしましては、住宅耐震制度のPRチラシの全戸配布や、過去に耐震診断を受けられた方へのダイレクトメール、消防まつりでの相談会の開催や、防災危機管理課が行った出前講座などでのPRなどを行っております。

さらに今後は、光まつりでの相談会や、室積、浅江、大和コミュニティセンターでのブースの展示を予定しております。

以上でございます。

○小林委員

状況についてよく理解ができました。様々な機会を捉えて、しっかりとこの耐震化の必要性という部分をしっかりと訴えていただきたいというところで、やられていることはよく理解ができました。

一つ、少し、これ、御提案なんです、今、大阪府で実施している、まちまるごと耐震化支援事業というところは、町単位で建築士、これは大阪府の耐震講習受講者、こういう方が市民のお宅を訪問して、住宅の耐震診断とか、改修の進め方とか、補助の制度とか、耐震化に関するノウハウを直接説明する事業というふうに聞いています。

本市においてもこういうような事業を行うことで、今もすごく市民の意識が高まっているというふうには認識していますが、耐震化をより進展するというふうに考えますが、見解をお示してください。

○沖本建設部建築担当次長

ただいま委員より御紹介のありました、まるごと耐震化支援事業は、大阪府や大阪府内の市町村を中心に行っている事業で、府民が安心して木造住宅の耐震診断、耐震設計及び耐震改修を一括して行えるよう、一定の要件を満たす事業者の登録名簿を作成し、自治会、事業者、府及び市町村が一体となって木造住宅の耐震化の普及啓発を行い、府民による自主的な耐震化を促進することを目的とした事業であったかと思えます。

本市におきましても、県や県内各市町と連携を取りながら、耐震診断員の無料派遣制度や耐震改修補助制度など耐震に関する支援制度を実施しており、耐震診断や耐震改修を行う事業者につきましても、県や山口県建築士会などが技術講習会を開催し、受講修了者の名簿を取りまとめ、公表をしております。

しかしながら、その名簿に記載されている市内の事業者につきましても、ほとんどが個人事業者となっております。診断から改修まで一括して請け負うことができる業者は非常に少ないといった状況でございますので、大阪府のような大々的な普及や啓発活動までを含めて事業者にお願いをするのは極めて難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

○小林委員

やはり大阪でやっているこういう事業というところのいいところもありますし、今、光市の中でも山口県と連携をして、しっかりと対応されているという部分については、理解ができました。

今、やはり一番大事なのは、未曾有の災害が全国各地で地震を含め起こっているという中で、今、市民の人たちが耐震に対して、やはり意識が高まっているということが大事だと思います。

だから、このムーブメントをしっかりとこのまま維持させて、そして向上させていく、そういう取組のほうを、今、様々なチャンネルを使って周知をしていくということではございますが、引き続きの取組をお願いをしておきます。

私からは以上です。

○田中委員

2件ほどお聞きできたと思うんですが、まず、1件目が道路の状況についてなんですけど、浅江の中村町のほうからずっと周防の森ロッジのほうに抜けていく立野浅江線だと思うんですけど、この途中で、ちょっとこう道路が、陥没までいかないんですけど、へこんでいて三角コーンも置いてある場所があるかと思うんですが、その道の状況について、今どのような状況になっているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○山口道路河川課長

ただいまの市道立野浅江線の御質問の箇所でございますけれども、こちらは、市のほうでも一部舗装が下がっている状態を把握しておりまして、現地調査等も行っているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

現地調査を行って、それでどうされるのかも、あれば教えてください。

○山口道路河川課長

こちらのほうは、しばらく舗装の状況の変化を注視しながら対応のほうを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○田中委員

分かりました。私もあまり通らないので、ちょっと見て、あっと思ったので、最近というか、そういう状況を見ながら対応しているということで理解をさせていただきます。それと、あと、それよりももうちょっと中村町寄りのほうに、もうバウンドするぐらいへこんできているところがあったんですが、その辺りの把握についてはいかがでしょうか。

○山口道路河川課長

ただいま御指摘の箇所につきましても、同じように下がっている状況は確認しておりますので、測量をしながら、下がり具合も定期的に監視をいたしております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。そんなに交通量が多いところではないと思うんですけど、もし陥没したりすると事故につながると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

もう一つ、次が、公式LINE通報の道路等の異状についての通報なんですけど、これについてはすごい助かっているという声を市民の方からもお聞きするんですが、道路に対して市道かどうか、県道かどうか、国道かどうかというのが市民のほう分からない

もので、県道とか国道に対しての通報もあるのではないかと思いますけど、それがあ
るのかないのかと、あるのであれば、その後どういうふうな対応をされているのかも
聞かせただけならと思います。

○山口道路河川課長

ただいまの市民の皆様からLINEアプリを通じて連絡をいただいたという案件で
ございますけれども、こちらについては職員が確認後、速やかに対応しているところで
ございます。

お尋ねの国道や県道に対しての通報をいただいた場合には、各管轄となる山口河川
国道事務所や周南土木建築事務所へ、こちらからLINEアプリの写真や位置情報等
を提供して対応していただくようお願いしているところでございます。

なお、国が管轄する国道につきましては、これまで電話による道路緊急ダイヤルを
運用しておりましたが、令和6年3月より、本市と同様にLINEアプリによる運用が
開始されております。こちらにも御活用していただきながら、それぞれの管轄が速
やかな確認、対応ができればと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。LINEでやってやりやすいんですけど、市道だとすぐ直していただ
けるので、直ったんだって分かるんですけど、なかなか国道、県道って伝わったか
どうかも分からなかったんですけど、しっかり伝えていただいているということで安
心はしましたので、また引き続き、今の国道のLINEも含めて、私も見てみて、
活用できたらと思いますので、ありがとうございました。

○河村委員

赤線、青線、それから生活道路についての工事をやったりするときに、自治会
長の印鑑をくれと、こういう話があるんですが、赤線、青線の類いであれば、車
が通ったりということはないんで、自治会長で十分対応できんことはないんです
が、生活道路等で車が通るような道路、そういったところで、自治会長の印鑑を
くれと、こう言われても、なかなか周辺環境を含めて、じゃ、その工事が安全
に実施されるのかと、こういう確認が取れないんですね。

取れない場合に、印鑑をつけと言われても、つきようがないんで、市のほう
でこの工事は安全に施工できるから、印鑑をついちゃってくれと、こういうふう
に言っていただくとスムーズに事案が解決するんですが、そのあたりはいかが
お考えですか。

○秋友監理課長

ただいま、道路の占有や工事に対しての自治会長さんの同意ということで御
質問をいただきました。占有や工事業者が自治会長に同意を求めるものにつ
いては、主に法定外公共物の利害関係人として同意を求めるものと、道路の
通行等を行うため同意を求

めるものがございます。

まず、前者については、光市法定外公共物管理条例及び同条例施行規則において、申請の必要書類として利害関係人を有する者がある場合は、その承諾書が定められており、その利害関係人として地域の代表者である自治会長に施工の承諾を求めるものでございます。

これは、工事の内容というよりは、法定外公共物を占用また加工することに対して同意を求める書類になり、利害関係人の同意を得ない限り、市が許可をすることはございません。

次に、後者につきましては、当該行為に関わる場所を管理する警察署長に提出する道路使用許可申請書に添付が必要な書類となります。

山口県警察本部の定める道路使用許可取扱要領により、使用許可の審査基準として、居住者等の同意書が求められております。現行の運用では、地元自治会長の同意の添付が必要になっているものと理解しております。

このため、市としましては、通行止めをする工事に対して、地元と協議がされていることを前提に、占用及び加工の許可を発行することから、同意書の写しの添付をお願いさせていただいており、市といたしましても、地元で行う工事であるため、地元を優先して工事の調整を進めることが必要と考えており、地元自治会より先行して許可をすることは困難であると考えております。

以上でございます。

○河村委員

言われることは分かるんですが、今、自治会長の多くが9割、1年交代です。9割の人が1年交代する中で、その工事で通行止めをすることが、安全を確保されるのかどうかということの判断もつきません。

自治会から要望した工事なら、当然お願いをするということになるわけですが、そうでない工事の場合は、印鑑をつかないということが考えられるわけです。印鑑をつかないことで、社会活動が停止されるようなことがあっちゃならんとは思いますがね。やはり一番大事なのは、安全確保という面で、その安全の確保が取れんから、市のほうからこの工事内容については、安全確保が取れるから、自治会長さん、印鑑ついてくれませんか、こういうふうな申入れをすることが可能でありませんか。

○秋友監理課長

再度の御質問をいただきました。

市といたしましては、現状の工事に対して、地元に対する説明責任は施工される業者の範疇と考えていますことから、地元自治会及び地元の皆様方に広く周知することは、施工される業者の務めではないかと考えております。

また、先ほどと同じお答えになりますが、一定期間通行止めを行うことになれば、やはり事前に地元の方々に広く周知することが求められると認識しており、引き続き、地元を先行した形の説明をしていただくことが必要と考えております。

以上でございます。

○河村委員

安全が確保できなければ、自治会長さんには印鑑をつかないようにお話を、私も勧めようというふうに思っております。そのあたりのところは、市のほうで、どうすれば、そういった社会活動がスムーズに進行するのかなということは、対応策というのはしっかり考えて対応していただけたらと思います。

以上です。

○大田委員

道路工事において、毎年約1億2,000万円ぐらいずつの予算がついておるんですが、それで新設、補修、維持管理という総額でそのような金額がついているんですが、インフラ整備について、どのくらい進んでいるのか、ちょっと教えてもらいたいんですがね。

○山口道路河川課長

ただいま、年間1億2,000万円ぐらいの予算についてお尋ねですが、こちらのほうは、令和6年度予算が約1億2,780万円でございますけれども、こちらの内容について御説明させていただきますと、先ほど申しました予算のうち、地域の幹線道路として交通量が多く重要な役割を担う緊急輸送道路などの市道2路線の舗装改修工事、それから、光市橋梁長寿命化修繕計画に基づく2橋の橋梁補修工事、その他、市道の舗装や側溝の整備などを行うものでございます。

現在は、ただいま申しましたような、主に舗装の改修として、舗装メンテナンス工事ですとか、橋梁補修工事を行い、それに加えて、従来どおりのその他市道の舗装、側溝整備等を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

それが、市道において、随分と傷んでいるところがいっぱい見受けられるんですが、そのインフラ整備というのはどのように進んでいるかをちょっと教えてください。

○山口道路河川課長

ただいま、再度のお尋ねのインフラ整備の進行状況ということでございますけれども、先ほど申しました舗装改修を含めた道路整備事業につきましては、国の交付金や起債事業を活用して、年次的に確保された予算の中で計画的に実施しているところでございます。

舗装改修に関して申しますと、一体的な改修は、地域の幹線道路として交通量が多く、重要な役割を担う緊急輸送道路などに着手しているところであり、生活道路につきましては、通行に支障を来す箇所について部分的な改修等を随時行っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

生活道路の市道なんかもいっぱいあるんですが、1年大体、そしたら何kmぐらいやっているんですか。

○山口道路河川課長

1年何kmという数字は、ただいま、こちらの手元にはございません。

○大田委員

じゃ、市道のほかの生活道路とか、赤線なんかだったら認定外道路だから、市は材料支給程度にしか出していないんですか。市道においては、ちゃんと予算つけてやっておられると思うんですが、大体、目途として、年間1kmとか2kmとか、また800mとか、ずっと計画的にやっていこうという気はあるんですか、ないんですか。

○山口道路河川課長

先ほど申しました舗装改修の中で、舗装メンテナンス工事ですとか、橋梁の補修に関する橋梁メンテナンス工事等については、計画的に進めているところでございます。

その他、生活道路の舗装補修、側溝補修等につきましては、具体的な数字は持ち合わせておりませんが、日々、職員のパトロール、住民の方々の御要望ですとか、そういったものをお聞きしながら整備に努めてまいっているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、計画がないとなると、住民からの要望にしたら、全てお聞き入れになれるんですか。

○山口道路河川課長

ただいまの住民の皆様からの御要望につきましては、職員が現地を確認いたしまして、状況を確認して、道路の利用状況や危ないような緊急性があるかなどを総合的に判断して対応のほうをしてまいりたいと考えております。

○大田委員

私、もう少し前向きな答弁が聞かれると思うんですけど、要するに、年間1億二千何かがしかにつけておられると。それは幹線道路をやると、それで舗装、補修をやるというふうにつけておられたんですが、計画的にずっと市道が、インフラ整備ができていないところは、計画的に1年に対して1kmないし2kmずつやっていくというふうな答弁が聞かれると、こういうふうに再々聞かなくても済むんですが、市民が通行上、古くなっていけばいいというのではなくて、やっぱり走りやすい、歩きやすい道路を造るの

が市としての役目じゃろうと、私は思っておりますので、今後は、そういうふうな要望を聞くとかなんかじゃなくて、計画的に進めていってもらって、その中には、要望のところは要望のところをお聞きしてやってもらいたいと思っておりますので、そのところはもう少し答弁を、市民のためを思う答弁をしてもらいたいと思います。

また、以前から、橋の欄干についてお聞きしておりますが、橋の欄干を新しくつけるというのは、そういう計画はありますか、ありませんか。

○山口道路河川課長

ただいまの橋の欄干についてのお尋ねは、防護柵等であろうかと思いますが、こちらのほうを新たにつけるという計画は、現時点ではございません。

○大田委員

それによって、事故が起こったときどうするんかと言ったら、部長はいろいろありますからというような答弁をされておられましたが、やっぱり欄干がないと、けがをする確率というのは高いんですよ。だから、その辺のところはちゃんと欄干もつけていって、今後も計画的にやっていってもらいたいと思います。

田舎のほうじゃ、水路のところにはガードパイプとかいうのが常につけてあります。橋は当然、その下に川が流れているわけでありますから、落ちる可能性が高いんですよ。だから、そういうような欄干をちゃんとつけるように、よろしくお願いします。

6 都市政策部関係分

(1) 付託事件審査

①認定第4号 令和5年度光市下水道事業決算について

説 明：邊見下水道課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

決算書の2ページ、資本的収入及び支出で、支出の部で建設改良費が、予算では2億4,600万円と、補正で1,170万円の減額をされているんですが、決算額では合計で1億7,417万5,000円とえらい少なくなっているんですが、これは下水道工事をやらなかったからだろうと思うんですが、その内訳が分かったら教えてほしいんですが。

○邊見下水道課長

資本的支出における補正でございますが、これにつきましては、人件費の関係の補正を12月に行っています。それが減となっているものでございます。

以上でございます。

○大田委員

補正のマイナスの117万円は、人件費の減額で出して、工事費の1億7,400万円になったのも人件費ということなんですか。

○邊見下水道課長

まず、建設改良事業の不用額についてでございますが、令和5年度におきましては、予算に計上いたしました管渠布設工事、管渠改築工事などの本管関係の工事につきましては、おおむね計画どおりに実施をいたすことができております。

ただ、この工事に当たりましては、入札減が生じておりまして、これが約1,980万円の入札減が生じております。

また、そのほかの不用額として4,500万円が発生しておりますが、これは、民間建物等の建設等に付随して、本市が実施する取付管工事費等の年間工事費を正確に見積ることが困難であるため、年度末までの予算に不足が生じないよう、予算を確保したものが、約4,509万円ほど結果的に不要となっているものでございます。

そのほかには、建設改良工事に付随する間接経費については、無駄な予算執行を抑えるなどの経営努力により、約531万円の不用額を確保しております。

また、流域下水道建設負担金については、約384万円の不用額が発生しております。

こうしたものが積み重なって、全体の不用額7,058万円が発生しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

2,080万円の入札減（「1,980万円」と呼ぶ者あり）1,980万円の入札減。それは相当な入札減になるんですが、ちょっとそのところをもう一遍教えてもらいたいんですが。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

こんにちは。低入札によるものです。

以上です。

○大田委員

低入札ね。

それと、年度を迎えたので、個別の入管というんですか、あれが大分かかったと、やっていないからそれだけになったというふうな、私はそういうように聞こえたんですが、それで間違いないんですかね。

○邊見下水道課長

取付管工事というものが、下水道本管と宅地との間に接続して下水道をつなげるわけですが、こうした工事については、基本的に民間の宅地が建設されるときとか、新たな宅地造成がされるときに実施をいたしておりますが。

こういったものを実際に施工するタイミングというのは、あらかじめ全部分かっているわけじゃなくて、その都度、民間の需要に応じて実施されることになりますので、予算としては確保しておりますが、5年度におきましては、こうしたものがなかったために、実際には予算は執行していなかったというようなものでございます。

○大田委員

参考資料で、1ページに水洗便所設置済人口が減って、その下の水洗便所設置戸数が増えていると、約60件ぐらい、60戸というんですかね、増えているというふうになっているんですが、それでもまだ戸数の入れ込みができなかったというふうに解釈になるんですか。

○松並都市政策部長

できなかったというよりは、下水道を既に整備している供用区域内に新しい家が1軒建つときに、下水道に接続をしていただくような、そうしたものを、当然民間の建築工事に伴って、取付管の工事を光市が接続しますので、俗に言う迎えに行くという言い方をすることもありますけど。

そうしたことを想定して予算を頂いておったんですが、当然、年度末になるまで実際の民間の建築の状況というのは分かりませんが、結果として、その件数が少なく、不用額につながったというものでございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、今、あれでは戸数は60個約増えているんですが、どのぐらいのそしたら入管戸数を設定されちゃったんですか。

○邊見下水道課長

当初予算におきましては、取付管設置工事につきましては、150mmの管を20m設置する工事を5か所、それと、個別の宅地に対する接続工事50か所を予定しておりました。

○大田委員

そしたら、それで、足したら約70個、20個と50か所と言われたと思うんですが、私の数字の聞き間違いですかね、それは。

○邊見下水道課長

最初に申し上げたのがちょっと分かりにくかったと思いますが、150mmの取付管を20m、全体で整備するような宅地開発のところで市が施工する工事を5か所。次に申し上げたのが、家が1軒建つときに取付管を接続する工事が50か所という意味でございます。

○大田委員

だから、計55か所を予算化されちゃったというふうに、私はそういうにお聞きしたんですがね、そこんところは違うんですか、私の解釈と。

○邊見下水道課長

前半のほうでございますが、これは面整備の話でございまして、宅地開発の面整備をするときに150mmの管を20mするエリアを5か所の予算とは別に、1軒家が建つときに接続する工事を50か所という意味でございます。

○大田委員

だから、エリアが5か所だから、何戸かあるんか分らんが、それが5か所という、例えば15戸あれば60か所ちゅうことで考えられるんですが、そういうような解釈でよろしゅうございますか。分かりました。そういうようなんで7,000万円の減額になって、1億7,400万円の決算額になったと、そういう解釈でよろしゅうございますか。はい了解。

○河村委員

それでは、さっきの参考資料の中でも、3ページで不納欠損が92万1,330円上がっております。審査意見書では、109ページに不納欠損の金額、198件の92万1,330円載っておるんですが、翌年度へ繰越しということで1,368件、1,269万5,880円ちゅうのが上がっておるんです。

水道事業と一緒に徴収するようになって、あまりこういった未収金というのが出てい

ないという理解をしておったんですが、今回の不納欠損にはちょっと驚いたんですが、もう少し詳しい説明をお願いできますか。

○邊見下水道課長

不納欠損の内訳でございますが、不納欠損につきましては、合計で92万1,330円のうち、内容といたしましては、平成5年から平成30年までのものを処理しておりまして、合計49人の方。内訳といたしましては、死亡が13人、46万5,100円、居所不明が31人、36万8,510円、その他が5人で8万6,420円でございます。

○河村委員

不納欠損額が198件の92万1,330円、それに見合うちょっとお答えを頂きたいのと、翌年度に1,368件、1,269万5,000円の繰越しをしたと。通常であれば時効にかかるような金額になるわけですが、その説明が欲しいんですよ。ええですかね。

○邊見下水道課長

翌年度繰越しについてでございますが、このうち新たに発生したものもありますが、古いものにつきましては、誓約分納等でお支払いをお願いしているものが残っておりまして、そうしたものを含めてこの全体のものが翌年度に繰り越されております。

以上でございます。

○河村委員

新たに発生したって、平成30年以前のものだから、全てが過去の話じゃないの。

198件の、普通は、審査意見書の中には、もうちょっと不納欠損の理由について、死亡とか所在不明とか、そういった文書で載っちゃうのに、何でこれが、そういう分別の仕方ができないのか。

時効にはかかっちゃうけれども、支払う意思があるということで繰り越しをしたのか。もうちょっと分析、分かりやすい分析はないんですか。

○邊見下水道課長

まず、監査意見書につきましては、これは、私どもが作成する報告でございませんで、ちょっとお答えはできないかと思えます。

先ほど申し上げましたように、不納欠損の内訳につきましては、死亡や倒産、居所不明等によるものでございます。

以上でございます。

○河村委員

監査意見書について意見を求めていますよ。ここへあることが事実だとするならば、翌年度へ今回繰り越した1,368件、1,269万5,000円というものはどういうものですかと。

○邊見下水道課長

繰り越したものにつきましては、現時点ではまだ収納を目指して取り組んでいる債権でございます。

以上でございます。

○河村委員

だから、その収納を目指しているこの債権の内訳をどういうふうにつかまえていますか。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○邊見下水道課長

繰越しにつきましては、過去に納付の意思を示された者が残っておりまして、そういった方たちに対しまして、現在も納付のお願いをいたしておりますが、納付されていないものや、その方を明確に居所不明とか死亡と確認できていない状態のまま保留になっているものとか、そういったものがありまして、明確に不納欠損処理をするまでの段階に至っていない方も中にはおられますし、中には納付が続いている方もおられますし、そういった中で、下水道課としては納付の努力を続けているという状態のところでございます。

以上でございます。

○河村委員

途中でちょっと曖昧なところがあったんですが、この1,368件の1,269万5,000円の翌年度繰り越した未収金については、本人が払う意思がある、全員がね。しかも所在等についてしっかりしている。

じゃあ、その確約書みたいな、あるいは一部分割払いというような納入についての同意があるのかないのか。

通常であれば、時期的な問題があって、不納欠損に回るような類のものではあるわけですが、意思があるからということで残したんじゃから、どういう努力をしてね、じゃあこれを回収に向かっていくのか、その辺りをちょっと話をしてください。

○邊見下水道課長

基本的には、文書による催告をしたりとかになるかと思いますけれども、いろいろとこれまでの経緯等がある場合もありますので、その辺りは収納担当者の臨戸徴収であったり、そうしたことをできる範囲でやっているというふうなところがございます。

○河村委員

じゃあ、5年度中にそういった臨戸訪問、あるいは夜間徴収、あるいは休日訪問といった類のものが何件実施されましたか。

○邊見下水道課長

休日については、基本的には現年度の関係になろうかと思えますけれども、そういったものは下水道課単独では実施はしておりません。夜間徴収につきましては月に1回程度、約束をされた方をお伺いしているような状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

中身がよく理解できないんですが、例えば、夜間徴収であれ休日であれ、御本人と要は意思確認ができていけばええわけですよ。夜間だけがええというんじゃないくて、それは、例えば請求書を送ったことでも、御本人と意思のその疎通ができていけば理解できるわけですが、それはできているという理解でええんですね。

○邊見下水道課長

その辺りは個々にケース・バイ・ケースなところがございますので、全体的にはちょっとお答えすることは困難と考えております。

○河村委員

何か全てがうやむやの中で話を進められるんでね、今回繰り越した未収金について、しっかりとしたものがあるのかないのか。決算をやる以上は、そういったことをしっかりチェックしていただいて、じゃあ、担当が変わったらまた一からやるとか、あるいは全く無になったとか、そういうじゃなくて、引き続きしっかりと収納体制ができると。

通常は水道と一緒にやって話の中ですから、ある程度その収納が見込めるはずなんですけど、これは、その原因として、水道と一緒に下水道部分というのがここへ残ってきたのか、何がこの原因だと思いますか。

○邊見下水道課長

水道との同時徴収を実施いたしましたのは平成21年度以降となります。平成20年度までは下水道単独で徴収をしておりましたので、それまでのものが、多額に残っております。

平成21年度以降につきましては、委員御承知のとおり、同時徴収になりましたことから、それほど未納は発生していないんですが、やはり、それ以前のものにつきましては結構な額が残っておりますので、そうしたものの収納をしっかり取り組んでいく必要があるかと考えております。

○河村委員

平成21年度以降というふうに言われたですかね。ということは、ここには一応平成30年以前というふうに書いてあるわけですが、分かりやすい整理方法からすればね、平成21年以前に大きな金額が残っておったと、この中の大半のね。そういう考え方でいくと、

16年以上経過している未収金ちゅうことになるですよ。ええですか。この大半は、16年以上経過した未収金が、今回も繰越金にしたと。

どのくらい回収できるの、それ。現在も継続して、その中で契約者としておるわけ。

決算じゃから、その辺りのところについてはしっかり分析をして、どねえかして改善する。もし改善ができんのなら、不納欠損もやむを得ない。いつまでも、何十年たっても残しちよったってしょうがない。その辺りの分別がしっかりつけられるかどうかちゅうのが、自分のその仕事に対する取組の結果なんじゃないんかね。その辺りのところをお願いして、私の発言は終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質疑のほうをさせていただきます。

1点目としましては、光駅の拠点整備基本計画には、施設ごとの現況と諸元として、JR光駅の乗降客数は1日当たり4,800人で、近年はほぼ横ばいの傾向を示しているというふうに記載がございます。こういうことを踏まえて、ここ最近の光駅の1日平均の利用者数、この部分についてお示しをください。

○山本都市政策課長

光駅の1日当たりの乗降客数について、平成30年度からお答えさせていただきます。

平成30年度は4,364人、令和元年度は4,596人、令和2年度は3,698人、令和3年度は3,776人、そして、最新値となります令和4年度は3,942人でございます。

以上でございます。

○小林委員

近年の傾向も含まれて、実際の光駅の1日の平均の利用者数、この部分についてお示しをいただきました。理解も深まりました。

そういう中で、令和4年度「ゆたかな社会」に向けたまちづくりレポート、こういうふうにございますが、その中では、令和8年度の目標値として、光駅の利用者数4,800人以上、こういうふうに設定をされているんですが、現状の利用者数との乖離の部分、この部分について、まずどのように分析しているのかという部分と、今後どのように改善していくのか、この部分について、この2つの視点でお示しをください。

○山本都市政策課長

光駅の乗降客数についてでございますが、これは、コロナ禍による行動制限等の影響によりまして、令和２年度、先ほどの言った数字からすれば、令和２年度に大きく減少しております。その後、行動制限等の緩和や解除により、徐々に、２年間ではございますが、回復基調を示しております。

次に、今後の改善策というところでございますが、光駅拠点整備基本計画について現在、見直しを進めております。この見直しを行い、喫緊の課題であります光駅のバリアフリー化、そして、新たな南北自由通路の整備などを進め、光駅の利便性の向上、そして、本市の玄関口にふさわしい都市空間づくりを進めていきたいというふうに考えております。

また、人口減少下においても生活利便性が高く、持続的に成長する「多核連携によるコンパクトな都市」の実現を目指す光市立地適正化計画においては、光駅周辺を都市機能誘導区域に定め、都市機能が集積し、にぎわいに満ちた都市拠点づくりを進めております。

この計画につきましては、現在、さらに居住誘導区域に設定し、居住の促進などを図るため、同計画の改定作業を進めているところでございます。

こういったことを行いながら、光駅やその周辺がにぎわい、利用者数が増えればというふうに考えております。

以上でございます。

○小林委員

乖離のこの分析というところと、今後どのように改善していくのかという部分でいくと、後段の部分においては、基本計画の中でバリアフリーとか南北自由通路、利便性の向上を図っていくという部分や、人口減少に伴うような居住空間の変更とかも踏まえてやっていく、多角的に今後取り組んでいくということを理解いたしました。

次の質問ですけど、令和５年８月に中国ＪＲバス株式会社から中国ＪＲバス光線、また、西日本バスネットサービス株式会社から「ひかりぐるりんバス」が、令和６年３月をもってこれは廃止をされたという発表がありました。こういう状況を踏まえて、新たに防長交通さんがやられたというふうに認識をしています。既にスタートをしております。

事業の開設の当初という部分におきましては、通勤・通学のバス利用者の積み残し、こういうものが発生をされていましたが、既に様々な対策が講じられたという部分で、積み残しは減少したというふうに理解しております。ただ、その上で、ここ最近のバス利用者の積み残しの状況、これをまずお示しをください。

○山門公共交通政策課長

年度当初につきましては、雨の日や、その翌日にバス需要の一部をカバーできない事態が発生していましたが、７月から９月現在までは、防長バスの朝の通勤・通学時において、このような事態は発生していない状況でございます。

なお、１０月１日からは、朝の通勤・通学時のバスが３便から４便に増便する見込みで

ございますので、さらなる解消に期待しているところでございます。

いずれにいたしましても、今後も朝の通勤・通学時間帯の状況には注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

現状のバス利用者の積み残しの状況というところを理解ができました。これまでもバスの大きさを大きくしたりとか、あるいは昨年10月からバスの便数が増えるということもあって、非常に、あとはバスのマナー、乗車のマナーをしっかりと周知をしていただいたということで、そういう効果があって積み残しの部分は、私は、減ったのかなというふうに思っております。

先ほどの最後の御回答の中でもございましたが、引き続き注視していただくという部分がございまして、もし、また課題があれば、様々な対策を講じていただきますようお願いをしておきます。

あと、本年6月に開催されました光市の地域公共交通協議会の中において、令和8年度の年間路線バス利用者の目標値として、32万9,000人というふうな発表をされましたが、目標達成に向けて取り組んでいる事例、具体的な取組、この部分についてお示しをください。

○山門公共交通政策課長

現在、令和8年度目標である32万9,000人を達成するために、高齢者バス・タクシー運賃助成事業や、市民一斉ノーマイカー運動推進キャンペーンの実施に加え、今年度からはイベント開催におけるバスの利用の周知を実施しております。

具体的には、今年度、農林水産課が実施いたしました光ひまわりプロジェクトにおいて、10か所のヒマワリ畑のうち、5か所以上のヒマワリ畑を巡り写真を撮影する周遊フォトラリーというものがございまして、こうした事業にバスを利用してもらえるように、各ヒマワリ畑の最寄りのバス停や、バス停からのヒマワリ畑までの距離をホームページに掲載することによって、バスの利用を促進しました。

以上でございます。

○小林委員

分かりました。この目標値というのは、やっぱり32万9,000人というところを、令和8年度までに目標値で定められているという中で、様々な取組が行われていることも理解しておりますし、そういう中で、目標達成に向けて引き続き取り組んでいただくという部分と、引き続き、どういう、いわゆる人数の、乗車数が変化をしていくかというところも、しっかりと分析をして、その分析を踏まえた上での対策というのを講じていただけたらというふうに思います。

私からは、以上です。

○田中委員

今、公共交通についてという部分で、ぐるりんバスとタクシーの利用状況についてお聞きできたと思うんですけど、今、防長バスのほうはちょっとお話があったんですけど、ぐるりんバスの状況について、どのような状況で、防長バスのほうは増便等対応されているんですけど、ぐるりんバスについて、どのような状況で、どのような対応をされているのかをお聞かせいただけたらと思います、まずは。

○山門公共交通政策課長

ぐるりんバスの状況でございます。ぐるりんバスにつきましては、現在、月に1回程度積み残しの状況でございます。現在、その状況を事業者と共有いたしまして、何か対策ができないかというところを解決に向けて協議しているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。それと併せて、タクシーの利用状況という部分で、バス・タクシーのチケットの事業があると思うんですが、あれが大変好評だということで、それがきっかけで利用される方も増えているのではないかと想像するんですが、タクシーの利用状況について何か分かるものがあればお知らせをいただけたらと思います。

○山門公共交通政策課長

タクシーの利用状況についてでございます。

令和4年度から5年度の2年間にかけまして、パイロット事業という形で高齢者バス・タクシー運賃助成事業を行ってきました。今年度より本格運用を開始いたしまして、自動車免許証を保有せず、世帯内に平日の移動支援が可能な人がいない65歳以上の方を対象に移動手段を確保するとともに、外出しやすい環境を創出しております。

タクシーの利用状況についてでございますが、現在、この事業の申請が、9月11日現在1,714人申請がございまして、昨年度の申請者数より約250人増加している状況にございます。

また、今年度の助成券の交付枚数は、昨年度から1人当たり24枚増加し、48枚交付しております。

こうしたことから、市内のタクシー事業者を利用されている方は増加している状況にあると考えられます。

以上でございます。

○田中委員

この高齢者バス・タクシー運賃助成事業は好評ということで、チケットがあるので乗ってみようということで、タクシーを利用される方も増えているんだと思います。

タクシーの方たちも、乗る方が増えて収益が上げれば、事業として人気が出て、そういった運転手になろうという方も増えていくのではないかと思いますので、ぜひぜひそ

ういった誘導につながっていったらと思っております。

一方で、心配するのが、タクシーの台数が足りなくなってくるのではないのかという部分を少し心配しております。ぐるりんバスのほうもいろいろ改善に向けて協議中ということで、ぐるりんバスのほうも細かい対応をしていただいているので、利用される方も増えているという話を利用者の方からも少しお聞きしています。

乗れないときとかも含めて、ちょっとタクシーで行こうかと思ったときに、なかなかタクシーの予約が取れないというような声も、つい最近なんですけど、ちょっとそういったお話もお聞きするので、実際、タクシーの台数が足りているのかどうかというところも含めて、事業者のほうの声も聞きながら協議をしていただけたらと思いますので、そのことはお願いしておきたいと思います。

それとあと、高齢者バス・タクシー運賃助成事業が大変好評ということで喜ばしいことなんですけど、やっぱり地域によって格差があるんだと思うんですね。

私も今までデマンド交通等も提案はしてきた部分はあるんですけど、その地域になじむかという部分の結果からの検討、そして、コミュニティ交通も加えて検討していく中で、この高齢者バス・タクシー運賃助成事業は、交通不便地域に枚数を出して、その解消を図るというやり方も私はあるのではないのかなと、最近状況を見て、お聞きして思っておりますので。

面的に全体を考えるとときに、ぜひ、ちょっとそういった視点も加えて協議をいただけたらと思いますので、そのことをお伝えして、以上で終わります。

○河村委員

今年度事業の下水道で、島田5丁目じゃったですかいいね、この間3月議会のときに事前説明をして、できれば事前承諾をもらって事業を推進したらどうかと、こういう話をさせていただいておりましたが、現在の進捗状況をお知らせください。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

現在、下水道整備を予定している270mのうちの下流側130mの布設工事を発注しております。工事の進捗なんですけど、現在は地元住民への回覧等での周知や、工事区間の対象者へ公共ます設置申請書の受領などを行っております。現地の作業は来週あたりから進んでいく予定としております。

状況としましては、今年度つなげられる予定の12人中の11人の方の公共ます取付け管設置の承諾をいただいております。

以上です。

○河村委員

ますを設置するということは、つなぎ込みをするちゅうことなの。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

そのとおりです。

○河村委員

事前説明とか事前承諾という話は全然なかったんですが、一応この270m、何戸あるか分かりませんが、大方の人のつなぎ込みが予想できているという理解でええですか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

2期工事になります。1期工事の12人中11人、これはつなぎ込みの承諾を頂いております。2期工事は今、折衝中ございまして、途中経過ですけど、対象が16人中5軒の方に承諾を頂いております。

説明会については、5月に説明会を島田公民館のほうで行っております。24世帯の方にお越しいただいております。

以上です。

○河村委員

対象戸数は何戸じゃったんですか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

全部で28戸になります。

以上です。

○河村委員

ここの28世帯の中で、合併浄化槽とか、あるいは浄化槽、水洗化をしているお宅は何戸あったんですか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

全て合併浄化槽であります。

以上です。

○河村委員

結構な方がつなぎ込みをされているんで安心はするんですが、合併浄化槽の要は処理費用と、下水道の費用についての金額的なものは、皆さん御存じじゃあるんですか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

説明会のときに使用料金のお話もさせていただきました。

実際つなぐうえで工事費も当然関係し、使用料のことは、排せつ水量が個々に違いますので、その辺は個々で御検討しておられたと思います。その結果がこのたびの表れだと思います。

以上です。

○河村委員

つなぎ込みに向けて御努力をお願いできたらと思います。

それから、今、水道局が太陽光の勉強といいますか、いろんな検討をされておるようなんですが、下水道も、中継ポンプ場には太陽光はあったんかいね。何かその辺りについての御検討がありますかいね。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

太陽光はございません。

検討に関しましては、太陽光を設置するというよりも、今のポンプ場施設、特に光井に関しましては平成7年建築でありますので、太陽光の検討というよりも建屋の改築から考える必要があるものと考えます。

以上です。

○河村委員

中継ポンプ場そのものが結構日当たりのいいところというか、状況的には好ましいところでありますし、汚水だけの問題じゃなくて、例えば、あいば一くであれば、あいば一くの電気を含めて、そういったものを一緒に検討できるようなものをしていただきたらと思いますし、できるだけ維持経費が少なく済むように御検討いただきたらと思います。

以上です。

○大田委員

二、三年前じゃったですかね、桜の大木が折れて車道のほうに落ちて、それだけでなく幸いしたんですが、それを機に街路樹なんかも検査されてから、何百本か木を切り倒しておられたと思うんですが、その後はどのような状況になっちょるか教えてください。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

こんにちは。樹木伐採についてでございます。昨年度、倒木のおそれがある街路樹につきましては、118本を伐採したところでございます。街路樹につきましては、今年度も昨年の緊急伐採後に枯れた樹木や枯れ枝が落下する樹木があったことから伐採を行っているところでございます。

それと、今年度から3年程度かけて、倒木のおそれがある公園内の樹木約390本を伐採する予定にしております。まず、今年度、約120本を伐採する予定としており、現在発注して、業者が決まり、今後伐採する予定としているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今、公園内も120本毎年伐採をされるようにお聞きしたんですが、その後、倒木ちゅうのはなかったんですかね。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

冠山総合公園や光スポーツ公園などで桜の倒木がございました。
以上でございます。

○大田委員

そのときの処理はどうされたんですか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

その場合は、光スポーツ公園は業者に委託して処理をしております。
冠山総合公園につきましては、指定管理者において撤去をしております。
以上でございます。

○大田委員

そういうふうにやってから、また近年そういうような倒木があったということでございますから、桜の木ないし、ほかの樹木に対してもしっかりと見識を持って、伐採なんかもしていつてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、冠山総合公園でオートキャンプ場というのがありまして、ここ最近何か利用率が少ないようにちょっとお聞きしておるんですが、そのところの分析はどういうふうに思っておられますか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

冠山総合公園のオートキャンプ場の利用状況についてですけれども、令和4年度の利用者数につきましては1万4,074人です。そして、令和5年度は、速報値ですけれども1万1,531人ということで、2,543人の減となっております。

オートキャンプ場につきましては、コロナ禍におきまして、比較的安心して利用できる屋外施設として利用されてきましたが、令和5年度の新型コロナの5類移行により、外出先が自由に選択できる状況の中、公園やオートキャンプ場の選択率が低下したものと考えられます。

また、近年の猛暑により、夏時期に熱中症警戒アラートが頻繁に発出される中、特に夏、8月のオートキャンプ場の利用がちょっと敬遠されたことなどが挙げられます。

以上でございます。

○大田委員

じゃけ、2,534人じゃったですかね、減って、暑さなんかでキャンプするところは多様に考えられるというような分析はされたんですが、それを今後、冠山総合公園のオートキャンプ場に呼び込むためにはどういうふうにしたらええかというのは考えられておられますか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

オートキャンプ場につきましては、屋外施設ということで、猛暑に係る対策というのはちょっと難しいところではございますが、指定管理者とともに考えたいと思います。

以上でございます。

○大田委員

今から考えるという解釈になるわけですかね。分かりました。

それと、光駅の南北自由通路において、度々なぜそんなに高くなったのかというのをお聞きしたときには、相手、鉄道事業者がおられますから、お答えはすることはできませんとかいって常に言われておられたんですが。

その鉄道事業のところにおいては、それはそうかも分かりませんが、その北側と南側の駐車場のところにおいては、大日本建設コンサルタントに出されている。それで、なぜそんなに高くなるのかとかいうのを当然答えられないとは考えにくいわけですよ。

それは鉄道事業者と関係ないから大日本コンサルタントにプロポーザルで出されたんじゃないと思うんです。なぜそこでそういうような答えが出るのか、なぜ、それで高くなったのか答弁をお願いしたいと思うんですが。

○山本都市政策課長

基本設計の概算事業費が基本計画における概算事業費から増額したことは繰り返し御説明をさせていただいているところでございます。

増額した要因ということでございますが、これは、南北自由通路と併せて説明をしております。

といいますのも、基本設計は南北自由通路と駅前広場は一体のものでございます。当然ＪＲとも協議を重ね南北自由通路と駅前広場の基本設計も実施したものでございます。よって、南北自由通路だけとか、広場だけとか、そういったことの説明は、一体のものと考えておりますので、これまでの説明どおり、これ以上の詳細な内訳等をお示しするのは困難でございます。

以上でございます。

○大田委員

じゃあ、なぜジェイアール西日本コンサルタンツと大日本コンサルタントのを別々に出されたんですか。

○山本都市政策課長

南北自由通路につきましては、鉄道敷を越した跨線橋の形式で考えております。このことから、やはり鉄道を越しての工事ということになれば、当然ＪＲとの協議も必要になってきます。

そういった面でいえば、鉄道事業特有の設計に対応可能な会社ということも踏まえまして、南北自由通路につきましてはジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社に委託

し、それ以外の南北の両駅前広場については大日本コンサルタント株式会社と随意契約をしております。

以上でございます。

○大田委員

何といたしまして、鉄道事業に関するところはジェイアール西日本コンサルタンツに出されて、金額が増額したのは鉄道事業者がおるからお答えすることはできませんと再々言われておりました。だけど、鉄道事業のそこのところでなくて、南北駐車場ないし広場に対しては鉄道事業と関係ないから大日本コンサルタントに出されたと、どうしても考えられるわけですよ。

そこにおいて、鉄道事業者との取り合いは南北自由通路の降り口とか入り口だけしか考えられないわけで、それで位置が変わるかどうかわかりませんが、そこで増額になった訳ちゅうのがほかにあると思うんですが、そのところはなぜ答えられないのか不思議でならないわけですよ。

バスが通るところ、あそこから鉄道事業者と関係ある、本当にそうですか、バスはバスのところでしょう、駐車場でしょう、広場でしょう。バスの回転場は鉄道事業者と何か関係あるんですか。そうじゃないでしょう。そこで便所を造るとしても、便所を造るのに鉄道事業者とは関係ないでしょう。それだから大日本コンサルタントに出されたわけでしょう。そこが答えられないというのが不思議なんですよ。

だからお答えくださいと言っているんですよ。それがなぜ鉄道事業者と打合せ中でありますからお答えを差し控えさせていただきますと言うのか不思議にはならないんですよ。答えられるでしょう。そういうようなところ、便所を造るのに鉄道事業者の鉄道の敷地内に造るんですか。そんなことはないでしょう、どうぞ。

○山本都市政策課長

繰り返しになりますが、南北の駅前広場と新たな南北自由通路は、先ほど言われたとおり接続しております。光駅の現駅舎は南口駅広場に隣接しております。また、光駅前広場等の設計に当たっては、別途発注業務である南北自由通路等基本設計業務とのレイアウトや施工のステップなどの整合性も図ることがやはり設計上必要不可欠でございます。このため、鉄道事業者とも協議を重ねてきたところでございます。

このことから、光駅南北自由通路等基本設計業務委託とは密接な関係があり、この基本設計と同様に、これ以上の詳細な説明はできないということを、これまでも繰り返し申し上げているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

なら、お聞きしますよ。北側のあの広場のところの駐車場の回転場、そこで便所を造るというのが何か鉄道事業者と関係あるんですか。便所を新築するというのに関係あるんですか。

○山本都市政策課長

個別・個別の部分では関係ある部分、関係ない部分が出てきますが、基本設計ということで南北自由通路と駅前広場ということで分けておりますので、これまでのお答えどおり、両基本設計は密接な関係があり、一体のものとして同様の対応を図っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

それは執行部側の考えでしょう。人々の考えは違うと思いますよ。なぜこんなに高くなったかというのは、市民の皆さんはお聞きになりたいと思っていますよ。それで、どうしても鉄道事業者の関係あるのにジェイアール西日本コンサルタンツに出されたのは、鉄道事業者とまだ折衝があるからお答えできないと、でもそれはうそだろうと思いながら、まあ仕方がないと思って我慢しておられる。

それじゃが、南北の駐車場やらあれらがなぜ高くなったのか、そねえなんはお聞きになりたいと思いますよ。そういうのは市民の皆さんのお答えになっていないでしょう。執行部側の答弁だけでしょう。当然皆さんは、なぜそんなに高くなったのかと、例えば便所にしても何ぼぐらいかかるのかというのも、当然皆さんお聞きになりたいと思いますよ。

それをいや一緒だから答えられない、それで、海の見えない広場なんかも、どうしてあんなもんを造るんだらうかというのも、市民の皆さんはお聞きになりたいと思いますよ。そねえなんも当然お答えができる範囲だと私はと思っています。

駐車場の南側の回転場にしても、どういうふうな形になるのか、それで、なぜこんなに高くなったのかとかいうのも、接続ではないから当然答えられるべきだと思います。それでなぜ答えられないのか不思議になりません。もう一遍お答えください。

○山本都市政策課長

事業費の増額分については、個別ではなくて、南北自由通路と広場、合わせ当初の概算事業費30億円から40億円が基本設計の段階で62億1,000万円となり、22億1,000万円増額となったことは、これまでも御説明させていただいております。

そして、その要因、約22億1,000万円の増額要因でございますが、約8億円は南北自由通路の整備や駅舎の整備に伴い、想定範囲を超える鉄道設備に移設や再整備が必要になったことや、現地の状況に対するため非常に大型の建設重機が必要になったことなど、調査結果の反映によるものが、繰り返しになりますが約8億円増額。

そして、資材価格の高騰によるものが約6億5,000万円。利便性の向上のため、新たに北口駅前広場に公衆トイレを設置することや、利用状況の変化に対応して南口駅前広場の規模の見直しをすることなど、機能の追加による増額が約6億2,000万円。そして、用地の取得に係る増額が約1億4,000万円、こういった説明はこれまでもさせていただいております。

以上でございます。

○大田委員

それに伴うて、要するに、概略図というのは当然出てくると思うんですよ、それは。それで、大型車両、500トンとかなんとか言っちゃったですけど、それなんかもどっから連れてくるかというのも当然出てくるわけですよ。

また、増額も22億1,000万円と言われたが、それは最高値の40億円に対してでしょう。最低値の30億円だったら倍ですよ。30億円だったら、62億円だったら32億1,000万円の増額で倍額ですよ。

それ市民はね、なぜそんなに高くなったのかちゅうのをお聞きしたいわけですよ。それで、それを言ってもらって、どれが何ぼ高くなった、概略図を出してもろうて、それで、これがこれだけ高くなったとか、そういうのはお聞きしたいわけですよ。そのところをもう少し考えて、もう一遍、すみません。

○山本都市政策課長

再度に繰り返しになります。さきの一般質問においても部長が答弁させていただきましたように、基本設計の成果の内容は、本市においても、また、鉄道事業者においても、いずれも最終的な意思決定を経たものではございません。このことから、これまで説明した以上の詳細なものについてはお示しすることは困難でございます。

以上でございます。

○大田委員

最終意思決定ではない。それはそうかもしれません。でも、三、四十億円の金額が62億1,000万円と、金額をぴしゃっと言われたわけですよ。三、四十億円かかるだろうと言われていたのが62億1,000万円かかると、ぴしゃっと言われたわけですよ。そこはどこから計算できたのかというふうに言いとうなります。

これが出たんじゃが、60億円から70億円、80億円かかるかも分かりませんがとかいうんじゃないくて、62億1,000万円とびたっと出たんです。それは積み上げ計算で出たわけでしょう。そのところをよく考えてもう一遍発言してください。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○大田委員

先ほどからいろいろお聞きさせてもらって、常に同じ答弁しかしてもらえません。だから、市民の皆さんがですね、我々は市民の代表で、市民の声を代理してからお聞きしているんですが、それに対する常に同じ答弁をされておられます。それでは市民はやっぱり納得できかねるところが多分にあると思います。そういうようなことにおいて私は再々質問をさせてもらっているんです。

市民の理解を得るためには、もう少し歩進んだ答弁をお願いしています。今後はそ

ういうふうにさせてください。よろしくお願いします。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○大田委員

市民の皆さんにしっかりとお伝えするためには、しっかりとした答弁をしてもらって、今後とも実のある会話をしたいと思っております。そのためには、しっかりとした答弁も、同じことの繰り返しじゃなくて、しっかりとした答弁、それを期待して我々は質問してお願いしたりしているわけですよ。

だから、当然、執行部としては、いやこれが誠意ある答弁じゃというんで、同じ答弁を何回も何回も繰り返されるんじゃないくて、やっぱりそこに対する、質問に対するはっきりした答弁をお願いしたいと思います。

今、プラットフォームのかさ上げに対しても、なかなか答弁いただけないんですが、車高の低い列車が増便したとか言いながら、今年になっては1便減ったようにお聞きしております。

そねえなんも、やっぱり乗降客の足元のプラットフォームを上げるとかいう答弁も、しっかりとしたプラットフォームをかさ上げするようなことも一緒になってから答弁してもらいたいと思っております。そこのところをようお考えになって、今後答弁してもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いします。